矯正図書館

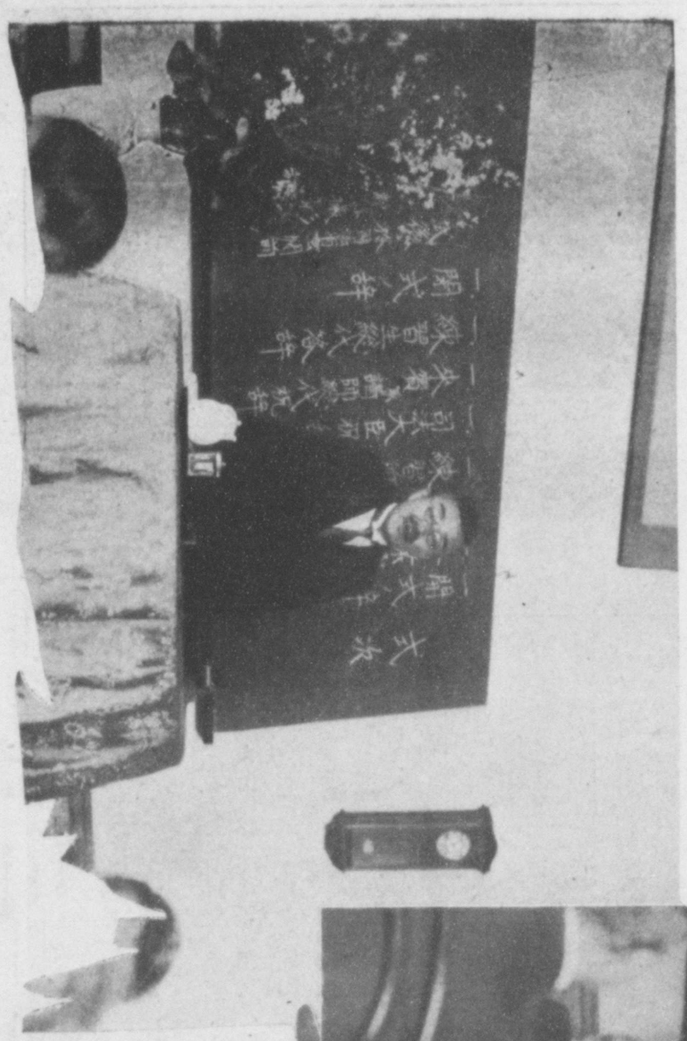
刑政

第四十四卷　三月號　第三號

卷頭言	正木亮	2
刑政時論		4
刑事政策より見たる懲罰の將來	正木亮	6
教育刑の回顧と展望(下)	常盤敏太	17
フロイデンタールの日記より		30
行刑上より觀たる禁錮刑の價値	津久井作司	47
行刑作業と災害問題について	前田靜夫	55
不良兒惡囚の調査(八)	吉益脩夫	66
死刑は犯罪を防止するか	マーカス・エー・カヴアナツク	76
オスボーンの建設したブリズン・コムミユニテー	フランク・タンネンバウム	88
昭和五年中に於ける指紋對照並前科發見等に關する概況	仁科正次	94
全國刑務所沿革		98
練習所見學記——海外異聞錄——讀者の頁——家庭の頁——刑政俳境——行刑法令——行刑統計——雜報其他		

財團法人　刑務協會　發行

昭和六年三月七日印刷納本・昭和六年三月十日發行



第二十三回刑務所官練習生卒業式



上圖は來賓總監並に來賓小山檢事總長
下圖は講師野副所長

岩波版

六法全書

事項索引及參照條文附

京都帝國大學法學部教授 末川博 編著

岩波版六法の出現は出版界に異常なるセンセイションを捲き起しその壓倒的實行は深刻なる現時の不況を無視して、眞に價値と便益ある著書の、常に世に迎へらるるを實證せり。今や本書は學界に、法曹界に、實務界に、他の追隨を許さざる完全な六法全書として聲價愈々高まり、獨創の企圖に對し多年に亘る我等の慘憺たる苦心と努力は聊か報ひられたり。

昭和六年版

最新法令の增補

特價提供

特價一圓八十錢（上製 定價二圓）

特價二圓（特製 定價二圓三十錢 送料書留各十六錢）

追補進呈

第五十九議會の重要法律案にして新法令として公布せられたるものはそれらを取纏めて追補を發刊し御希望により本書購讀者に無代進呈いたします。

總頁數一三七〇

携帶用袖珍型

用紙インヂアンペーパー

内容見本進呈

諸家の推奨

牧野大審院長 —前略—特に同書が編輯責任者を設け各部門毎に專門家たる擔當者を定めて各條下に一々參照條文を掲げて以て其の關聯する所を明かにし、且事項索引を末尾に附して以て檢索の便宜を圖りたるが如き他には其の類例を見ざる所であつて編輯に多くの年月を費したるも宜なりとすべく此の一事既に從來普通に行はれたる他の幾多の六法全書を凌駕するものと謂ふも敢へて過言にあらず。我々司法の實務に該る者の實際に役立つこと蓋し鮮小ならざるべきを確信す。

小山檢事總長 —前略—而して本書には前記六法典以外の日常必要とする關係法令をも亦多く網羅し殆ど遺漏がない、殊に其の編輯には末川教授外六氏が滿二年間努力せられたと云ふ程であつて、法令の索引及參照條文の檢出に苦心研究の跡が認められるのである。要するに本書は從來曾て見ざる完全なる六法全書と評すべきであつて、之を繙く者は時間の空費と辛勞とを除去する事を得べく從て執務の敏捷と法律の研究とに資する所は決して尠少でないと思ふ是れ余が敢て本書を法曹に紹介する所以

岩波書店

東京市神田區一ツ橋通町

振替東京二六二四番 電話九段一〇二三・一二八一・二一〇八・二一〇九・二六二六

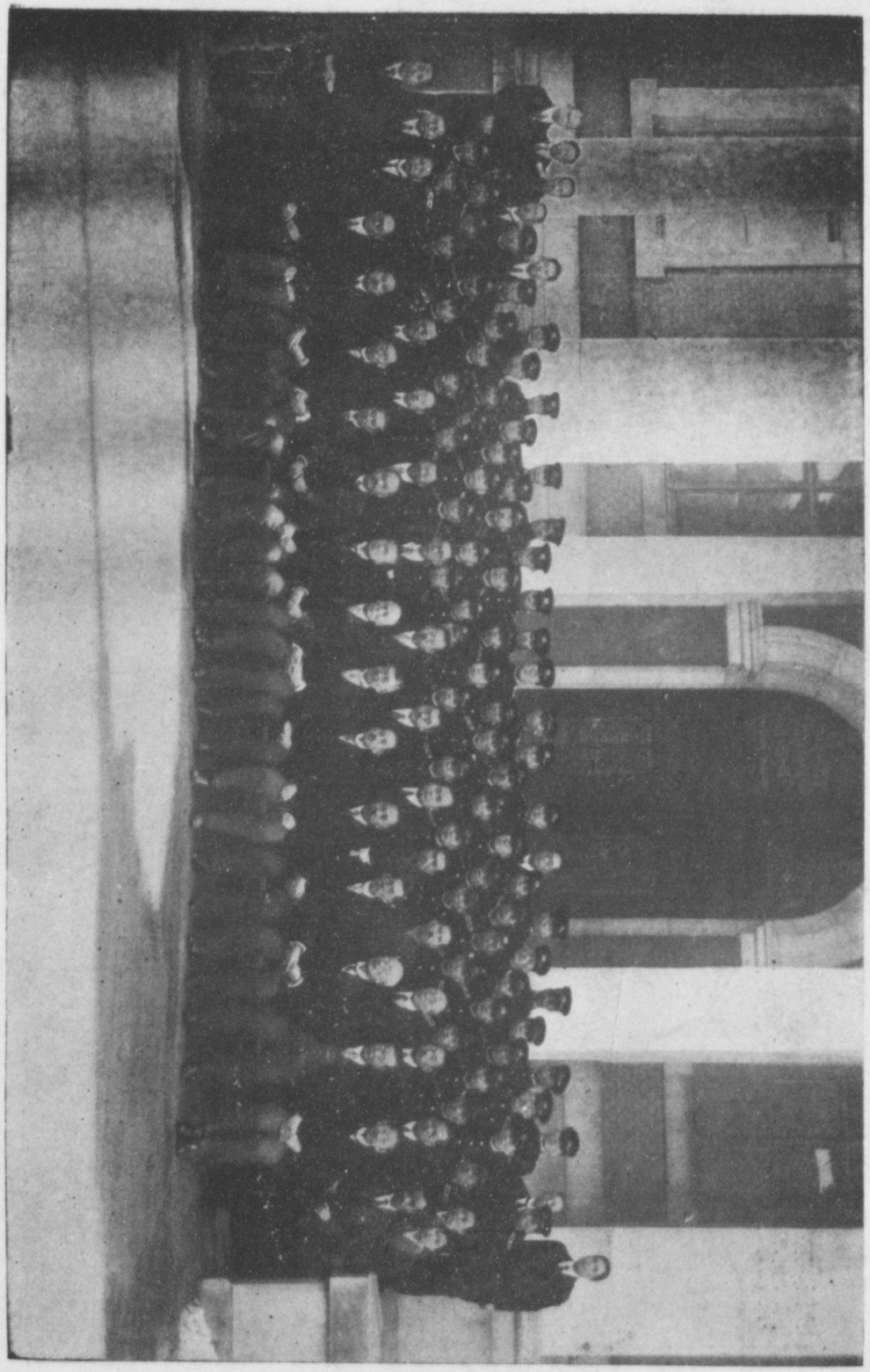
矯正図書館

刑政



第四十四卷

第三號



（十二月二日）關玄關官臣大法司於撮影念紀の日當式業卒所習練官務刑同二十二第

行刑教育否定論に對する否定

東京帝國大學教授田中耕太郎博士はわれら行刑學徒及び刑務官に對して行刑教育否定論の基本理論を教示された。博士はいはれる。「刑罰は犯罪人に科せらるべき一つの惡に外ならぬ。此の點に於て刑罰は矯正、感化、教育等の手段と根本的に異つて居るのである。刑罰は其本質上犯罪人に不愉快乃至苦痛を感ぜしむべき惡である。此の故に刑務所の設備其の他の行刑方法の改善に不斷に意を用ふることの必要なるは勿論のことながら、假令國家豫算が之を許すにしても、刑務所を亞米利加流にホテル又はサナトリウムたらしむることを得ぬのである」。（現代法學全集第卅六卷第一七一頁）と。

その言葉がもしも市井のデイレッタントの筆になるのなら、わたくしはもちろん默して居よう。だが苟しくもそれが法律の府の、しかもわたくしが日頃その法理によつて啓發されつつある博士の筆になるのだからわたくしは默することが出來ない。

博士のいはれる刑罰が一つの惡であるや否やに付ては新舊兩派の爭ふところ玆にそれをむしかへす必要はない。恐らくは舊敎に信仰深い博士が意思に絶大の重きをおかるるが故にしかく應報思想であらるるのであらう。しかし、玆に見逃すことの出來ないのは犯罪人に不愉快乃至痛苦を感ぜしむべき惡であるといはれたことである。犯罪人に與ふる不愉快乃至痛苦とは博士はどんな意味でいはれたのであらう。具體的に不愉快乃至痛苦を如へることを意味されたのか。もしさうだとすれば博士は玆に今日に於ても猶昔の體罰否インクイヂションすらも認められることになるのである。抽象的に囚人にざん悔を要求されるのか。ベンヂヤミン・フランクリンやクローネのやうに嚴正獨居を妥當と し之を以て不愉快乃至痛苦を感ぜしむべき惡だとせられるのか、もしさうだとすれば博士の有名な信仰心は不愉快乃至痛苦から出發することになり、裏から見れば信仰は即ち

痛苦だといふことになる。信仰が不愉快乃至痛苦だといふことになれば人生に信仰ほどいやなものはあるまい。そのいづれの意味によつて行刑教育を否定しようとされるのかわたくしには更に諒解が出來ない。

次に博士は刑務所の設備其の他の行刑方法の改善に不斷に意を用ふべきことを肯定して居られる。前提のかくの如きからわり出される設備乃至行刑方法の改善とはどんなことであつていいのか。われわれの改善しようとするところは囚人の行刑による不愉快乃至痛苦の除去である。それを除去することによつて囚人を社會に同化せしめ累犯を防止する效果を擧げ得るのである。不愉快乃至痛苦を除去し囚人を社會に同化せしめようとする努力と矯正と感化と敎育とにどこに差異があるであらうか。體罰をもいとはないとされる前提議論からかやうな行刑の改善を是認しようとされる博士の議論くらひイロヂカルなものはないと思ふ。

博士はわが行刑にアメリカ流のホテル乃至サナトリウムをつくることをいましめられた。しかし幸にしてわたくしの知れる範圍に於てはアメリカにホテル刑務所もサナトリウム刑務所もない。おそらくアメリカにそれあるが如く信ぜられたのは博士の何等かの誤解ではなからうか。苟くも行刑を畢生の事業と考へる行刑關係者はたとへアメリカに於てもそんな馬鹿なものをつくつては居ないからそのいましめは洵に不用ないましめである。

博士の好んでよられたヒツペルもコーラーもそれが道義論者であるだけに刑罰の本質は惡だとは考へた。しかし、その實行に於て行刑の特別豫防を否定することは出來なかつた筈である。彼等は理論と實行とのくひちがひになやんで居るが博士はそれ以上に思想の混亂を示された。行刑の人道主義をもたらしたキリスト敎徒の功績は偉大である。しかも今その一人であらるべき博士から行刑不愉快論を提示されたことを悲しまざるを得ない。

六年二月廿二日夜

正木亮

矯正図書館

刑政時論

□

かねてより、犀をはりあげ、語を強く、して叫んで來た普選法中の刑餘者に對する差別待遇撤廢が、今度の選擧法改正案中にとり入れられて、政府案として樞密院に回付されたところ、そこで殆んど全員がこの明々白々の撤廢に、反對し案の修正を要望してゐるといふ。

寔にこれ奇々怪々だ。これではいかに行刑が發達し、行刑の内容が刷新されても、かうした傳統的な觀念が、識者の間に低迷してをる間は、とてもその撤廢が困難であらねばならぬ。

單に吾々は、この點になると、もはや選擧權獲得や缺格條項に關する問題としてゞはなく、行刑そのものへの確認保證の要求を提出せざるを得ないのである。

何故に、一定の年限の刑を科するか、何故に、不定期刑を採用してゐるか、莫大な經費をかけて何故に刑務所の改善をなしつゝあるのか、たとひ刑の惡に對する應報であるとしても、一定の服役は、既にその罪に對する償をなし終つたものであるといふことは、今更言ふを俟たないが、先づこんな初歩から問題を改めてゆかねばならなくなる。

なるほど、刑餘者中には、改善の實をあげず累犯に陷る人數がかなりある。異質者のあることもあらそはれぬ。

だが、そのことが、何故に選擧法の上に於てまで制限せねばならぬのか？

一般世間の人間と、何處にかはりがあるのか。

それを異人種視、蔑視するのは德川時代に流れをくむ傳統的な觀念の所成でしかあり得ない。

吾等は、改めてこの觀念を排除し、正鵠なる行刑精神の啓蒙發揚に陣をすゝめねばならぬことを强く意識する。

樞密院ばかりでなく、存外かうした古い壺を抱いてゐる人間が多いから。

□

救護法が議會を通過してからもう三年も經つ、社會政策を看板に掲げてゐるだけ民政黨もこれは何とかしなければならぬが、金の問題ではたと行きづまつた。やつと各國の例にならひ、競馬法を改正して、この費用を捻出しようと案を立てるものがあつたが、町田農相は議會で、競馬法による納付金は馬事振興費に充當すべきであると、明言した異論も出て、おぢやんになりかけた。

そこで、この四度の大會と五十餘回の會議を開き、運動をつゞけて來た全國の方面委員は、悲壯なる決心のもとに期成同盟を宮城前に於て解散し上奏の手續をとつた。

併し乍ら、この不景氣、この深刻な餓死線上に彷徨する數十萬の貧民のあることは、うちすてゝおくことの出來ない事實である。

このときを忘却していつの救護法なりやである。

政府も、この事實と輿論にうごかされて、再考したのがやはり競馬法改正による百萬圓と、内務大藏兩省で二百萬圓を出して、實施しようといふのである。

競馬法の改正が賭奕や投機心を助成し、完全なる馬事の發達を阻害しやしないか、それは別問題として預かり、吾吾は、とにかくこの救護法の速時實施を願ふものである。

たとひこれが實施されても、雀の涙ほどのうるほひであつても結構なことにちがひない。

□

先月東京日本橋の白木屋で、警察展覽會が開催され、非常な人氣を博した。主催者は、グロ流行の今日、この催しが、さうした一般人の傾向に和するだけでは、その趣旨が徹底しないといふよりむしろ弊害があるので、興味本位ではなく、警察はどんなことをしてゐるかといふことを知らすことを本領においたが、珍らしい展覽會であるだけ參觀人がつねに充ち、豫想外の效果をあげ得たことだらうと思ふ。

本協會で保管してゐる石川五右門を油で煮たといふ名高い釜や昔の刑具の數々も出品陳列され、又江戸時代から明治初年の刑獄にたづさはる人の用具、古い記錄、刑獄の圖、刑を執行する有樣等幾多の參考資料がありかうした方面にも相當貢獻するところがあつたらうが警視廳や警官は、如何に市民や世間のために活動してゐるかといふことを世間に理解させたことは、非常なものであつたであらう。

たとへば、ピストル强盜のために殉職した小川警部補の寫眞をかゝげ、自筆の履歷書から、その用いた官服、總監の表彰狀や殉職の模樣、さては、葬儀のときの弔詞まで陳列して、世間の同情に訴へたり、巡査の一日の仕事がいかに繁忙であるか、犯人を捜査するためには、どんな方法で、どんな苦心をするか等といふことを寫眞や圖等で說明して、民衆に警察を理解せしめてゐるなどは、思はず、傳統的なお巡さんといふ觀念が消滅して、敬虔な念をそゝられずには居られない。かうした催しを、刑務方面にも採用することには種々問題もあらうが、近時警察官が愈々民衆化すると共に、著しく親まれ、民衆に理解されてくるに反し、刑務官が、依然そのはらふ努力精進が世間にみとめられず、理解を以て臨まれないことを深く遺憾に思ふものである。

敢て世間に認められることを目標とするのではないが、そこに行刑の發揮する精神が如實に流出し得ないからである。

この點吾々は一段の進出を期してゆきたいものである。

—A生—

刑事政策より見たる懲罰の將來

正木亮

目次

一 はしがき
二 懲罰の目的
三 舊刑法定主義と懲罰(以上本號)
四 懲罰の裁判主義
五 懲罰の裁判手續
六 けつろん

一

わたくしは刑務所を一つの小社會と考へて居る。それは刑務所の中に醫師や僧侶や技師や教師や乃至は普通社會のそれの如き各般の職業の人々が集つて居るからといふわけからではない。わたくしが刑務所を一つの小社會だといふのは自由刑の目的から來るのである。即ち自由刑の目的は犯人を自由社會に應化せしめることにあるのだから、その應化作用を練習すべき刑務所が自由社會と同じ構成でなければならぬといふ辯證法的な見解から來るのである(一)。

今日の刑務所の構成はわたくしのこの見解と漸次合致して來つつあるやうである。例へば、從來の刑務所には世の中で見られる商人のあきなひは夢想だにせられなかつたが、近來の刑務所には漸次それが見られるやうになつた(二)。例へば、從來は刑罰の執行と藝術といふものは全く表裏あるものだと考へられて居たが、今日の思想に於てはそれは表裏のあるものだとは考へられなくなつた(三)。從來は生活慰安などは考へられなかつたが、今日はそれも容れられた(四)。囚人が勞働者の享け得る權利を享け得るといふことが論ぜられるやうになつた(五)。數へ來れば今日の刑務所に社會事象が取り容れられたことは數多いし、また刑務所の社會化はまことにめまぐるしいほどである。

從つて、かやうな社會事象が多くなればなるほど刑務所の治安は社會のそれと同じ價値になつて來るし、その維持方法も亦社會に於ける方法と相近似して來るのである。その意味に於てわたくしは從來刑務官の權力の殿堂であつたところの戒護室に軟風が吹いて來ざるを得ないと思ふ。戒護は紀律の府のみではない。同時にそれは衛生の府であり、思想の府であり、而して保安の府でなくてはならなくなつたのである。かくなることに於て戒護は卽ち社會の警察と同じ職能を發揮せねばならぬ地位に置かれるに至つたのである。具體的にいへば戒護とは社會化したる刑務所に於ては警察のいひである。しかく社會としての機構を備へるに至つた刑務所に於てこの小社會の人々の生活を律すべ

き刑罰及び訴訟手續が大社會に於けるそれと異るいはれはない。大社會の人々が裁判官の裁判を受くる權利を有するが如く、裁判の公開によつて公正なる審理を受け得るが如く、小社會の人々もその社會生活に於てかかる權利を保有せしめられてこそ將來の社會應化は期待せられ得るのである。

惟ふに、今日の行刑制度に於て懲罰制度ほど社會的機構の埒外にあるものはない。それあるが故に刑務官はややもすればその權力を謳歌し、自己の非違をそれによつて歪曲し去るの弊に陷るのである。懲罰の糺問主義は改善作用の敵である。

大社會の刑罰は犯人を教育すべき手段である。恰も、さやうに小社會の刑罰則ち懲罰も亦犯人を教育すべき手段でなくてはならぬ。大社會の刑罰が刑事政策の進化につれていろいろと變化されるやうに小社會の刑罰も亦その進化に隨伴しなくてはならぬ。

さやうな理由からわたくしは懲罰の將來を豫斷して見たい。おそらくわたくしのこの小論、さうして極めてドグマチックなこの豫斷は刑務官諸君から批難をうけるであらうと思ふ。しかし、刑罰の改良が社會文化を進化せしめるが如く、懲罰の改良はやがて行刑教化の進化を誘はねばならぬのである。刑務官諸君がその改良にいそしんで居られるであらうことはもちろんだが、わたくしはその驥尾に付するまでである。

(一) 拙著「行刑上の諸問題」第二〇六頁。

(二) 所謂賣店制度であつてわが國では既に未決囚留者に對して之が許された。拙著「監獄法概論」第一二〇頁以下。

(三) 刑務所で囚人に芝居を爲さしめることが妥當なりや否やがその一の場合である。之に付ては、ロシヤ行刑には認められたが第十回國際刑法並監獄會議では各國の事情に從はしめた。音樂及それに類する演奏はアメリカ、ドイツ等で既に許されて居る。

(四) 日本では既に大正十三年來蓄音器と活動寫眞が許され最近は長期刑務所中小菅と老年刑務所たる濱松・米子及び少年刑務所にラヂオがひかれ、猶少年には遊戲が許されて居る。

(五) 行刑學上工場法・勞働法が行刑上準用されねばならぬと論說されて居る。拙著「行刑上の諸問題」第一一七頁以下、一二六頁、牧野博士「勞働の責務と權利と作用」(中央公論第四十四年第九號)第二〇頁。

二

懲罰は犯則者を苦しめる爲めのものではない。また、それによつて一般を警戒することが目的でもない。それは只犯則者に反省の動機を與へる爲めである。若しも苦しめる爲めなら、何も懲罰に種類を設ける必要もなく、殊に叱責は意味がない。若しも一般警戒の爲めなら、獨居拘禁者の懲罰に付ては之を公開し又は刑務所新聞に公告する必要があらう。

懲罰の目的は紊亂される小社會の秩序を維持することが最後の目的だからその手段としておのづから隔離作用と改善作用との二つの要素から成り立つ。從つて懲罰の本質は刑罰のそ

れと異ることがないし窮局すればそれは反省の動機を與へることである。故に、反省のにぶいものには重い懲罰が、その速かなものには輕い懲罰が科せられる必要があるので、從つて懲罰の種類は多くなる(二)。

しかく、懲罰の本質と刑罰の本質とが一致せねばならぬとすると、そこにまた刑罰に對する刑事政策上の要求がおのづから懲罰制度の上にも及んで來ねばならぬ。今日の刑事政策に於て特に注目に値ひするものの第一として先づ刑の執行猶豫と宣告猶豫とを考へることが出來よう。執行猶豫と宣告猶豫とはその手續に多少の差異はある。即ち前者は一旦言渡されたる刑の執行を一定期間猶豫するに反し後者は一定期間內有罪の判決を爲すことを猶豫しようとする點に差異がある。しかし、何れによるにせよそれ等を認めることは實刑を科するよりも之を科せずして刑の目的を達し得る場合を豫想したのである(三)。果して、執行猶豫が實施されだしてより玆に二十七年間の我が國の經驗は有效なものであつた。宣告猶豫に付ては我が國に於ては未だ經驗がない。しかし、それを用ゐつつある英米に於て恰も執行猶豫と同じ價値を發揮しつつあることは既に認められたのである(三)。

實刑を科せずして刑の目的を達するほど刑罰の本質に合するものはない。刑罰は社會を防衛する手段である。犯人を膺懲することは被害者の一時的な感情こそ滿足せしめ得れ社會平和を得る手段ではない。故に實刑を科せずしてことが足るならわれわれは第一にそれを選ばねばならぬ。執行猶豫と宣告猶豫とはかくして刑事政策上重要な地位を贏ち得たのである。

わが小社會に於ける刑罰即ち懲罰に於ても刑事政策に於けるかやうな現象がとり容れられぬわけはない。懲罰は若しも之を現實に科せずしてその目的を達し得ればそれによるべきである。懲罰は反則者に對する膺懲の具ではない。彼等の反省をうながしそれによつて秩序の恢復をはかる手段である。だから懲罰にも亦宣告猶豫と執行猶豫とが用ゐられて毫も不思議な點はない。

今日のわが刑事制度を觀察すれば、刑法に刑の執行猶豫を規定し監獄法に懲罰の執行猶豫を認めて居らない。即ち前者は刑罰が主觀化せられ後者はあくまでも客觀化されて居る。刑罰の本質は一あつて二ではない。刑法に於ける刑と監獄に於ける刑とに差異はない。前者に對する刑事政策上の影響は後者に對しても亦及ばねばならぬのである。さやうな意味からわたくしは懲罰制度の將來には懲罰の執行猶豫と宣告猶豫とが用ゐられるであらうことを疑はない。

第二に刑事政策の問題として考へねばならぬのは所謂訴追に關する便宜主義の影響である。現行刑事訴訟法第二百七十九條は犯人の性格、年齡及境遇並犯罪の情狀及犯罪後の情況に因り訴追を必要とせざるときは公訴を提起せざることを得ることとした。所謂不起訴處分の是認である。不起訴處分の是認が世の中をどの程度に裨益したか。われわれは先づそれによつて刑務費が非常に節約され國民の負擔が輕減された點を認めねばならぬ(四)。次に、それによつて刑務所に入ることなしに社會秩序に應化し得る人人のあることが明にされた。一厘を竊んで

も猶情狀に因らずして竊盜罪として處罰せねばならぬところの惡法も亦法なりといふ觀念が作つて居た法律と國民との感情のそかくは不起訴處分によつてたしかに融和されるところがあつた。法律が嚴格なることによつて社會の秩序が維持されると考へればそれは大きな誤解である。法律にはその一條件として嚴格性があるとともに他の條件として又涙があるので多數の國民の感情に適合して行くのである。不起訴處分はその法律の涙として國民に享け入れられまた重き犯罪への進化を喰ひ止める效果があつたのである。

法律のこの彈力性は囚人社會の刑罰規範たる懲罰に當然にとり入れられねばならぬ筈である。囚人の本性は冷い石ではない。彼等にも亦感受性がありさうして反省性がある。それあるが故にわれわれは行刑の改善作用を絶叫し得るのである。

故に、わたくしは改善作用を目的とする行刑に於て彈力性のない刑罰規範が定められることをあやしまねばならぬ。威嚇と一般豫防とのみを主眼にした今日の懲罰制度は十九世紀の遺物であり、古典的なドイツ監獄規則の飜譯に過ぎない(五)。二十世紀の刑事政策の風は高壁を超へた。囚人も亦人である。人である以上之を律する刑罰にゆとりがなくてはならぬ。懲罰の不起訴處分がかくして生れるであらうことを疑はない。訴訟手續のない懲罰制度に訴追に關する不起訴處分をそのままいれよといふのではない。わたくしは反則を摘發すべき官吏にその程度の裁量を與へねば懲罰の眞の效果は期待出來ぬといふのである。

最後に、わたくしは刑事政策のもたらした假出獄に關する精神を懲罰制度にとり入れよう。

刑罰に於ける假出獄は改善の拍車である。犯罪を再びせざるの確信に對し之を許すことはその確信を持續せしめ得るのである。囚人の之に對する希望がいかに彼等の善行を助長するかに付ては玆に喋喋するを要すまい。

われわれは今日の懲罰から重屛禁の消え去るの日の遠くないことを信じて居る(六)。否相當の將來に於ては累進制度の運用によつて所謂懲罰の消え去るの日あるべきを思ふ(七)だが、不幸にして今日の懲罰殊に屛禁罰が續く限り玆に過渡的な方法が案出されねばなるまい。それに對してわたくしの提唱するものが即ち屛禁の假出場である。それによつて彼等は希望に生き得る。希望は改善の基調である。

約言すれば、懲罰は小社會に於ける改善の一の手段である。根柢的な改善の手段である。そこに懲罰の主觀化されねばならぬ理由がひそんで居るのである。さうしてそれに應ずべき嶄新なる方法としてわたくしは玆上數種のものを擧げ得たのである。

(一) わが現行制度は十二種類であるが、しかし人たるの存在を危くする懲罰までも加へようとするのではない。その意味に於て重屛禁減食等は排斥されねばならぬ。

その點を危くしない限り懲罰期間の不定期主義は當然是認されねばならぬ。

(二) 牧野博士「日本刑法」(增訂版)第四七七頁以下。

(三) 臨時法制審議會刑法改正綱領第號はその意味に於て兩者の併用を決議して居る。

(四) 現行刑事訴訟法實施の直後大正十四年中には微罪處分及び起訴猶豫が初犯者に付一四一、七四二人前科者に付一四、四七二人であるがかく多數の不起訴が行はれるは當然である。

以上入監者の減少及び收容費の節約は當然である。

(五) 現今監獄法と一九〇二年のプロイセン内務監獄則とはその關係に立つて居る。

(六) 一九二三年のドイツ行刑原則、一九二七年の行刑法案及びロシヤの勞働改善法、わが監獄法改正綱領には總て重屏禁が消えて居る。

(七) わたくしは嘗てその點を論じて置いた。之に付、拙著「行刑上の諸問題」第二一三頁。

三

懲罰の目的も亦反則者に對する改善の手段である。しかし、その手段は前提として彼等の地位を保障して置かねばならぬ。刑法は正條なき者を罰することがない。而して、それは憲法の保障する大原則に基く。刑事訴訟法はその規定以外に於て犯罪を證明し之を訴追することがない。而して人民は裁判官の裁判によつてのみことを明かにせられる。而してそれも亦憲法の保障する大原則である。苟しくも憲法の存するところその臣民がそれ以外によつて罰せらるることはない(二)。

法治國の國民は敍上の保障によつて君主の專斷から免れることが出來る。換言すれば、罪刑法定主義あるが爲めにその生活が安定し苛酷なる糺斷を憂ふる必要がなくなるのである。わたくしは罪刑法定主義をその成立當時の如く嚴格な意味に於て墨守することを欲するものではない。否むしろ罪刑法定主義をもつと餘地あるものに考へておかぬと刑罰の教育作用は到底完全に行はれるものではないと思ふ。その意味に於て罪刑法定主義は改善作用としての教

育手段と予盾すべきものではない(三)。所謂罪刑法定主義の下に於て絶對不定期刑が是認し得らるるのは(三)さやうな理論から妥當になるのである。

罪刑法定主義がしかく廣げられる結果として囚人に對する處遇方法に付て典獄の自由裁量は當然に擴張されるが、それは教育手段に付ての自由裁量が擴張されるだけで囚人の基本權は依然として法律の上に立たねばならぬのである。否その點を明かにして置かねば教育手段は遂に水泡に歸するのである。之を明かにするに非ざれば、囚人の疑惑を買ひ教育手段はその點からくづれる。

そこで、わたくしはこの刑に關する罪刑法定主義の理論を小社會の刑罰としての懲罰にあてはめて見たい。監獄法は小社會に於ける人民を如何なる行爲によつて處罰すべきかに付ては之を規定した。しかしそれは只監獄内に於ける危險行爲があれば如何なる場合でも處罰し得ることを明かにしたに過ぎぬ。監獄法第五十九條の「監獄ノ紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス」といふ規定がそれである。これによると監獄内の刑法は社會の刑法と異り判然所謂社會防衛説の立場に立つて居る。故にそこには教唆は勿論獨立の犯罪行爲であるし、不能犯も亦處罰すべきである。さうして、之に科すべき刑罰も亦法律によつて定められた。監獄法第六十條の十二種の懲罰がそれである。故に、この二點から考へれば監獄内に於て人が處罰を受けるには憲法第二十三條に基いて法律の定むるところによるべきだといふことが明かにされた。然し、處罰が法律に基いて行はるべきと同じく、審問も亦法律の定むるところによらねばならぬ筈であ

る。又囚人も亦その自由を剝奪される以外に於てはやはり法律國家の人民であるのだから裁判官の裁判を受くる權利を持つて居るのであるが、それ等に關し監獄法は更に規定するところがない。只典獄の權限にのみ屬せしめて居るに過ぎない。

そこにわたくしは懲罰問題の禍根があると思ふ。懲罰が法律問題である以上憲法第二十三條をしかく二樣に即ち一半を法律によらしめ他を行政權の範圍に屬せしめることが、いかに監獄を封建的なものとして殘して居るかは玆に詳論するまでもない。

監獄法は懲罰に對して罪刑法定主義の原則を認めて處罰行爲と處罰の種類とを明かにした。それを是認する以上、そこに刑事訴訟手續の是認されぬ筈はない。それを認めねば眞の罪刑法定主義は生れるものではない。懲罰に對して罪刑法定主義の眞正なるものがない以上囚人の疑惑、役人の橫暴はたゆるものではない。換言すれば囚人は權力の前に屈從し敎化されるどころではない。彼等は僅かに情願に情願をくりかへして不滿を醫するのみである。

わたくしは懲罰をしてしかく不合理な今日の狀態におきたくない。それを改良するにあらざれば眞の敎育刑は生れるものでないからである。わたくしはその意味に於て玆に懲罰の裁判主義を提唱して見たい。

(一) わが憲法第二十三條はその意味に於て國民を保障して居るのである。

(二) 牧野博士「法律關係としての刑罰と敎育方法としての刑罰」(行刑論集所載)參照。

(三) 牧野博士「罪刑法定主義と犯罪徵表主義」第二七頁以下。

敎育刑の回顧と展望 (下)

常盤敏太

四 敎育刑實施についての若干の要求
(三) 行刑に對する判事の理解と協力
(四) 刑罰の敎育的單一化
(五) 敎育刑の不定期性

四

三 行刑に對する判事の理解と協力

刑事問題としては、裁判から行刑に至るまで一貫して敎育刑の目的の到達に努力すべきであることはいふまでもあるまい(＊)(＊＊)。犯罪の搜査及び起訴における檢事、判決における刑事判事、行刑における刑務官吏、何れとしてこの敎育の目的に對して關與なしといふことは出來ない。殊に刑事判事はその宣告刑の犯罪人に及ぼす敎育的效果、即ち刑罰執行終了の時を常に眼中に置かねばならぬ。わたくしが敎育刑の成功の一條件として、ここに、刑事判事の行刑に對する理解と協力を數へるのもこれが爲めである。

(＊) 拙稿『刑法より行刑への主觀主義的一路』刑政第四三卷第五號第二一頁以下參照。

(＊＊) 敎育刑論に對しては反對がないのではない。瀧川敎授と安平敎授とがこれである。兩敎授は現實のみならず理念としての敎育刑すら否定せらるゝことである(瀧川敎授『一九三〇年の刑事學界の回顧』法時第二卷第一二號第二九頁、安

平教授『文化刑法に於ける教育刑の意義』司法月報第二四巻第八、一〇、一一號參照)。しかし、わたくしには教育刑の現實性は最早試驗濟ではないかと思はれる。この點については、例へば牧野博士『刑法における法治國思想の展開』志林第三二卷第五號以下殊に第七號參照。

抑、監獄收容者の改善矯正の途を蔽ふに至るべき處を除去する爲行刑學上二つの制度がある。その一は行刑委員會であり、その二は巡閲の制度である(*)。二者共にその存立の目的より見れば齊しく教育行刑の實をあげる爲であるけれども、その範圍はおのづから異らざるを得ないものがある。巡閲は、私見によれば、收容者に個別的に直接に關係するよりも主として行刑各部の專門家をして、中央の行刑方針が如何に實施せられつゝあるや、各刑務所全體として制度及び施設が如何に完備し居るやを檢知するにあるものでなければならぬ。行刑官吏及び監獄制度施設の監督によつて間接的に教育刑の目的を達せむとするにあるものであつて固よりその必要なるべきは言を俟たない(**)。しかるに、刑務委員會は個個の刑務所について具體的に直接に行刑事務を監督し或は假出獄又は情願に關する事件を裁決せんとするものである(***)。從つて教育刑遂行上においては前者が抽象的一般的なるに反し、後者は一層具體的個別的であつてその效果はより直接的であるといはなければならぬ。かくて刑務委員會が監獄官吏にあらざる者、例へば判事、檢事、辯護士、市町村長、醫師、教育家、刑事學者等と監獄官吏とを以つて組織する委員會(****)なる以上刑務官吏はともあれ刑事裁判官は最も犯人について多くの知識と犯罪の態樣その他の事情に通曉するものであるとせなければならぬ。しかも、今日判事はブリンド・ユステイチヤでのみあつてはならぬとせらるる限り判事が裁判後の犯人に對しても何等かの關心をとるべきは多くをいふを要せぬところである(*****)。

(*) 正木學士『監獄法概論』第三〇頁。

(**) 同上第三一頁。

(***) 同上同頁。

(****) 同上第三〇頁以下、『行刑上の諸問題』第五一頁以下。

(*****) 牧野博士が教育刑論を主張せらるゝについて刑事判事もその役割の一を分擔せるものなることを除外せらるる譯に行かなかつた。行刑委員會について屢、繰返へされたことも事實である(牧野博士『刑法における重點の變遷』及正木學士著『行刑上の諸問題』における同博士はしがき參照)。立場は異つてゐるが瀧川教授も亦矢張り『刑罰執行を監督する合議機關を設けねばならない。例へば、監獄感化事業保護事業などに從事する人、法律家、判事……の關與が望ましい』とせらる(同教授『刑法講義』第二八頁)。尙拙稿『刑事裁判官と行刑官吏』刑政第四二卷第一〇、一一號參照)。

ただ、實際問題として、凡ての審級裁判所を行刑問題に關與せしむることは出來ないであらう。しかし、大刑務所が所屬してゐる地方の區裁判所で刑事判事が特別の專門及び經驗に從つて事に從ふは困難なことではない(*)。

(*) Grünhut, a. a. O. p. 39.

さあれ、判事の行刑への關與には二種の場合がある。その一は前示の刑務委員會によるものであり、その二は行刑裁判所としてのそれである。しかうして、今日法律學及び立法において裁判執行(strafvollstreckung)と行刑(strafvollzug)とは以前と異り嚴密に區別せられてゐる(*)(**)。

(*) 法律としては、わが刑事訴訟法第五三四條以下、立法案としてはドイツ行刑草案第一條乃至三條が裁判の執行につき規定してゐる。

(**) Frede, Der strafvollzug als Gegenstand staatlicher Verwaltung (Reform des Strafvollzuges) S. 31 ff.; Sauer vom Reichsrat am Entwurf des Strafvollzugsgesetzes vorgenommenen Änderungen, dieselbe Zeitschrift, Bd. 48, Heft 4, S. 306 Anm. 2.; Strafrechtswiss. Bd. 49, Heft 7-8, S. 533 ff.; Frede, Die Strafvollzug und Vollstreckungsrecht, Zeitschr. f. d. g.

わが邦においては行刑裁判所(strafvollzugsgericht)に關する規定の見るべきものがない。しかうして、執行裁判所の規定は之を有するけれども、その職務權限として認められてゐるものは極めて少い。例へば裁判の性質上裁判所又は裁判長、受命判事、豫審判事或は區裁判所判事のなすべきものが檢事の指揮と並列して存し(*)、更に檢事の裁判の執行に關し檢事の爲した處分が不當であるときは言渡を爲した裁判所に異議の申立を爲すことを得る(**)に過ぎない。しかしながら、裁判所は判決をなす以外にその執行についても多くの點において協力をなすを要するやうに

改正行刑法を以つて企圖すべきであらう(＊＊＊)。

(＊) 刑事訴訟法第五三五條第一項但書、牧野博士『刑事訴訟法』第一五版第五三七頁以下、小野敎授『刑事訴訟法講義』第五〇三頁參照。

(＊＊) 刑事訴訟法第五六二條、牧野博士『前揭』第五四五頁參照。

(＊＊＊) この點についてはドイツ行刑法案第七條は執行指揮裁判所が左の事項につき裁判權を有する旨規定して曰く、

『(一) 刑事裁判所の裁判の解決又は刑期若は矯正及び保安處分許容の期間を確定せんとする場合 (二) 執行許可に對し異議ある場合について執行官署の算定に反して刑期若は保安處分許容の期間の算定に疑あるとき、殊に執行指揮官廳における法治國思想の展開』志林第三二卷第一二號第一三頁以下、木村學士『確信犯人の問題』志林第三一卷一乃至三號參照。

(三) 執行の延期、姙婦及び產婦の收容、自由刑執行の停止、支拂期限又は分割拂の許可及び取消、に付ての執行指揮官廳の決定に對し異議ある場合 (四) ドイツ刑法第四二條、第四三條第二項、第四四條、第五〇條、第六一條第二項、第六三條及び第七二條第二項の場合 (五) その他法律に定めた場合』。

執行裁判所によつて指揮せられた判決は具體的に形成せられ確定的に認定せられた刑罰請求の現實化に役立つのみならず(裁判執行)寧ろそれ以上に被罰者の人格に及ぼす作用(行刑)の本質的部分として理解せられるものがその中に含まれてゐるのである。例へばドイツ改正刑事草案第二三一條第二七三條第二八五條第二項第二八七條第三項によれば受刑者の釋放決定は執行裁判所が爲すこととなるのである。されば後者については特別な行刑裁判所としてその刑務所の存在する地方の區裁判所に割當つべきものであらう(＊)。これがドイツの如く執行裁判所は第一審の公判の裁判をなした裁判所が行ふべきもの(＊＊)と規定する場合には特別な行刑裁判所と一致することが多いであらうけれども、當該刑務所を遠く離れた場合には不都合を生ずるであらうし、更に制度として兩者を混淆するは考ふべきであるとおもはれる。況んやわが刑事訴訟法第五三五條の定むる如く執行さるる裁判をなした裁判所を原則とすべきではあるまい。

(＊) Gents, Mitt. IKV. N. F. 3, 165 も同じことを提議してゐる。

(＊＊) 獨逸行刑法草案第六條第二項。

さて、上述の行刑裁判所は、專門的試驗の保證(＊)を與へられた裁判官の釋放官廳に對する一定の組合せによつて組成すべきである。その他一般的に行刑においては重懲戒或は一定の情願の事件については判事の協力が望ましいと思はれることであり、一方法規には行刑裁判所の管轄事件としてそれ以上の彙類がなさるべきであらう。

(＊) 木村學士『刑事司法機關の豫備敎育』志林第三一卷第七號第五九頁以下參照。

かくして、刑事判事の行刑への關與はそれが行刑委員會としてであらうが、常に行刑官吏と協力すべき評議機關であることが望ましいのである(＊)。その管轄範圍が如何に二者の間に分配されるかはわたくしとしては總じて可成多くの判事の活動範圍を希望しつつ、草案起稿者達のよき規定を待つのみである。

(＊) 正木學士『行刑上の諸問題』第五五頁參照。

四 刑罰の敎育的單一化

凡ゆる刑罰は文化刑法の敎育的目的達成に力を協せべきものである。この意味から自由刑に懲役あり禁錮あり拘留の別等あることは意義のないことである(＊)。グリユンフートはこんな區別の刑罰が列を作つてゐる現代の刑法やその改正草案こそは、その過渡的性資を雄辯に物語つてゐるものでなくて何であらう、と慨歎してゐる(＊＊)。しかるにわれわれはこれ等の區別に止まらず、更に、多くの刑法草案上において保安處分が宛かも刑と異るものの如く規定せられて居るを認むるのである(＊＊＊)。

(＊) 刑罰の敎育的單一化についても、確信犯の問題に付ては意見が若干別れて居る。この點については、牧野博士『刑法

(＊＊) Grünhut, Erfordernngen zum Strafvollzugsgesetz, Zeitschr. f. Strafrechtsw. Bd. 51, Hft. 1, S. 29.

(＊＊＊) 保安處分の刑罰から離れ、さうして、又合一しつゝある歷史については牧野博士前揭第七號第一六頁以下に詳しい。尙同博士『刑法における重點の變遷』第六二頁以下、拙稿『刑法の保安處分化』刑政第四三卷第九號第一九頁以下、拙稿『刑法の保安處分化』刑政第四三卷第九號第一九頁以下

殊に二六――七頁参照。

わが豫備草案によれば禁錮と懲治とについては、判事は僅かに許されたその權能に屬する可能性に基いて選擇的に判決をすることが出來るのみである(*)。しかしながら、更に、刑法及び豫備草案の如くその各論の規定が刑種につき決定的のものがある限り一應止むを得ないこととなるであらう。殊に保安處分が刑罰の外に定められるのは現行刑法上技術的二元性を認むることとなるのではあるが(**)教育改善の爲の行刑においては統一化さるべきことである。無價値、無益の行刑の存在を認めぬ限り絕對主義の自由刑を執行することは執行者の側から見れば人道的に不可能なることに屬するであらう。その保安處分と刑罰との執行の先後については、わが草案は、又、刑罰先行の原則によつてゐる。さうして、世界の大勢も、スキスの最近の保安處分の先行を除いては殆んど皆わが邦と同一の原則の上に立つてゐるのである(***)。わたくしは規定の上からわが草案がひとり立ち遲れてゐるとおもふものではないけれども、行刑の實務上の要求は既に議論を超越してゐるのではないかとおもふのである。少くとも行刑の新思潮は超越せんとする傾向をとりつつあるので、將來の改正刑法及び行刑法はこの點に重い思慮を拂はねばならぬのである。現實の問題としては、今日の行刑は刑法の規定の許す限りで窮屈ではあるが刑罰の教育的單一化に努めつつあるのであつて、さしあたり、それが合法的に許容せらるる限り行刑は心理學的、教育的及び行刑技術上の見地に從つて判決からは獨立して行はれつつあるの現狀であるのである(****)。わたくしとしては、これは、ただ、種種な形式の差異が裁判上行刑上お互ひに目的統一において了解せらるる限り、判決と行刑とにおける二樣の差異のあり得ることは內部的には全然正當視さらねばならぬとおもふのである。

(*) 豫備草案第五一條參照。

(**) 牧野博士『刑法における重點の變遷』第二六〇頁以下參照。

(***) 刑法豫備草案第九九條三項、第一〇四條第三項、第一〇九條、第一一三條參照。外國において刑罰先行の原則をとるものに、ドイツ一九一九年案第八九條、オーストリヤ一九二七年案第七七條、イタリヤ一九二七年案第二二七條がある。稍特異をなすものにドイツ一九二五年案第四七條第四八條がある。牧容の先後或は免否につき裁判官に選擇權

を認めたのである。これに附隨して、尙ドイツ行刑草案第一〇條及び第二七三條參照。しかうして、最も特異性を示してゐるものにイタリヤ一九二一年案がある。そこでは單に制裁が規定されてゐるのみであることは今更繰返すを須ひない。尙拙稿『刑法の保安處分化』刑政第四三卷第九號第二八頁參照。

(****) わが邦において判決の如何に拘らず受刑者の審査研究に從つて別に累進行刑の實施をなしてゐることは周知の事實である。この點については正木學士『行刑上の諸問題』昭和三年及び住江氏『わが國に於ける累進制』行刑論集第四一七頁以下參照。これによれば現にわが邦は二九箇所において累進制を採用してゐるのである(正木學士『アメリカに於ける久留米　岡崎、小田原の少年刑務所では囚人自治制を採用する迄に至つてゐる』行刑の重點』志林第三一卷第八號乃至第一二號參照)。

しかるに、刑務法豫備草案は僅かに婦女に關する特則と少年受刑者に關するそれとを規定するに止めてゐる。進んで行刑獨自の立場を法案中に定立すべきではなからうか。この點につきドイツ行刑草案は第二四條(二十五歲未滿の受刑者の特設刑務所又は特別分界收容)第二五條(初犯者の特設刑務所又は特別分界收容)第二六條(精神病、精神病容疑並に心神耗弱者の同上)第二七條(肺結核受刑者の同上)が定められてゐる。殊にプロイセン一九二九年六月七日階級行刑令第二四(少年刑務所と階級處遇)第二五(短期受刑者及び不良受刑者と階級處遇)の規定において詳細を極めてゐる(邦譯としては森山武市郎氏『プロイセン階級行刑令』法律論叢第九卷第一一號第六六頁以下參照)。

さりながら、今日迄のところ、犯罪者の大數を占むるであらう精神病的者(*)の取扱ひは殆んど手がつけられてないのである(**)。殊に刑法が在來の放任主義を改めてゐるに對し刑務法案が何等の用意をなすことなしとすれば彼等は公判においては精神的障害がないやうな振をして自由刑の宣告を受け刑法豫備草案第九九條所定の實質上不定期なるべき幽閉(豫防監護)を遁れんと努めるに至るであらう。かくて、いざ行刑となるや刑務豫備草案第一〇八條第四號に所謂精神又は身體の薄弱なる者として特設刑務所又は刑務所內の分界した場所に押し入り或は又同第一一〇條に所謂心神喪失者として豫防監護所に送致せられ僅かに殘刑期の範圍において拘禁を受けんと企つるであらう。グリユンフートもいつてゐるやうに、結局時間的に不定なダモクレスの劍を戴いてゐるのは嫌だからであらう(***)(****)。

(*) Aschaffenburg, Zur Frage; Verminderte Zurechnungsfähigkeit (in Reichsgerichtspraxis im deutschen Rechtsleben, Bd. V. S. 246). ここには彼が監獄醫として Halle で調査した二百人の犯罪者の精神程度が詳述せられてゐるが、その中精神病的者の割合は驚くべきほど大 (erschreckend gross) であると云つてゐる。

(**) わが邦では特志家によつて隨時隨所的に行はれてゐるに過ぎないらしい。さうして檢出られた精神病者を如何に處遇してゐるか、及び如何に處遇すべきかの統一的規則については、よくわたくしの知り度くして知り得ないところである。吉益脩夫氏『不良兒惡囚の調査』刑政第四三卷第八——一二號參照。

(***) Grünhut, a. a. O. p. 80.

(****) 不定期刑といふ名稱は、世の人の耳に甚だしく不愉快であるらしい。その誤解は之を解かねばならぬが、制度としては故意に之を避けることの出來ないやうに定むべきであらう。尙、牧野博士前揭第二二七頁以下參照、拙稿前揭第二七頁。

この結果は強制性の輕減された刑務所にこの種改善困難な性格の者達の衆合を招き、避くべからざる重大な損害が益益增加することになるのである(*)。されば斯くの如き場合にレップマンの提議するやうに精神耗弱者を收容する刑務所に監禁する場合には判決の確定後にも再び附加判決によつて療養院又は養育院(**)に收容する判決を言渡す可能性が存在し、さうしてこの特別刑務所における執行を兩院における執行の形式の如くせしむる可能性が存する如くせられねばならぬのである(***)。アシャッフェンブルグも之に贊成していつて居る。曰く 大部分の精神病的狀態の檢出は困難のものであるから、公判においては日時の短かい爲におのづからその精神的偏歪が判事の目から遁れ去ることとなるのである。しかし、これらも服役中に行刑官吏や醫師に對してその非尋常を長くかくしてゐることは出來ないのである。少くとも思考や振舞や所爲にそれが全然現はれて來ないことはないのである。しかるにわれわれの草案は斯くの如き場合を全然考へてゐない。こんな場合には、疑ひもなく、判決前の同樣な場合に言渡さるると同じ保安處分が適用せられなければならぬ。いふまでもなく裁判手續中においてと同樣に刑罰執行中に認めた判定も亦進んで許さるべきである」(****)と。斯樣になれば一定の制限ある自由剝脫の範圍内でのみ特別刑務所に移さるることは明かになくなつて、初めて、健康となつてのみ刑務所から出て行くこととなり、社會は實際に重大な場合においては尙早の釋放から保護せられることとなるのである(*****)。これと關連して、より重要な問題は判決の追加補充を以つて保安處分の追加がなされるか否か、及び教育困難者收容刑務所と保安監置との間の兩處分の交替が可能とせらるるか否かである。さうしてこの點についてはわたくしは前述の行刑裁判所が重要な役割を演ずるに至るであらうことを逆睹し易いとおもふのである。

(*) Wilmanns, Die sogenannte verminderte Zurechnungsfähigkeit 1927, S. 139 ff.

(**) ドイツ一九二七年刑法草案第五六條參照

(***) Leppmann, Geisteskranke und geistig Minderwertige im Strafvollzug. in: Bumke, Deutsches gefängniswesen S. 524.

(****) Aschaffenburg, a. a. O. S. 248.

(*****) 牧野博士『教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』行刑論集第一八——九頁參照。

わが邦では牧野博士、正木、木村兩學士、ドイツにおいてはリープマン、フレーデ、ボンディー、クレプス、グリュンフート等の教育刑の代表者は教育不可能者といふ特別處遇に反對する旨の意見を有してゐられる(*)。累進制にはこの教育不能なる一領域は許されないと同時に累進制は囚人の段階的上級によりよき生活條件を給與するものであるといふに止まるのでもない。結局惡く育てられた者及び教育せられてゐない者を教育せんと試みる制度であるのである。教育不能といふのは決して單純に論理上了解し得る概念ではない。與へられた者の性格や資質について何等本質的に存するものではなくて、教育の目標及び適用或は未適用の教育的試みの能力に對して相對的にのみ言はれることである。殊に、この種の宿命を必然的確實性を以つて定め得る爲めの自然科學的に建設せられた遺傳學或は性格研究の確實な絕對的方法が存する譯のものではないのである。

(*) この種文獻の主なるものを擧ぐれば、牧野博士前揭第五——六頁及び第三五頁以下『刑法における重點の變遷』第二八四頁以下、正木學士『教育法としての新累進制』志林第三二卷第八號第六〇——七頁、Liepmann, Mitteilungen, 22.

Tagung 1928 S. 131 ff.; Frede, Der Strafvollzug in Stufen, (bei Frede-grünhut, Reform des Strafvollzuges) S. 102 ff.; Bondy, Zur Frage der Erziehbarkeit, Zeitschr f. d. g. St. W. Bd. 48, Hft. 4, S. 329 ff. 等である。

しかしながら、實務上では凡ゆる觀念は教育刑の技術と設備の完整に制約せられながら停滯してゐることがないではない。ドイツにおいても累犯者の兇惡なものを普通の教育行刑から抽出し、その特別處遇として法律的に保護監置所に收容し得る決定的のものとして教育困難をその理由としてゐるのである(*)。

行刑において、現實に教育可能性を有する人的及び物的條件は今日迄尚非常に僅少であるので、餘儀なく全然白紙から初める爲に、はじめは普通の犯罪者の限られた範圍に注意を集中せなければならない。かくて累進制を段段と自由及び責任觀念を增して行くことによる教育の意味で作り上げ、その第三級の法定的な假出獄を教育成就とする場合には數回の前科を有する受刑者はこれとは分別された段階の處遇を受けねばならぬのである。累犯者の刑務所内における非難のない善行、勤勉、所作等は釋放後のその者に期待され得べき生活と矛盾するのである。理想的にはよい囚人を作るのではなくて勤勉な市民を作るやうに教育するのが累進制であるのである(**)從來の累進制においては段階的に上昇する囚人の優遇が高調されるに止つた爲に、社會復歸の手段であるべき累進制は反つて利己心の深い人人を作るに過ぎなかつた。この缺點を補ふ爲に累進制の基本觀念が更に深く省られ、その方法が一層精細に考案されねばならぬことになつた。さうして、その内容は責任觀念であつたしその思想は社會教育學的のそれであつたのである(***)。

(*) Gentz, a. a. O. S. 345 ff.

(**) Grünhut, a. a. O. S. 81.

(***) 正木學士前揭第四三頁以下參照

最後に問題となるは保安監置はわが國においては刑法改正豫備草案第九十八條乃至第百八條に豫防監護の名を以つて規定せらるることになつてゐる。保安監置が不定期刑と混同されてゐることは前述の如くである(*)。これは不定期刑と無期刑との實際上の混同でもある。これ等の忌むべきことは刑罰と保安處分否目的刑における處分の根本的な無理解或は淺慮に過ぎないものであるが、今日保安監置が表面凡ゆる刑罰的性質を剝脫された單純な保安處分の形式で出現すると、ここに觀念上の危險に止まらない危險が生ずる虞がある。即ち獨立の合構成要件的行爲を形式的劃一的にのみ價値づけることに長年養成された刑事判事は保安監置を餘りに節約的に使用し、その結果中期間の教育的任務を有する自由刑の執行を困難ならしむるのである。行刑の經驗に基づいた保安處分の必要を公判手續上から輕視することはあり勝である。この形式的概念的判決の觀念を修正することは刑罰と保安處分とを一如として合一する以前に現在の行刑上最も重大なる意義のある要求であらう(**)。かくすれば、一は一定の經驗に從つて特別に教育困難であるものとして證明された囚人を普通の教育方法から別異して取扱ふことになり、二には刑罰の保安處分への變換が可能とせらるることとなるのである。

累進制の階級の限界附けをなすときには特別な注意が拂はれねばならぬ。グリュンフートのいふやうにドイツ行刑法草案第一六二條但書及び一六八條における如く事前に組分けをなすことは危險であつてその正否は疑はしい(**)殊にこの點では在來の刑務所の全く疑はしい經驗に重きが置かれてはならない。特にこの場合正常の累進的教育行刑から分離せられて、この種の教育的試みが絕緣せらるべきものだとの印象を形成するにおいては、最早この區別は根本的に教育行刑思想と相容れないからである(***)。

(*) 牧野博士『刑法における重點の變遷』第三四六頁以下參照。

(**) 同博士『教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』行刑論集第三頁以下參照。

(***) Grünhut, a. a. O.

以上を要約すれば特別行刑への引渡竝に追加的保安處分(*)の可能は眞面目な、ただ恰も、他の形式の外皮を被つたに過ぎない教育行刑の試みに歸着することである。

(*) わが刑法改正豫備草案は保安處分として豫防監護、酒癖矯正、勞働留置、豫防拘禁を定めてゐる。

五　教育刑の不定期性

論理的歸結として保安處分は不定期的である(*)。保安處分命令による刑事判事の判決追加補充は不定期刑の實務上における實現化を意味してゐる。保安處分は、たとひ、その形式において刑罰と稱せられないにしても、その實質

においては刑罰と單に分量上の差異を有するものに過ぎぬ。實質上の差異の存するものではない。さればこそ、法定主義を必要とし裁判所が之を宣告するを要すとなす點についてゐる(＊＊)。教育的累進處遇について、殘餘刑期の假出獄は自由刑の原則的のものである。しかしながら、累進執行が形式的に好結果をとつた場合に法定的義務的に假出獄による刑期短縮がなされる結果、ここに例外的刑期延長の可能が刑事政策的に許されねばならぬ五つの場合がある。即ち常習犯と犯罪を爲した精神低級者、常習飲酒者、勞働嫌忌者及び釋放後再犯の虞顯著なる者がこれである(＊＊＊)。この場合判事の刑罰言渡は相對的確定の範圍内においてなされることとなる。かくて判事の刑の量定の任務も轉回する。グリュンフートはドイツにおける刑の一般的量定原因に關し一九二七年刑法草案第六九條はその根本原則の方面のみを規定したに過ぎない。換言すれば責任の判斷の基本が示されてゐるに過ぎないのであつて、この法規が古典的な道義的責任の見地から出發してゐるか或は近代的な社會的責任の立場をとつてゐるかの爭をなすことは最早無駄のことであるとしてゐる(＊＊＊＊)。實際上の刑種の選擇及び刑の量定に對する決定的な要素は犯罪者處遇系の編成に關するものであつて、この點に關するドイツ行刑草案第三九條第三項はその設備に從つて受刑者に最も刑罰執行の效果を期待し得る刑務所に收容するやう努めねばならぬのである。しかしながら、自由刑の執行案を判事の判決後に初めて顧慮するのは誤つてゐる。既に執行案の編成の内容をなすものは裁判時から顧られ、刑法上は刑の量定の章に規定せられなければならぬ。

(＊) 牧野博士『刑法の改正に關する基本問題』志林第三〇卷第八號第一〇頁。

(＊＊) 同上第一二——三頁。

(＊＊＊) 刑法豫備草案保安處分の認むるところを參照。

(＊＊＊＊) Grünhut, a. a. O. p. 83. 尙、牧野博士『刑法における重點の變遷』第一八八頁以下參照。

おほよそ、裁判所の刑の量定は一の冒險である。正當に性格に價値づけをし、これに必要且つ十分な處遇方法の判斷をなさんとする人間的試みである。それでこの刑の量定は行刑の經驗によるこの根本的原則上の補充を認むることを條件とした一時的の斷定でなければならぬ。たしかに、今日では成法上の刑の量定規定は單に一の消極的な價値を

有するに止まる。われわれはその故に刑の量定に關する原則的規定を認めないのでもない。無意義だとなすのでもない。しかし、ただそれだけに止まつてはならぬとなすのみである。刑法の刑の量定に關する規定は常に行刑上の經驗によつて補はるべきものではあるが、又この結果が新らしい量刑の規範を生むことにもなるのである。されば刑の量定は裁判に初まり釋放にまで及んで止まないものでなければならぬ。一九二七年カールスルーへの國際刑事學協會の決議に所謂『凡て刑の量定は第一に犯罪者を再び合法的生活に復歸せしむるには如何なる方法を必要とするかを考慮せねばならぬ』との目的達成方法に外ならぬ。かくて刑の量定は概念的に事前に決定してゐるのでない。早く、遲く、犯人の社會復歸の目的が達せられたことに依つて最後の確定がなされねばならぬのである。刑罰執行は不定期であるべきであり、成法上、不定期刑の採用せらるべき論據の一つであるのである。

さればわたくしの論議も、また、限りなく續く譯のものであらうが、ここに一先づ筆を擱いて敍上わたくしの希望の成法として見られる日を待たう。

(終)

フロイデンタールの「日記」より

第二部

一九二七年、九月二十二日、カリフオルニア――ロスアンゼルスからグランドカンヤン迄の特別敷設たる。二十日に、私はホイツチヤー州々立少年訓育所に來た。前所長たるフレツド・ネレス氏は最近血液の病患で死去した。彼の後繼者であり、シ・デリツク氏によつて非常に賞讃されたるスカツダー氏はプレストン・スクール（サクラメント近くにある）の心理學者であつた。彼は即座に――而かも悦んで――彼自身よりも、より良く此の敷設に就いては識つてゐる處の立派な秘書ノツクス氏に私を紹介して呉れた。實際、此のホイツチヤー州々立訓育所に就いて小著述をなしてゐるのも彼ノツクス氏だ。

豊富な資金を以て裝飾せられた此の敷設は然り、一家族のためのものとも言ふべき幾つかの「コツテーヂ」から成立つてゐる。而して各コツテーヂは非常に氣持ち良く、廣間、掛心地の好い椅子、圖書室、共同の寢室を以て設備されて居り、その監督者が夜中十五分置きに時計を合はさねばならない程キチンとしてゐる。

特にボーイスカウトのためのコツテーヂは美しく設備され、名譽心をそそり立てる表彰物で充たされてゐる。一コツテーヂは所謂「特權喪失者」のために割宛てられてゐる。吾々は此等の小さな一團――多く八人づつで、正午の日盛りには職員二人を加へる――が、道路工事の勞役に出向くのを見かけた。彼等は實際斯うした過激の勞役に從はねばならないのだ。

若し彼等がその際、正直にしないならば、彼等は病院にかつぎ込まれ、其處で精神に異常あるものとして寢かし付けられ、彼等の理解がつくまで牛乳入食物で待遇せられるのだ。

此の敷設に於ける教育の根本原理は一切の强制の除去といふ事である。彼等は選擇の自由を有する、乍併、彼等は牖て間もなく彼等が善き事を選んだ時、一層成功するものでだといふ事に氣が付くのだ。

入所後、彼等は三日乃至四日間病院に入れらる。然る後、普通彼等は一ケ月乃至三ケ月間程、新入生收容所（レシーヴィングコツテーヂ）に入る。それから、感化監獄典獄、學校長、心理學者（スリヴン博士夫人）並びに監督總長（嚮にエルマイラに於

いてありし如き）等から成る委員會が彼等の面倒世話に就いて決議するのだ。

少年達が彼等の學級或は又作業を變更したいと思ふ如き場合には、彼等は全て隨時是等の委員に直接申込む事が出來る。此委員會は毎週會合する。少年が一度適切な學級及び作業を有つ時には、彼は何時迄もその現狀を維持する。

軍隊的敎育は玆にはない。それをなすべく、少年達（七歳から十六歳迄の）は余りに幼いのだ。十六歳から廿一歳迄の者のために設けられたのは、プレストンに在る新しいカリフオルニア州々立感化學校である。

此の敷設内の學校は八學級と高等程度の一學級とを有つてゐる。各學級には平均十五人の青年が居る。私は三つの學級に就いて授業を參觀したが、どの學級に於いても、親しみ深い精神が兩方（生徒と教師）共に見出された、各學級を指導してゐるのは現在十三人の教師であるが、彼等は又公立の學校でも働いてゐる人達だ。皆明晰な娘さん達だ。運動と体操の一人の教師だけが男だ。

素晴しいプールが毎週三回づつ自由に使用されてゐる。

職員の一人は、エルマイラに就いて、其處には表現（エクスプレッション）のものであるに異ひない。

代りに抑壓があるが、此の敷設内には監督はあるけれども、監視（ウォーディング）は絶無だと言つた。

青年達自身が規律違犯に就いて判決する事は不適當であるだらう。何故なら「彼等が自らを治める事が出來る程ならば、彼等は當然こんなところには來なかつたであらうから」。

嘗てタコマで、フランク・モーア氏はキルヒウエイ氏が建設せんと欲してゐると云ふ村落制度の感化監獄に就いて、又より年長者のための一種の「コツテーヂ・システム」に就いて話をし、而して又、ホイツチヤーの制度が當然より年長者のためには直ちに適用し得ざるものなる事を話した事があつた。

最近數ケ年内に脫走せる者は九人に過ぎない。ネレス氏が笞刑を廢止する以前は、年々一二六人からあつたのだ。

各「コツテーヂ」の家族は一週間の間、避暑地であり、リグレイ氏の樂園と呼んだ聖カタリナに赴く。

若し人々が此の敷設内に於ける滯在を、組織立てて一生涯に於ける一つの貴重な想ひ出とするならば、聖カタリナに於ける此の一週間こそ青年達に取つて何等か特別のものであるに異ひない。

彼等が暫らくの間でも、斯うした氛圍氣内で生活し且つ勞働したならば、彼等が、その向上心を固めるであらうといふ事は考へらるる所である。

此の敷設の職員達は全て感激を以てネレス氏の事を語つてゐる。——即ち彼が十六時間仕事をする如き事が決して稀有ではないといふ事を。又彼が大學教育を受けたのでもなく、心理學研究の素養があつた譯でもないといふ事を。だが併、典獄、その他の者のための學校が心要である事は言ふまでもない。それだからこそ、ネレス氏はこれをホイツチヤーに建設せんと欲してゐるのだといふ事さ。

サン・クワンテインの典獄（ウオーデン）は従來は州長官（シエリフ）であつた而して彼は典獄たる彼の職務に政治家として赴任し來つたのである。

感化監獄が最早や時勢おくれのものでなくなるならば、此の事は又政治家を感化監獄典獄として招聘するといふ事にも影響するであらう。

同じカリフオルニア州であり乍ら、ホイツチヤーに對しては斯の如き出費をなし、一方サン・クワンテインにありては今尙此の忌はしき事情が存續してゐるといふ事は、これを如何に解すべきか、私は疑問に思ふ。後者に於いては、例へば獨房舍の如き舊式設備のために巨額の投資がなされてゐるが、ホイツチヤーの如き最近代の敷設にありては、それが近代化されて來るに連れて、さうした事はなくなつて行くのだ。

フレツド・ネレス氏の書簡の二伸（ジヤーナルオブデリンクエンシイ）——「犯罪時報」一九二七年六月號、十一、六九頁所載の——に於いて曰く——

（一）三人の青年は此の敷設内の中等學校（ハイスクール）を卒業して大學への準備をなしてゐる。

（二）全ての青年がホイツチヤーに來た時には、彼は生理的及び精神的（心理的）（メンタル）考査を受け、種々なる教育上の試問を受け、斯くて其の結果、吾々は彼が以前入學してゐた公立學校の學級とは無干係に、彼の生理的、精神的能力を認識し、即ち學校の種々なる事物に於ける彼の能力及び彼の正確なる狀態を認識するのである。斯て吾々に與へられる是等の資料を、彼の家庭、彼の遺傳、本敷設入院前の彼の環境に就いての報導によつて補足し、斯くて吾々はホイツチヤーに於ける彼の滯在を最も有効ならしむる如き計畫を彼のために設計せんと試みるのである」

（三）根本的改善囚は七〇％以上。

（四）

（五）吾々は不可能事を希望する事は出來ない。吾々は事實を曲げる事は出來ない、從つて吾々は少年の以前の生活期に於ける何等かの影響に從ふの他はない。吾々は唯是等の條件内でのみ彼のために吾々の最善をなし得るのだ。

（六）エフ・イ・ウイリアムス博士及びヴイ・ヴイ・アンダーソン博士の研究に從へば、彼等の研究せる紐育州内の郡監獄卅六箇の在監者中——

再犯者、六六％

精神病者、七七％

正常（ノーマル）なる者は

初めて抱禁されし者の三六％

四回乃至それ以上抱禁されし者の九・七％であつた。

再犯者中、精神病者は——

初めて拘禁されし者に於いては、六三・三％

拘禁二回の者に於いては、七三・八％

抱禁三回の者に於いては、八五・三％

拘禁四回乃至それ以上の者に於いては、九〇・三％

（以上「犯罪時報」八〇頁より）

常習犯罪は精神病理學の問題である。

「嚴しき刑罰、條件付釋放、並びに判決は、全て普通の囚人が正常な個人であるといふ事から出發してゐるものであるが……囚人達の診査は此の出發點が間違つてゐるのだといふ事を示す」夫故是等のものの効果に就いては有望なるものは絶無なのだ。根本が腐つてゐるのだから再犯は當然の結果である。

（七）フレツド・ネレス氏は言つてゐる、「君の現在の狀態が餘りにも雄辯に物語つてゐる以上、私は君の言つてゐる事を聽く譯には行かない」。（犯罪時報、一〇七頁）

×

シカゴ、一九二七年、九月二十七日、

國事犯犯罪學者、ヘルマン・エム・アドラー博士と會談。

感化監獄は、それが嘗て在りし處のものでは、最早やない。といふのは、感化監獄は、それが嘗て有つて居り、又改善し得た處の若い人々を最早や收容する事がなくなつたからだ、（即ち感化監獄ではなくなつたからだ！）就中、執行猶豫がこの監獄を遠ざけたのだ。

犯罪の一つの原因を個々人の場合に確定し且つこれを防止するといふ事は無論不可能である。生物學的、社會學的ファクターの複合的影響や是等のものの錯綜が斯うした事を妨げるのだ　是等のファクターを愈々正確に決定して行く事は未來の課題である。だが斯る決定の實際上の効果は往々、全く思ひもかけぬ所に現れるものだ、——例へば宣誓をする事によつて、既に七學級に迄進んだ處の者に尚少量の犯罪素質が見出される如き場合である。

×

シカゴ、一九二七年九月廿八日、

本日、少年究究協會に於ける幾つかの重要なる說明が齎された。アドラー博士は、裁判官、執行猶豫期間中の監視官長、看守長等が、大學とか、或は又上述の如き協會とかで、心理學、精神病理學社會學等の教養を受ける事を必要だと考へてゐる。而かも唯斯してのみ、彼等は犯罪原因の釋明のために理解を以て働くものたり得るであらう。

監獄以外の諸事方策、例へば、社會の援助、執行猶豫等々によつて、監獄自体が回避せられるといふ事——これを目指して愈々益々進歩して行くであらう。

感化監獄の以前の偉大なる典獄達は補充不能となるであらう、何故なら彼等は他の地位に行つて終ひ、又感化監獄には最早や改善有望の人々は來なくなるからである。斯て典獄達は今では心理學者、精神病學者等々となるであらう。

感化監獄での感化改善のためには最早や適當してゐない人々であるにも拘らず、尚人々が是等のものを此處に引き止めて置かうと思ふならば、それこそ正しく一個の矛盾であらう。而かも亦何人と雖も是等のものを州の監獄に迄進級或は移轉せしめやうとは思はないであらう。

進級制度は實際種々、特に規律のために——だが改善のためにではなく——利用せられるであらう、だから又當然軍隊的規律は排除されない事になる、といふのも、特に斯る規律は監獄のために利用し得るものであり、又利用されもするからだ。

周塀のない牢獄は結構であらう。だが併、周塀はより多くの、又より善き職員によつて愈々代用されて行かねばならないのだ。

シカゴ大學女學部の非常に贅澤な校舍をフロインド氏が私に見せて呉れた時、彼は次の様に言つた「人々は彼等が學修の數ケ年を特別仕合に送る事を希望して居り、

この事は又暫く彼等に影響を與へるのだ」と。而して以上の事は感化學校に於ける諸々の贅澤に就いても言へる事だ。

少年究究協會の根本的思想は、(一)嚴しい規律一方の處遇は恥辱であること、(二)囚人達には恩惠を施すこと、とである。たが併、囚人達に取つて何が善いかといふ事は前以て愼重且つ科學的に決定さるべきであつて、成る可くは主觀的に決めらるべきではない。

玆では、何人も不定期判決の効果を信じてゐる。

その進行道程は屢々次の如くである、即ち第一級犯人に對しては精神衞生、第二級犯人に對しては州立學校、第三級犯人に對しては感化監獄、第四級犯人に對しては州立監獄。

シュレーダー氏も亦力說してゐる、感化監獄は縱ひどんな事があつても苟も延張さるべきものではない。青年と大人とが接觸しないといふことのためにのみ、感化監獄は必要缺く可からざるものであると。

×

シカゴ、一九二七年九月廿九日

ルーズヴェルト・ロードとオグデン・アヴェヌーに面した青年裁判館に於いて、裁判官ミス・バーテルムの下に行はれた青年裁判の會議に私は列席した。

氣持ちの宜い明るい會議室は大き過ぎる様な事はなく、約廿人程の者のための座席を壁にかけられた三つの繪畫と、裁判長の後の米國々旗とを有つてゐた。

長いガウンを着て居る者は一人もなかつた。檢事も居らず辯護人も居なかつた。裁判長の右側には養母年金部部長（婦人であるが）左側には婦人書記と男子書記とが一人づつ居た。背後には多勢の婦人執行猶豫中監視官と少數の男子監視官が居た。是等全ての者は有給なのだ。

一般座席に於ける公衆は主として母親達（結婚生活をしてゐる者と獨身生活をしてゐる者）から成立つて居た。彼女達が裁判長の前に進み出る時には、彼女達はその子供を腕或は手で抱へて居た。

裁判長といふのは白髪の六十にも近い上品な婦人で、親切相なだが併、精力的な顏付きと態度とを有つてゐた。

彼女は會議が終了する迄自分には氣がつかなかつた。所で、私が幾らでも聽くためには、私は努力して座席を占領しなければならなかつた、何故なら、執行猶豫中監視官と各舍、々長との間に取り交はされる低聲の會話が即ち審理であるからだ。審理は迅速に行はれる。婦人裁

判長は不必要な言を一言も吐かない。唯、時折非常に力強い言葉を吐くのだ。力強い善惡の辨別だ。

牧師にさせられる事になつてゐるが、なり度くない處の息子とその母親との問題、何時もその子供達の事を辯護して呉れる所から、母親としては離れて居て貰い度くない處の執行猶豫中監視官たる波蘭土婦人。其處で如何に裁判長が巧みに妥協點を求め、示談を成立せしめて行くことか！

時折、一少年は高い所に在る裁判長の卓子によぢ上るし、時折、他の少年は喚聲を擧げて暫時、否應なしにつまみ出されて終ふ。

審理の準備は素晴しく行き屆いてゐる。それがため執行猶豫中監視官の動議は常に——母親によつても、又裁判長によつても共に——承認せられるのだ。

微罪に關する訴訟當事者目錄を裁判長は有つてゐる。母親達が仕事に出かけないで、寧、彼等の子供達の面倒を見てやり、而して子供達を規則正しく學校に出してゐる様な場合には、母親達は彼等の子供のために、イリノイ州から年金を貰ふのであるが、然らざる場合には子供は何かの敷設に連れ去られるのだ。

長い事件は最終に回はされる。

人々は次の様に考へてゐるのだ、即ち司法は決して不正な貴婦人ではない。力強い善惡の辨別者が自分を壓倒するのだと。

暫て、（それこそ長時間の休憩の後）私は留置所を視察する事を許された。全くの滿員だ！二歳から十六歳までの少年少女で。

遊戲室、浴場、食堂。此の學校は、ミス・ルツクに從へば、頑健で古臭いが、併見事なものだ。協會の行ふメンタル・テスト。職業陶冶。これこそ實際的な人類愛ではないか。

×

一九二七年十月一日

シカゴからインデアナポリス迄の大型四臺連結車に乘る。昨日、精神異狀犯罪人のための病院を有つて居る、インデアナポリス專用の州立監獄を訪ふ。

是より先き既にヱ・ダヴリユ・バワトラー氏が此處の典獄に手紙を出して呉れてゐたのだが、この事は注目すべき事であつた。何故なら、唯、この事によつてのみ、私は評議委員會會合に出席し得たのだから。此の會議は無論晩飯後、夜になつて始めて行はれた、それだから私は一時から六時半迄勞ひ多忙とならざるを得なかつた。

退屈ではあつたが、得る所も多かつた。これ迄吾々獨逸人としては何人も此の會議に參加したものはなかつたのだ、而かも此の會合は不定期監禁に就いては非常に重大な意義を有つものであり、全ての不定期判決の一本質的部分を形成するものなのだ。サン・クワンテインでは私の入場は許可されなかつた。所が、此處では私は申込むも必要もなかつた、といふのは此の會の會長が喜んで私に承諾の旨を通じて呉れたからだ。

先づ二時間程かかつて監獄を案內して貰つた。在監者には靑年は一人もゐない。監獄は高い周塀があつた。此の監獄の性質は長く陰鬱な周塀——この後の方に赤い色の監房の建物が陰見してゐたが——を通じて、又周塀上の小さな小屋の內に居る守衞を通じて、又格子の入つた窓（獨房は內側に通してゐる）や獨房舍を通じてよく表れて居る。

部分的には舊式な所もあるが、萬事よく行き屆いてゐる。だが此の監獄の、精神、勞役中の在監者の精神、その他のものに就いては、私は在監者からも又典獄からも何一つ嗅ぎ出す事を得なかつた。

精神異狀犯罪人のための病院に居る囚人二二八中一部の者は——私の案內者たる評議委員會の州事務官（ステートエーエント）の意見に從へば——審理の時に既に病氣になつて居た者だ相だ。

是等の患者達は、他の建物から僅かに錠前だけで仕切られてゐる、精神異狀犯罪者のための區の收容所內に、大きな半圓を畫いて腰かけてゐた。彼等はそのランチを待つてゐるのであつた。且つ、彼等は彼等が働き度いと思ふ時だけ働くのだ。此の區の內に於いては、强制は行はれない。

主要建築物內に於ける以前の獨房舍は今では一つの大きな寢室に變つてゐる。此處で一五七人の者が寢るのだ。此の廣間の中には絕えず看守が一人居る。非常に明るく、親しみ深く萬事淸潔だ。

學校は夜學校だけだ、全く文盲の者に對しては强制的學校があるが、他の者に對しては出席自由である。

晝餐後、吾々は八哩程離れた農園に出かけた。其處では非常に滿足相に、二十九人の囚人が、一人の愛嬌の良い感化監獄典獄と、一人の眞物（ほんもの）の百姓と一緒に働いて居た。簡素な住宅バラックもあつた。

多くの者は改善され、彼等は勞働に喜びを見出すやうになる。無論、釋放後も百姓するものは彼等の極く小部分に過ぎず、大半の者は吾々と同樣に大都會の方をより

好むのだ。

脱走者は稀有である。最近數ケ年に於いて二人しかなかつた。彼等は不定期判決の下に一年乃至二ケ年だけ餘計に玆に留め置かれるのだ。

所で、評議委員達は既に典獄の許に集つてゐた。或る者なぞは卓子の上に兩脚をのせて、安樂椅子のなかに深々と座席を占めてゐた。事務會議は先づ監獄勞役のための新協定といふ事から始つた。典獄は參加せず、唯會議室の中の彼の卓子の所に居て、時折、話を交へるのみであつた。

六時頃食事を取る。委員全部が集つた。若干の見物人と女共が加はつた。話題は專らタニイ對デムプシイの事であつた。間もなく、宣誓局の會議の問題に移つて行つた。

此の局は會員五人と、議長と四人の陪審官から成る。最後の者の内には檢事が一人加はる。それから顧問として裁判官二人、而して又書記一人と州事務官が是等の者に加はるのだ。

壁側には傍聽客、即ち婦人二人と男子、五人が居た。私は議長の側に座らされた。

會議の見た眼は非常に愉快なものであつた。會議は典獄の事務室で行はれた、だが彼は後の方、に机にも向はずに居た。彼は滅多にしか口をきかなかつた。彼が口をきくのは大概、會員の一人が彼に直接、「典獄は何かこの男に就いて言ふべきぢやないですか」といふ時だけである。一度、彼は訊かれて彼の意見を敍べたが、それは彼が「裁判所」の職員、即ち又委員會の一會員から要求された場合であつて、彼は次の様に言つてゐる、「私に御訊ねになるのは差文へないが、委員會は釋放を決議してゐる、といふ、これが私の意見ですよ」と。

會員は全て綺麗に孔のあけられた部厚な綴ぢ込み——州事務官の作製にかかる——を持つてゐる。それには簡單に人々がその犯人に就いて知つてゐる處の事が書かれてあるのだが、典獄の動議はその内には書かれてはゐない。唯囚人の素行に就いての簡單な報告が載つてゐるきりだ。だが最初の裁判官を「紹介」例へば「彼が宣誓して呉れれば自分は喜ばしい」とか、「自分は此の場合最小刑量を餘りに輕過ぎると思ふ」と言ふ様なものが載つて居るのだ。

審理は至極無作法である。ある者は莫を吹かし、檢事は華美な襯衣を着てゐる。而して彼は絶えずチューインガムを噛んでゐる。最一人の男は駄洒落好きで、彼が至つて眞面目に考へてゐるにも拘らず、人々は彼の駄洒落に腹をよぢらすのだ、彼は始終齒から妻楊子を離さうとはしない。是等四人の者はミシガン市から來會したものではなく、全州から來會し來たれる連中なのだ。

四人は一人づつ入場を許可される。會員は交る交る意見を述べ、交る交る四人に訊問し、四人が出て行く前に、交る交る彼等の良心に訴ふるべく話をする。

全体的には極めて無秩序ではあるが、それだけ眞面目で且つ具体的な行き方である。私が事實此の會議から受取つた印象は全く氣持ちの良いものであつた。

人々が全ての事件を個別的に認識しまた取扱はんとしてゐる努力は尊敬すべきである。だが國家の利害と囚人達の利害とは常に對立するであらう。夫故、四人が社會に對し何等の「脅威」にも非る時、彼は釋放されても差支へないであらう。

然れば、その從來の素行が非難すべきものでないにもせよ、事實上危險である如き人物は宣誓によつても尙釋放されないであらう。

嘘嘯もせずに、泥醉中にその兄弟を射殺した様な男は——私の信ずる所に據れば——二ケ年位で宣誓により釋放されても構はない、何故なら彼は所謂危險物ではないのだから。

人々は端折る事もなく、又妨害する事もなく、常に靜かに囚人の事に耳を傾け、會員達は事件に就いて明白且つ强烈な關心を有つてゐるのだ。

「拳銃を持つてゐるか?」といふ様な事も屢々訊ねられる、又釋放されんとする者がどれ位金を持つてゐるかといふ様な事も屢々訊ねられ且つ書記によつて確められる。

全体としては七十二件が片附けらるる事になつてゐた。私は九時半頃退出しなければならなかつたのだが、未だ彼等は全部受理されてはゐなかつた。

時折、裁判官の判決に就いて非常に突込んだ批判が行はれる。女房に死別し、六人の子供を抱へた父親か二十弗一寸の小切手僞造のために、第一審として州監獄に入れられたのであるが、これなぞは誤れる判決として突込まれてゐる。

それでも宣誓の許容乃至拒絶に就いて重大な役割を演じてゐるのはその犯行如何である。

×

インデアナポリス・一九二七年十月二日、

州慈善局の前書記であり、一九〇五年及び一九二五年

（ロンドンでの）以來の私の舊友であるエ・ダブリユ・バツトラー氏と現在の書記であるジョン・エ・ブラウン氏とに案内されて、自働車でインデアナ少年學校（其の感化監獄典獄はチヤーレス・エ・マツク・ゴネイル氏である）のあるブレインフイルドに赴く。

矢張り（既に訪問せる幾多の感化學校と同樣に）快適な地勢の中に在る此の敷設の各コツテーチも亦同じく凡ゆる慰安設備を備へた美しい二階建の家屋である。その學校は特別の建築物の中に在り、各個々のコツテーヂの中には存在しない。それ故、勢ひ、教師及び教授の專門化も餘計に出來る譯だ。

私は、日曜日の午前には何時も行はれ、非常に足速（アレバヤ）に行進し行く處の軍隊的な行進を視察した。各中隊はその隊旗を持ち、又合衆國旗をも持つてゐる。典獄は行進し行く中隊に全て敬禮してゐる。彼は、バツトラー氏やブラウン氏と同樣に、軍隊的訓育から、又閲兵式（パレード）から、更にそれの公開から多くのものを期待してゐる。即ち權威に對する尊敬、彼等の精神に對する訓練はその結果であると、だが公衆は彼等に對し餘り敬意を表してはゐない。

体操や音樂隊やコーラスは全然これが代用をなすものではない。

それから少年達は彼等の隊旗（合衆國旗ではない）を以て教會堂に行進し、其處で少年達のプログラムが愉快に次から次と演ぜられる。感化監獄典獄（耳大な愛蘭士人）の一寸した話があり、暫て、讃美歌となる。その次には一部は眞面目の、一部は面百半分の、少年達の話がある。音樂の吹奏（喇叭の吹奏）、その音樂隊（バンド）は二十人から成り、指揮者は軍人で、決して在監者ではない、非常な拍手喝采。

それから彼人の典獄と私の挨拶が行はれた。私は彼等にバトラー氏の權威に就いて、ロンドン國際監獄會議に就いて、又我々が誇りとはしてゐるが、未だ斯の如き敷設を持つてはゐない處の獨逸の科學に就いて、話をした。非常な喝采を受けた。

最後に感化監獄典獄は次の樣に述べた、「尚ほ一人の來賓が居るが、彼は四十五年前には本敷設の「學生」であり、即ち在監者の一人であつた、彼、某々は——名前を明瞭に申上げれば某々氏であるが——再び本敷設に見えんと來られたのであつて、彼は諸君に敷言話す事を希望して居られるのだ」と。此の某々なる男は最初から既に吾々三人の來賓の側に全く同じ樣に腰かけてゐたのだが、彼は名前を呼ばれても別段はづかしがる譯でもなく、寧ろ感謝と自負を以て當時の事、現在の事を喋り立てた。それが濟んでからも彼は矢張り吾々と一緒に典獄の事務室に居殘り、吾々と談論を交はしたのだ。

教壇の上には聖書が置かれてあつた。進行するに連れて吹き流れる旗は此の祝典に美しい外觀を與へてゐた。

典獄は少年達に冬季農繁期に於ける競技並びにその賞與に關する提案を求めた。

典獄は、丁度內亂に次ぐ十ケ年間の時期のやうな、少年達の動搖性に就いて慨いた。即ち少年達の水準、而して又彼等の平均知能は低下するものであり、而かも是と同時に又その改善の可能性も低減するのだ、而して執行猶豫等はこの事のための理由となるものであると。

三ケ月間過誤なく過し見習生（キヤデツト）となれる者のみがメツセンヂヤー・ボーイ或は中隊に於ける士官となる事が出來る。見習生は祝典の際にはコーラス隊の上座に坐るのである。

善良な精神——有能な職員——素晴しい祝典。

ブレインフイルドに於ける簡單なランチの後、直ちに自働車で、インデアナポリスを西へ八哩程離れたクラールモント近くのインデアナ女子學校に赴く。其處は素晴しく廣々した丘陵の多い草原で、十一のコツテーヂがあり八人の傭ひ女教師が居る。各級は自分だけの敎場を有つてゐる（實際その一つのものに對しては、私は全く美しくなつたのだが）。收容女子三四〇人。

多くの學生達は（日曜の午後に）圖書室にある彼等の二七〇〇の書籍と、壁にかけられた彼等の美しい繪畫を持つて、教會堂（チヤペル）に入る。これこそ、「天國は何處にあるか？」といふ問題に就いての牧師的な說敎と相俟つて、正しく一つの勤行（サーヴイス）である。バトラー氏の言ふ所に據れば、彼は是より先き既に少女達の一團を前にして不適切にも夜の說敎をやつて終ひ、且つその上讃美歌も歌つて終つたのだ相だ。とも角私は再び「特別の來賓」として、殆ど錄ずつぽ反省もせずに敷言を話さなければならなかつた。

此處には新入生收容所（レセプシヨンコツテーヂ）はない。

滿四ケ月間、仕事、即ち家事（ドメスティツク）の手傳（サーヴイス）を定められる。

能率的に仕事を爲せる者のみがこれを卒業する。評議委員會は四人の婦人から成る。平均入所期間は一ケ年乃至二ケ年である。素行宜しからざる者は敎育から疎外され、入所期間を加せしめられる。素行宜しき者は更に他

の學級に昇級し、他の勞役に就く。それ以外の懲罰はない。併、「誰かが少女に暴行を加へる様な場合には、自分は容赦しないだらう」。

吾々の自働車が凹地へ入り込んだ。すると直ちに皆が後の方に寄つてたかつて、吾々と一緒に自働車を凹地から引き出して呉れた。

×

インデアナポリス・一九二七年十月三日、

バトラー氏の言ふ所に從へば、ミシガン市の評議委員會は以前は感化監獄典獄、敎誨師、及び獄醫から成立つて居り、それがため會の決議は囚人達に對する監獄職員の依怙最負に左右されてゐた。勿論これは最も望ましからざる事だ。其處で決議は會自身によつてなされる事になつた。實際職員達は、——裁判官の如きものでも——一本の文書による推薦狀をも送る事はなくなり、唯監獄内に於ける素行の事實と報告のみをする事になつたのだと。

會長は以前は新聞人であつたが、現在では農民乃至徹頭徹尾政治家である。會員は年俸三百弗を向ふ四ケ年受ける、カリフォルニアでは向ふ十二ケ年間である！

吾々はブラウン氏の自働車で、インデアナポリスを去る四十二哩、國道に面したプットナム郡のインデアナ州々立既決監獄附屬農園に赴く。

一九一四年に開設された此の敷設は周塀、締切り、獨房舍を一切有しない。

收容者は十六歳以上の者、老若、雜居で、勞役の際もさうだ。三十日から六ケ月迄の者は。乍併、環境の上から三十日よりも最つと短い者にも適用せられる。とに角全部短期だ。

アルコール中毒性犯罪のために委托された者が一人居た。

一二一六人が目下收容されてゐる。彼等は一五〇人宛大雜居房に入れられてゐる。夜間看守が一人附いてゐる。

農園は郡監獄の代用をなすものであつて、囚人達が郡監獄内では持ち得ない處の仕事を彼等に與ふるのだ。勞役は冬季にありては一層面倒である。何故なら彼等は近隣のために森林その他を開拓し、煉瓦を作り、家を建ててやるからだ。專用の煉瓦工場があり、自家用の葦で作業する製籠工場もある。一年間に於いて脫走する者は約百人である。典獄は無周塀制度に贊成してはゐない（既に生簀も作られてゐるが）。「信用のおけない人間が多過ぎるからだ」。而かも彼は周塀を作り度くないと思つてゐる、といふのは彼が從來の制度を固執してゐるからだ。彼は年長の者に對してはコッテーヂが不適當と考へて居るが、反之、感化監獄に居る若い者に對しては可能だと考へてゐる。

バトラー氏は無周塀といふ事が敷設に對する信賴の精神を强め、夫故にそれは良い事だと言つてゐる。だが斯る場合は、唯感化監獄に居る小年達に對してのみであり、又彼等の典獄が信賴されてゐる場合のみである。更に又それは多數の在監者に對しては駄目である。夫故若干の獨房が當然存在せざるを得なくなつたのだ。

巨大な農園を有つた監獄は工場を有つた大きな騎士領の如きものである。

ブラウン氏は慈善部（デパートメント・オブ・チャリティズ）へ來てから現在十七年目であり、（バトラー氏の後を受けて）書記としては四年目である。だが彼が如何に前書記バトラー氏の陰の人物である事よ。如何に彼のバトラー氏に對する關係の着實且つ謙遜なるかよ。だが一方又、典獄の前慈善部書記に對する關係の如何に恭順且つ自由なるかよ。

×

一九二七年十月五日、ザ・アメリカン・ソミツテツド

昨日、バトラー氏とブラウン氏とは、私の列車がワシントンへ向けて去る（二時半頃）前に、私にペンデルトンに在る新しい感化監獄を見せて呉れるために、正午前七時頃既にホテルへ私を迎へに來て呉れたのであつた。吾々がホテルへ返つて來たのは二時頃であつた。

美しく新しい、明るく廣々した建築物であつたが、相不變周塀と獨房舍はあつた。

勞役に關しては勞働組合（レーバー・ユニオン）との問着がある。

學校の授業は夏季二ケ月を除けば、每日一時間十分である。等級は一切なく、考績主義（メリット・システム）だ。

制服の種々なる差別もない。

十六歳から卅歳までだ。

十六歳から廿一歳迄の者に於いて、は如何なる犯罪たるとに論なく、常に一年乃至十ケ年迄の收監である。

此敷設は收容規定人員は千二百人であるが、現在では千九百人を超えてゐる。それだから獨房は盡く二人宛を收容してゐる。その他に五百人（監獄人員の四分の一）雜居のための巨大な大雜居房がある。それは非常に明るくて清潔である。寢臺列の間には一つの大きな長い卓子がある。夜は一人の看守が監視する。是等の大雜居房も亦滿員だ。

一九二三年の開設當時にありては、人々は斯る需要を想到もしなかつた。が、此需要は半ば大戰の結果である。

是等の大雜居房は往時の危險な共同監禁（ダマインシャフトハフト）の後活に過きないではないかといふ是に就いての反對意見を私が表明した時、バトラー氏は言つた、それは人々が大雜居房か、それとも一獨房内に於ける二人住居（ふたりずまい）が選びさへすればいいではないかと。それはとに角、此の獨房は餘りに狹過ぎる、囚人がその中を彼方此方（あちこち）行くのに六歩を要し得ない相だ。

全部、バトラー氏が非難した處の内側監房だ。

心理學部及び精神病學部は廢止されてゐる。

素晴しい圖書室がある。生徒六七六人を容れる數場が六つ。各級は三十六宛だ。

少年感化監獄（感化學校）は在監者の數に於いて減少しつつあるが、成年感化監獄は增加しつつある。主として對人的犯罪及び所有權に對する犯罪が增加しつつある。

輻射式建築組織（パノプティーフレエジスナム）は廢止されてゐる。

眞中に洗滌のための噴水を有つてゐる圓形建築物。床屋は隅に在る。

缺點としては——

一、收容過多。

二、大雜居房。

三、心理學及び精神病學部の廢止。

×

一九二七年十月八日、

一昨日、即ち十月六日に、コロンビヤ管區（ディストリクト）内の公安局々長デヨーヂ・エス・ウイルソン氏——上品で愛嬌良く、面白くて進歩的な人物だが——がワシントン（コンロンビヤ管區）に在るメイフラワー・ホテルに私を迎へに來て吳れた。彼と一緒に彼の事務所の獨逸人の一所員と自働車を運轉した若い男とがやつて來た。

吾々は先づ第一に一九一六年開設の、收容人員三百のロールトン（コロンビヤ管區）感化監獄に行つた。其建築物は全て囚人自身の建てたものだ。凡ゆる犯罪者のためのもので、特に長期のためのものだ。十七歲以上凡ゆる年齡の者が居る。これが何故感化監獄と呼ばれて居るのか？ペンシルヴニア州々立監獄とでも呼ぶべきであつたらうに。囚人と職員とは一つの共同の食堂を有つてゐる。圖書室は小さい。敎誨堂と活動寫眞室とは臨時のものだ。此處では全ての者が勞役してゐる。だが公開市場

のためのものではない。といふのは、斯る事が禁止されてゐるがためではなくして、寧勞働組合と悶着を引き起すからだ。勞役に對する報酬は絕無。

大雜居房制度は玆では充分に完備してゐる。

第二級の者のための堅牢大雜居房（ストロングド・トリイ）は窓々に鐵格子を嵌めてゐるが、非常に巧妙に設備されて居るがため、殆ど氣の付かない位である。夜間は看守が一人玆に宿泊する。獨房舍の獨房は閉め切りだが、凡ゆる事件、特に萬一の暴動に備へるための獨房舍が存在する。

通常大雜居房（ノーマル・ドード・トリイ）は此處では五〇人を宿泊せしめて居る。寢臺の枕上の所には、事實上の大雜居房から硝子の隔壁で仕切られた空所があつて、讀書や勞働のための椅子と卓子が備へられてあり、他の空所には洗面臺、便所等とが設備されてゐる。

營居房（リバシイ）は除外されてゐた樣であるが、共同監禁所に於けると正しく同樣に傳染は可能である。（斯うした事は實際唯舊式の共同監禁所にのみある事だが）

年齡別は實施されてはゐない。「年齡だけが物識りと無知とを分るものであるとは吾々は信じない」といふのだ。

通常大雜居房は十二あるが、是等の大雜居房は一つの長い廊下の兩側に沿ふて在る。

三ヶ年半以內に舞ひ戻つて來る囚人は、名義上は八人を出ない事になつてゐるが、連れ戻される者は事實約卅人程である。

小さな監獄は大きなものよりは脫獄を防ぐのに容易である。加之、嗅覺の銳敏な犬が——十匹も——玆には居るのだ。而して又囚人達は「善い食物を與へられ」て居るのだ。

ロールトン感化監獄には長期が居るとすれば、これの直ぐ近やに在るオツコクワン勞役所は一般には唯短期のみを收容してゐる。後者は唯輕微な犯罪のためにのみ設けられたものだ。

短期とは一ケ年以內の刑期を持つ者であるが、その多くは三ケ月未滿の者である。

勞役所は全然開け放しだ。

囚人達は作業——石割、煉瓦製造等々——中にも相互に話す事を許されてゐる。彼等は滿足氣な、落着いた表情をしてゐた。

刑期卅日の者に於いてすら特赦期間（グッドタイム）（六日間）がある。彼等が懶惰である場合には、彼等は此の割引期間を喪失し、加之良き食物を與へられなくなる。

脫走者は兩脚に鎖を付けられる。

午後四時から活動寫眞とベースボール・チームが遊戲する。

吾々の案內者が言ふ如く、此處には副典獄が居る、彼はアメリカの監獄內に始めて娛樂室——作業後就寢迄の時間のための——設けた男だ。人々は九時に就寢する、——他の所の樣に六時にではなく。

巨大な大雜居房——規定百人であるか、百卅人を容れてゐる——は此處では鐵格子なしだ。

十七年以來、舊式の大雜居房でも尙善い事が立證されて來たのだ。

勞役所には六三八人居り、懲罰房には二人居た。

女囚五九人を收容してゐるオツコクアン女區から脫走せる女囚は十五ケ年間に一人である。人々は女區を監獄（プリズン）にではなく、家庭（ホーム）たらしめんと努力してゐる。

大雜居房の窓には格子はない。

彼女達の刑期は十日から一ケ年までだ。

——第二部終り——

草の戶も住みかはる世ぞ雛の家　芭蕉

雛祭る都はずれや桃の月　蕪村

箱を出る貌忘れめや雛二對　蕪村

花咲かぬ片山蔭に雛祭　一茶

持たすれば雛をなだむる子供かな　一茶

草餅

彌生なり春の草津の姥が餅　宗因

おらが世やそこらの草も餅になる　一茶

子ありてや蓬の門のよもぎ餅　一茶

草餅を鍋でこねても祝ひかな　一茶

彼岸

今日彼岸菩提の種を蒔く日哉　芭蕉

命婦より牡丹餅たはす彼岸かな　蕪村

行刑上より見たる禁錮刑の價値

津久井作司

目次

一、禁錮新受刑者數
二、禁錮受刑者にして作業を請願せるものと請願せざるものとの數
三、禁錮受刑者の就業せる請願作業の種類
四、禁錮受刑者に給與の作業賞與金
五、錮禁刑者と懲役刑者との痛苦の比較
六、禁錮刑の廢止意見
　附　一、禁錮刑の存置意見
　　二、禁錮刑存廢に關する刑務所長の可否意見數

一　禁錮新受刑者數

最近五箇年間即ち大正十三年乃至昭和三年間に於ける禁錮新受刑者の總數は九百三十一名にして、大正十三年中の三百三十名を最多とし、昭和二年中の八十八名を最少とす。即ち前記五年間中に於ける一箇年平均新受刑者は百八十六名強にして一箇月間平均新受刑者は僅に十五人強に過ぎず。

尙ほ之を同期間中に於ける新受刑者總數に對比すれば禁錮受刑者は〇・六三%なるを以て一千人の新受刑者總數中僅に六人強の禁錮受刑者を包含する割合なり。以て、禁錮刑者の受刑入所するものの如何に僅少なるかを知るべし。

右五箇年間に於ける禁錮新受刑者數を各年別に表示すれば左の如し。

（最近五箇年間に於ける禁錮受刑者）

年次	禁錮新受刑者	新受刑者總數	新受刑者總數に對する禁錮新受刑者ノ百分比
大正十三年	三一三	二六、五一一	一・一八
同十四年	一六一	三〇、一一一	〇・五三
昭和元年	一七四	二九、五八三	〇・五八
同　二年	八八	三一、三一一	〇・二八
同　三年	一九五	二八、八九九	〇・六七
合計	九三一	一四六、四一五	〇・六三

二　禁錮受刑者にして作業を請願せるものと請願せざるものとの數

禁錮刑者は定役に服するの義務を負擔せざるも監獄法第二十六條に基き請願作業に就くことを得るものなり。今昭和二年及同三年の二箇年間に於ける請願作業の就業狀況を見るに禁錮受刑者の在所總延人員一二、二〇八人中、就業延人員は一〇、二二六人にして、即ち八三・七%は請願作業に從事するものなることを知るべし。禁錮受刑者にして斯く多數、即ち疾病其の他の事由に因り已むを得ざる者の外殆ど全部就業する所以のものは其の事情二、三にして止まらざるべしと雖人間に努力の自然性が如何に強烈に潛在するものなるかを如實に證明するものと認め得べし。右二箇年間に於ける就業狀況を各年別に表示すれば左の如し。

禁錮刑者の作業を請願せる人員と請願せざる人員

年次	禁錮受刑者就業延人員	同上不就業延人員	同上總延人員	總延人員に對する就業延人員の百分比
昭和二年	三、九五〇人	七五〇人	四、七〇〇人	八四・〇人
同三年	六、二七六	一、二三二	七、五〇八	八三・五
合計	一〇、二二六	一、九八二	一二、二〇八	八三・七

備考　作業を請願したる人員中には疾病其の他の事故の爲現實就業を爲さゞる場合あるべきも、之等は殆ど例外的事象にして其の數も亦極めて僅少なるを以て統計的に觀察する場合に於ては、就業延人員を以て作業を請願したる者と、不就業延人員を以て作業を請願せざる者と看做すも敢て其の價値に影響なきものと認む。

三　禁錮受刑者ノ就業セル請願作業の種類

請願作業に付其の選擇する作業に付之を許すことを得とは、理論上本人の自由選擇に依り如何なる作業にも就業せしむるものの如く解せらるゝも、如斯は實際上行ひ得さる所にして、現在に於ては刑務所に於て特に數種の作業を選擇して出願せしめ其の中に付管理者に於て適當と認むる作業を選定賦課するの實況なり。而して禁錮受刑者は其の數前叙の如く極めて少數なると、監獄法第一條、第三條及第十八條に依り懲役受刑者其の他と分離して拘禁處遇を爲さゞるべからざる關係上、獨居拘禁に付するを通例とす。從て、作業の種數は一層局限せらるゝは又已むを得ざる所なりとす。今、昭和二年、同三年中に於ける之等請願作業の種類を見るに、昭和二年中に於ては十六種、同三年中に於ては二十種の作業に就かしめられたるに過ぎず。現在刑務所作業として施行せらるゝ業種は約九十種類に達するを以て、請願作業の種類は約其の五分の一の小範圍に局限せらるゝを見る。而して其の作業は概ね居房内作業にして、例へば、麻工、網工、紙細工、麥稈工、燐寸工の如き其の重なるものとす。而して之等何れも行刑上より觀て教育的に價値の乏しき手工的座作業なり。從て又保健上にも適せざるものたるは言を俟たず。

右に付昭和二年及同三年中に於ける請願作業の種類別就業人員を表示すれば左の如し。

請願作業ノ種類別就業延人員

作業種類	昭和二年	同三年	計
裁縫工	一六六人	五六人	二二二人
藁工	八二	四七	一二九
機織工	一九一	一一八	三〇九
麻工	一、二八七	二、一四二	三、四二九
竹工	七	一八三	一九〇
印刷工	四五	五〇	九五
莞筵工	三四	八七	一二一
燐寸工	一八	二三四	二五二
莫大小工	一五五	二六三	四一八
網工	七八三	一、三六六	二、一四九
紙細工	五五〇	一、二六二	一、八一二
大工	八〇	—	八〇
麥稈工	一八七	一二〇	三〇七
組紐工	一六二	二九	一九一
掃除夫	一九九	一三	二一二

補綴夫				四	五六		六〇						
耕耘夫					八五		八五						
鍛冶工					二三		二三						
經師工					九		九						
土工					四四		四四						
草履工					八九		八九						
計	三、九五〇				六、二七六		一〇、二二六						

四　禁錮受刑者に給與の作業賞與金

監獄法第二九七條、同施行規則第七十條に依れば、入所したる翌月より五月を經過せざる者には作業賞與金の計算を爲さゞるを以て、短期刑なる禁錮受刑者は請願作業に就くも、作業賞與金を給せらるゝこと殆ど稀なりとす。今昭和二年乃至同四年の三箇年間に於ける禁錮受刑者に對する作業賞與金計算高及同給與額を見るに、計算高總額十八圓六十錢、給與額總額十四圓十錢なり。而して其の人員は前者は十一名、後者は八名にして就業延人員に對比すれば何れも總就業延人員一万人に付約七人の割合にして極めて少數人員なり。

今之を各年別に表示すれば左の如し。

年次	作業賞與金計算高	同上人員	同上一人平均額	作業賞與金給與額	同上人員	同上一人平均額
昭和二年	圓 二一〇〇	人 三	圓 七〇〇	圓 二一〇〇	人 三	圓 七〇〇
同三年	一一〇〇	四	二七五〇	一一〇〇	四	二七五〇
同四年	五五〇〇	二	二七五〇	一〇〇	一	一〇〇〇
計	一八三〇〇	九	一六九〇	一四一〇〇	八	一七六三

ロ、禁錮受刑者の就業人員と賞與金計算並給與人員

年次			
昭和二年	受刑者就業延人員	人 三、九五〇	人 〇、七
同三年		六、二七六	〇、六
計		一〇、二二六	〇、七
昭和二年	作業賞與金計算人員	人 三	人 〇、七
同三年		四	〇、六
計		七	〇、七
昭和二年	就業延人員に對する同上人員の千分比	人 三	人 〇、七
同三年		四	〇、六
計		七	〇、七
昭和二年	作業賞與金給與人員	人 三	人 〇、七
同三年		四	〇、六
計		七	〇、七
昭和二年	就業延人員に對する同上人員の千分比	人 三	人 〇、七
同三年		四	〇、六
計		七	〇、七

五　禁錮刑者と懲役刑者との痛苦の比較

受刑の痛苦は受刑者各自の個人的事情、例ば本人の體勢、精神狀態、經歷等に依り其の感受する事情、程度等に自ら異れるものあるべきは言を俟たざる所なり。故に之を客觀的に考量測定せんとする如きは極めて至難なる問題なるのみならず、正鵠を得ざるの憾あり。依て、玆に兩者の痛苦を比較するに當り最も適確なるべしと認めらるゝ觀察方法に依り、即ち、受刑者本人の感想及行刑實務家の體驗上より觀察したる事項を綜合考覈して兩者の各一方に比較し、より痛苦と認めたる事項を列擧して各其の痛苦感受の狀態を查覈するに、禁錮刑の痛苦懲役刑の夫れに比し其の質、量共に遙に大なるものあるを看取し得べし。

今兩者に付各其の一方に比較しより痛苦なりと認めらるゝ事項を擧ぐれば左の如し。

禁錮刑者と懲役刑者との痛苦の比較

イ、禁錮刑者の痛苦（懲役刑者に比較し）

一、原則として就業することなきを以て無爲に苦しむ。

二、請願作業に就くことを得るも拘禁處遇の都合上獨居拘禁に付せらるゝを常とするを以て心機の轉する機會なきに苦しむ。

三、作業に就くとするも多く獨居拘禁に付せらるゝを以て概ね簡易且單調なる手工的座業を課さるゝに依り職業訓練を受くること能はず。

四、拘禁の關係上相當の運動時間を與へらるると雖運動不足を來たし健康を障害すること多し。

五、閑居する結果惡念妄想を起し惹て憂鬱症に陷り易し。

六、無學者又は讀書趣味の乏しき者は無聊に苦しむ。

七、作業の種類は概ね座作業を課せらるゝ爲假令請願作業に就くと雖食量少き爲空腹を覺ゆ。

八、集合的敎化慰安の機を失す。

九、作業督勵に依る優遇の恩典に浴すること薄し。

十、獨居生活は晝夜旋錠せられたる室內に置かるゝ爲精神上に壓迫を感じ不快の念に襲はる。

十一、其の他

ろ、懲役刑者の痛苦（禁錮刑者に比較し）

一、受刑後前科者として社會に立たざるべからざるを想ふとき甚だ心痛を覺ゆ。

二、學力ある者又は讀書趣味有る者は作業强制に苦しみ讀書時間乏しきを嘆つ。

三、運動體操又は冷水摩擦等を團體的に强行せしめらるゝを苦痛とす。

四、接見信書の制限嚴格なるを苦痛とす。

五、病弱者は强制作業を苦痛とす。

六、作業時間長きを苦痛とす。
七、刑期概して長く從て苦痛多し。
八、本人の受刑に依り往々親族か疎外離反するもの多く從て親族に對する精神的苦痛多し。
九、其の他

六、禁錮刑ノ廢止意見

自由刑中より禁錮刑を廢除して單一の懲役刑のみと爲すべきや否やの問題は立法論としては尙ほ議論の存する所なるべしとするも、刑の實質上より觀察すれば刑罰執行の目的を阻害する幾多の事由を存する現行の禁錮刑は自由刑としての存在の意義を有せざるを以て速に廢止せらるべきものたるは最早異論を差し挾むの餘地なしとす。本論に關しては既に吾か行刑學の權威正木氏が其の該博なる蘊蓄を傾注せられたる廢止論（刑政第四十三卷第十二號六頁——二〇頁參照）に盡くるを以て重ねて玆に氏の驥尾に追隨して名論を汚すの愚を憚み敢て本刑の刑罰目的に副はずと認めらるゝ具體的事由を列擧して以て本刑廢止の意見に代へんとす。

尙附として一部行刑實務家の本刑存置に關する意見を要約して其の事由を列擧し講學の資に供せん。

禁錮刑の廢止すべき事由

一、行刑の實際に於て懲役刑の執行と禁錮刑との間に處遇意識を別異すること困難なり。
二、作業の賦課と否とを以て特異と爲すが如き立法の形式は刑務作業の本質に對する過去の認識を具象するものにして著しく時代に隔絶せる思想なり。又接見信書の制限の緩嚴を以て特色付くる立法も亦同斷なり。
三、作業を課すべきや否やは行刑の目的より考慮し受刑者各本人の行刑經過竝個人的身上關係に係はらしむべき問題にして刑執行に先立ち豫め之を斷ずべきものに非らず。
四、懲役刑の受刑に比し輕き禁錮刑の受刑が事實上痛苦多し。
五、禁錮刑者にして請願作業に就かざるもの殆ど無し。
六、作業を課せざる受刑拘禁は行刑の意義の大半を沒却す。
七、作業なき禁錮刑者は永きに渉れば遂に健康を害す。
八、禁錮刑者は無聊に苦しみ不善を想ふ餘地多し。
九、行刑作業は勤勞敎育なり故に禁錮受刑者に對して作業敎化の恩典に浴せしめざるは不合理なり。而して又一旦請願作業を賦課せられたる以上は憶に之を廢し得ざるを以て結局强制作業を實質とする懲役刑と異る所なし。

十、凡そ犯罪として處罰すべき事項は其の行爲の破廉恥的なると非破廉恥的なるとを問はず總て反社會性を有する事には論なく而して犯情輕重の斟酌は刑の量定に委するを以て足り刑種の區別を設くるの要なし。
十一、禁錮刑者は科刑の觀念一般に薄く從て改過遷善の效果を擧げ難く之を存續するは敎化上害あり。
十二、禁錮刑は國家經濟、刑事政策竝人道上より見て刑罰の意義を沒却す。
十三、仮令、請願作業に就くものと雖一般懲役受刑者と共同動作を爲すを得ず釋放後の社會生活に反す。
十四、行刑施設の進歩したる今日に於ては禁錮刑者の多數は懲役刑者と別個の處遇を爲すの必要なく而して禁錮刑者にして一般懲役刑者と隔離處遇を爲さゞるべからざるものに付ては刑務所長の自由裁量に依り適當に處遇すれば足る。
十五、禁錮刑は定役なき刑なるを以て累進處遇の對象刑と爲すことを得ず從て如何に禁錮刑者が日常行狀の向上に努力するも刑務所に於ける處遇上より觀察して彼等に優遇の途を講じ難きことゝなり彼等の希望を杜絶するの結果となる。
十六、其の他

（附）

（一）禁錮刑の存置意見

一、犯人の性格に依り特種の處遇を爲す必要あると同じく犯罪の內容に因り自由刑の種類を區別するの必要あり從て特殊の犯行に對し定役を科する懲役と區別して勞役を課せざる禁錮刑を執行す可きものあることは當然にして又處遇上必要なり。
二、禁錮は過失犯、特別法犯、政治犯其の他廉恥を破るに非ざる犯罪に科する刑にして此の如き犯罪を破廉恥罪と同一の刑に處し同等の處遇を爲すは我國の從來の道德觀念に反するのみならず風敎の維持上より見るも禁錮刑は必要なり。
三、現今の法令に於ては定役に服すべき刑を受くると否とにより資格上の差異を設くるもの多く又將來に於て此の如き規定を改廢するの必要なし而して犯罪の性質に因り自由刑を受くるも享有すべき業務上の資格を喪失せしむる必要なきことあるに依り此の如き犯罪に對しては禁錮刑を以て律するを相當とす從て禁錮刑は必要なり。
四、禁錮受刑者は殆ど特種の職業を授くべきものなく特に作業訓練の必要を認めず又概ね短期刑にして作業訓練に適せず若し處遇上勞役を必要とする受刑者あるときは

諭示して請願作業に就かしめ得るを以て作業訓練上敢て不都合ありとは認めず。
五、禁錮刑者は多く短期なるを以て其の間勞役を爲さざるも左迄痛苦を感ずるものに非らず若し無爲に苦しむものは請願作業に就くことを得べきを以て事實上無爲に苦しむ如き懸念なし。
六、禁錮刑者は極めて少數なるを以て懲役刑者と區分して處遇を爲すと雖實際上格段の煩累あるものとは認め難し。
七、禁錮刑者は多く罪質の關係上特別の處遇を必要とするものなるを以て刑名の如何に因り特に處遇上煩累ありとは謂ひ難し。
八、凡そ刑罰の種類と其の執行の樣式とは犯人の性格と犯罪の動機とを斟酌して多種多樣ならしむることに留意すべきものにして從て自由刑として懲役、禁錮及拘留の三分類を維持するを相當とす。
九、其の他
(一) 禁錮刑存廢に關する刑務所長の可否意見數
廢止を可とするもの　三九
存置を可とするもの　一〇
廢存に付き意見なきもの　五
其の他　二
計　五六

人形の夢

人見邦正先生

人形のお夢は
可愛いお夢
遠いお國へ
舟の旅
波に搖られて
ギチララ
人形のお夢は
キンキンキラの
金の城
王子さまへの
お嫁入り
夢のお舟は
玩具のお舟
赤いお舟で
お人形は
搖られ搖られて
行くお夢

行刑作業と災害問題に就て

司法省囑託　前田靜雄

(一) 緒言
(二) 週間制度
(三) 既往の災害統計
(四) 災害豫防心得
(五)

(一) 緒言

刑務所に於ける作業は日に月に進展して其の停止するところを識らない。何人と雖も既往を顧みて驚異の眼を睜らないものはあるまい。例へば昔の手工業、徒弟的施業の時代に於て誰か刑務所の作業場に高速度印刷機が目まぐるしく廻轉したり、ミシン機械の數列がモーターの力によつて一齊に動作する光景、將たバブコックエンドウイルコックス式ボイラールームの偉觀、或は三〇〇馬力の電動機の凄しい響等を夢想したものがあらうか。

斯くの如く刑務所の作業は社會一般工業界の進展に曳きずられつゝも家內工業の規模から工場工業のシステムに迄生育して來たのであるが、斯樣に發展すればする程又大量生產的となればなる程、加ふるに經濟界の不況が深刻となればなる程其の經營は益々複雜煩瑣となり、其の操作工程は益々技術的に且多岐に亘り、微に入ることゝなり、從つて、之が施業に當つては瞬時の油斷も些細の無駄も許されない譯であるから、當事者は容易ならない心勞と努力とを要し常に能率の增進に、又經營の合理化に專念しなければならないのである。

斯樣な狀態に刑務所の作業が置かれると夫れに比例して就業者の災害が增加することは自明の理であつて、所謂座業時代に於ては殆んど必要もなかつた災害の防止に

關する問題は、茲に重要な役割を演ずることゝなり夫等の方法に就ては大いに研究を要することゝなる。

(二) 週間制度

茲に於て當局は種々研究の結果昨年十二月に於て週間制度を制定して之に當ることゝなり、行刑内容總てに就て考慮し其の制度を安全、力行、修養及衛生り各システムに分ち、行刑施設の内容を改善し、且訓育の基礎を確立しようと云ふ行刑局長通牒が發せられたのであつた。

斯くして先づ最初の試として第一に安全週間を行ふことゝなり、標語の募集、ポスターの印刷等諸般の準備が成つて遂に二月十六日より實施に移つたのである。

安全週間は、要するに刑務所各機關の提携、整備並に充實を圖り、之に依つてあらゆる事故を豫防せんとする目的を以て全國刑務所一齊に行はれ、職員並に收容者の如何を問はず齊しく緊張したる精神、周到なる注意を喚起することを是第一義とするものである。

是に依つて逃走、災害其他の事故は防止の目的を達成し且就業狀態の改善、能率の增進等を促進するものである。

故に安全週間の施行は畢竟力行週間に於て要求する所の效果を擧げ得る素地を形づくるものであつて、吾人は是と力行週間とは不可分の關係にあるものと思惟するのである。

從つて事故なし週間に次いで行はるべきものは力行週間でなければならぬと思ふ。

又一步進めて考ふれば力行週間は安全週間と提携、同時に施行することに重大なる效果を齎らし得ることゝ思ふのである。

斯くして事務的に、肉體的に共力一致し成果を擧げると同時に常に心の修養を行ふこと並に身體の保健に努めなければ、千仞の功を一簣に欠くの悔を貽すことゝなるので、修養週間、衛生週間も是等安全週間、力行週間に適當按配し刑事政策の要求するところ特別豫防の目的達成に精進する次第である。

(三) 既往の災害統計

安全週間が施行せられた今日嘗て當局に於て受刑者の災害に關し調査した結果を茲に提示して參考に供しやうと思ふ。

この調査は昭和二年に於てなされたものであつて、少し古いものであるが、之を安全週間施行前後に於て採られた成績と對比せられたならば其處に面白い結果を求め得られることゝ考へ敢て之を載せた次第である。

即ち本調査は就業者の作業に因る死傷疾病に就て大正十二年度より昭和二年度に至る五ヶ年間に亘る調査であつて、共間全國刑務所に於ける事故總數は一、八二五件其内死亡數は三六名であつた。

今是等の災害を各種の事態に分類して見れば左の通となる。

機械による負傷	一一・二%	
手工具によるもの	二四・五%	
高所より轉落	四・八%	
他より受けたるもの	二一・四%	
其他の原因によるもの	三八・一%	

(附表參照のこと)

次に昭和二年度に於ける災害事故に就て通覽すると左の通である。

總人員	四三五名
内死亡數	六名
事故内譯	
機械による負傷	一一・五%
手工具によるもの	二〇・〇%
高所より轉落	七・八%
他より受けたるもの	二一・一%
其他	三九・六%

右二通の統計を全國官民業工場に於けるものに比較して見ると、機械による負傷は刑務所が機械設備に就ては僅少貧弱であるに係らず相當高率にあること、又手工具による負傷及他より受けたる負傷に至つては一般工業に比し著しく高位にあることが判る。

而して其の孰れもが就業者並に職員に注意の足らなかつたこと並に災害防止の觀念に乏しかつたことに基因するものと認められるのである。

(附表參照のこと)

(四) 災害豫防心得

縱令刑務所作業が社會一般工業に比肩せんとする迄に進步發達したと云つても他面に於て災害數が斯様な狀態では誠に愧しい次第である。

要するに設備に於て、技巧に於て、亦災害數に於て其他總ての點に就て一般工業の域に到達する様、努力しなければ生きた訓練の實を擧げ得たとは云はれないのである。

然らば災害の防止に就ては如何なる方法を採るべきか又如何なる注意を喚起すべきかに就て多少調査をしたことがあるので茲に愚案を開陳し、多少なりとも參考とな

らば幸甚の至と思ふ次第である。

以下災害豫防心得案として之を七項に分類し各項を箇條書きとして掲げることにする。

先づ各項の目次を列舉して見ると次の通である。

一、電燈及電力に關する心得
二、機械及動力傳導裝置に關する心得
三、工具に關する心得
四、火氣取締に關する心得
五、高熱物體の取扱に關する心得
六、物品の運搬に關する心得
七、建築作業に關する心得

以上

附表一、

五箇年間ノ就業者死傷疾病（作業ニ因ル）調査（原因分類）

自大正十二年度
至昭和二年度

種別 / 刑務所別	員數 機械ニヨル負傷	手工具ニヨル負傷	高所ヨリ轉落	不注意ニヨリ他ヨリ受ケタル負傷	其他	不可抗力	計	死亡	備考
小菅	三五	九	七	二	三七	一	九七	二	
市谷	一	二	一	一	一六	一	二三	一	
豐多摩	一三	三九	七	一三	二九	三	六五	一	
巢鴨	四四	七	三	六	一四	一	三五	一	
橫濱	四四	七	三	六	一三	一	三四	一	
千葉	五四	一	一	一	四	一	一三	一	
水戸	二	八	二	五	一四	三	三四	一	
宇都宮	三	一六	三	一	一四	三	四一	一	
前橋	三	一四	一	五	一四	三	四一	一	
靜岡	三	一四	一	七	一三	三	四一	一	
甲府	六	一五	一	二	一三	一	二九	一	
長野	一	四	一	一	一	一	二九	一	
新潟	八	一〇	一	一	一	一	二三	一	
京都	一	一	一	一	一	一	二三	一	
大阪	一三	三五	一二	一	一四	一	四五	一	
神戸	一一	一	一	一	一	一	一四	一	
奈良	二	一	一	一	一	一	一四	一	
滋賀	一	九	三	一	一	一	一四	一	
德島	一二	一六	四	一	一	一	一九	一	
高知	一一	八	一	一	一	一	一六	一	
高松	一二	一一	一	一	一	一	一六	一	
名古屋	一四	八	一	一	一	一	一六	一	
三重	一	三	一	一	一	一	一四	一	
岐阜	一	二	一	一	一	一	一四	一	
金澤	八	一七	一	一	一	一	一四	一	
廣島	二	三	一	一	一	一	一四	一	
山口	一	三	一	一	一	一	一四	一	
岡山	一	三	一	一	一	一	一四	一	
松江	一	五	一	一	一	一	一四	一	
松山	六	一六	一	一	一	一	一四	一	
長崎	一三	一六	一	一	一	一	一四	一	
三池	一	一三	一	一	一	一	一四	一	
福岡	七	一二	一	一	一	一	一四	一	
大分	五	一三	一	一	一	一	一四	一	

種別 / 刑務所別	員數 機械ニヨル負傷	手工具ニヨル負傷	高所ヨリ轉落	不注意ニヨリ他ヨリ受ケタル負傷	其他	不可抗力	計	死亡	備考
小菅	三五	九	七	二	三七	一	九七	二	
市谷	一	二	一	一	一六	一	二三	一	
豐多摩	一三	三九	七	一三	二九	三	六五	一	
巢鴨	四四	七	三	六	一四	一	三五	一	
橫濱	四四	七	三	六	一三	一	三四	一	
千葉	五四	一	一	一	四	一	一三	一	
水戸	二	八	二	五	一四	三	三四	一	
宇都宮	三	一六	三	一	一四	三	四一	一	
前橋	三	一四	一	五	一四	三	四一	一	
靜岡	三	一四	一	七	一三	三	四一	一	
甲府	六	一五	一	二	一三	一	二九	一	
長野	一	四	一	一	一	一	二九	一	
新潟	八	一〇	一	一	一	一	二三	一	
京都	一	一	一	一	一	一	二三	一	
大阪	一三	三五	一二	一	一四	一	四五	一	
神戸	一一	一	一	一	一	一	一四	一	
奈良	二	一	一	一	一	一	一四	一	
滋賀	一	九	三	一	一	一	一四	一	
德島	一二	一六	四	一	一	一	一九	一	
高知	一一	八	一	一	一	一	一六	一	
高松	一二	一一	一	一	一	一	一六	一	
名古屋	一四	八	一	一	一	一	一六	一	
三重	一	三	一	一	一	一	一四	一	
岐阜	一	二	一	一	一	一	一四	一	
金澤	八	一七	一	一	一	一	一四	一	
廣島	二	三	一	一	一	一	一四	一	
山口	一	三	一	一	一	一	一四	一	
岡山	一	三	一	一	一	一	一四	一	
松江	一	五	一	一	一	一	一四	一	
松山	六	一六	一	一	一	一	一四	一	
長崎	一三	一六	一	一	一	一	一四	一	
三池	一	一三	一	一	一	一	一四	一	
福岡	七	一二	一	一	一	一	一四	一	
大分	五	一三	一	一	一	一	一四	一	

（備考）
微傷ヲ除ケバ四名
三池一年平均八七件
大部分採炭作業ニヨル

種別	熊本	鹿児島	宮崎	沖縄	宮城	福島	山形	秋田	青森	札幌	函館	網走	釧路	小田原(少年)	川越(少年)	姫路(少年)	岡崎(少年)	岩國(少年)	久留米(少年)	盛岡(少年)	北海(少年)	八王子(少年)	總計	百分率
一箇年間ノ就業者死傷疾病調査(作業ニ因ル)　(原因分類)　昭和二年度																								
機械ニヨル負傷	一	二	三								三	一	三				六	一		一	一		二四	二一・二%
手工器ニヨル負傷	一	四	一		二	七	二	三		一	一六	一	六			八	一	三		六			四七	二四・五%
高所ヨリ轉落	一					七	二		一	三	四	一	三										八八	四・八%
他ヨリ受ケタル負傷	一					一		二		五	四	六	三		一					七			三九	二一・四%
其他	一	一	一		二	一	二	三	六	一	二	一	一		二	一	二	一	五	三	一		六七	三八・一%
負傷																							二	
死亡																								
計																								
備考	一例焦土、岩石墜落等ニヨリ受ケタルモノ四七 炭鑛ニ挾マル三三																							

種別	刑務所別	小菅	市谷	豊多摩	集鴨	横濱	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野	新潟	京都	大阪	神戸	奈良
一箇年間ノ就業者死傷疾病調査(作業ニ因ル)　(原因分類)　昭和二年度																		
機械ニヨル負傷		三	一	七	二	二	一	二	二		五	二	一			八		一
手工器ニヨル負傷			一	四	一	一	二	三	四		四	一	一	四		三		
高所ヨリ轉落		二	一	二	三				一	一						四		
他ヨリ受ケタル負傷		四	三	七	六		一	一			三					二		
其他		七	一	三	三	四	一	三	一	六	二	一	四	一	八	三	一	二
負傷		一四	一	一七	一三	一六	一	一五	五	一〇	一五	一	一四	一	八	三	一	二
死亡		二	一					一										
計		一六	一	一七	一三	一六	一	一六	五	一〇	一五	一	一四	一	八	三	一	二
備考		墜死、動力鋸									溺死							

矯正図書館

形	山形	福島	宮城	沖縄	宮崎	鹿児島	熊本	大分	福岡	三池	長崎	松山	松江	岡山	山口	広島	金沢	岐阜	三重	名古屋	高知	高松	徳島	滋賀
溺死					二	二				一	三					一			三		一			
	二					二	三		一	三			二	一		一	二		一			一	一	五
	一																							

附表 三

民業、官業工場ニ於ケル災害調査

大正十五年度

業別＼種別	機械ニヨル負傷	手工具ニヨル負傷	高所ヨリ轉落	他ヨリ受ケタル負傷	其他	員數 負傷	員數 死亡	計
染織工場	二、三三	四五九	三二一	四五六	二、五一九	六、一七七	四一	六、二二八
機械器具製造	二、一四九	二、〇六九	八三一	二、八五五	八、九四七	一六、七九〇	八一	一六、八七一
化學工場	一、〇四一	五四〇	三三〇	七一六	三、七三八	六、三〇三	六二	六、三六五
飲食品工場	一五三	六一	六八	六〇	六二八	九六三	六	九六九
雜工業	三三	一〇六	一八	二三	六三七	一、三八一	一四	一、三九五
特殊工場	八〇	九六	七二	一六五	六二三	一、〇三四	一三	一、〇四八
民業計	六、二九七	三、四二一	一、六四〇	四四〇四	一七、一〇二	三一、六四八	三一六	三一、八六四
官業	一、〇二一	一、二二九	四八六	二、五三四	六、一九三	一二、四〇一	四三	一二、四四三
計	七、三一八	四、六四〇	二、二二六	六、九二八	二三、二九五	四四、〇四九	二五八	四四、三〇七

附表 四

各國ニ於ケル災害原因調査

各國別＼種別	機械ニヨル負傷	手工具ニヨル負傷	高所ヨリ轉落	他ヨリ受ケタル負傷	其他
オーストリア	二四・四	七六・八	一三・五	一四・七	三九・六
ベルギー	七・八	七・四	一八・三	一三・七	四二・八
フランス	七・八	六・六	一八・五	一九・四	三七・七
ドイツ	二九・〇	四・〇	二一・六	一五・〇	四〇・四
オランダ	一三・三	一三・〇	一七・〇	一四・三	四四・四
ノルウエー	二〇・七	五・〇	二一・一	一三・五	三九・七
スウエーデン	二三・二	一五・六	八・二	六・四	四六・六
カリフオルニア	一一・八	九・四	一三・四	八・一	五七・三
マサチユセツツ	二一・〇	八・〇	一三・七	三・六	四八・七
日本全刑務所作業	一一・五	一〇・五	七・八	二一・一	三九・六

不良兒惡囚の調査【八】

吉益脩夫

(37) T H.

明治二十五年二月十一日生
生地　東京市芝區
職業　無
罪名　竊盜
刑期　七年
入所　四回

一、家系の狀態

父は本人の十一歳のとき母子を殘し家出し、消息不明。
飮酒大量、酒癖惡く、亂暴した。尙痴情關係によつて女を傷害したことがあると云ふ。母健在妹一人あり。他に異常者を認めない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
都市の商區
〔家庭〕
煎餅屋を營み、本人は私生兒である。家庭圓滿を缺いた。
〔養育〕
十一歳まで母に育てられたが、父の家出後母は當惑し、本人を騙して他家に置いた儘、田舍に歸つてしまつた。不良少年の仲間に入る樣になつた。それから小石川の養育院に三年間暮して、漁師の家に貰はれて船を習つた。四五年後同家の實子が戰地から歸つて來たら、養家の態度一變して邪險にするやうになつた。小遣を呉れないので、或日友人に唆されて著物を五十錢に賣つて菓子を買つたために、親戚に預けて引取つて呉れない。其中に遂に五十錢呉れて、もう手前も十八歳だから食つて行けるからと云つて出された。
〔學校陶冶〕
尋常小學二年を修了したゞけである。
〔思春期〕
最初の性交十八歳
〔身體的精神的疾患〕
なし。

三、成年期

〔職業〕
十八歳のときまで船頭をして居たが、それより六ヶ月間牛乳配達を勸めそれから家出して、横濱でサンパン船頭となり六ヶ月目に誘惑されて伊東に行き船頭をして

たが、暫くして刑務所に入り、以來働いたことがない。
〔兵役〕
未濟
〔結婚〕
未婚
〔性生活〕
遊廓へ時々赴くけれども金がないので餘り屢々行くことが出來ない。
〔嗜好〕
飮酒せず。喫煙少量。活動寫眞芝居を好む。
〔經濟〕
貯金なく、收入なし。
〔宗教生活〕
生來無信仰無關心
〔社交〕
短氣だから人が附合つて呉れないので、孤獨で悲しくなつて涙が出ることがある。
〔法律生活〕
初犯、竊盜、十九歳、其後の犯行總て竊盜、終犯の判決に對する態度不服でなかつたが苦痛であつた。
〔自由刑の體驗〕
初犯の時から改心しやうと考へたことがある。世話して監督して呉れる人さへあれば、きつと出來たと思ふ。（玆にも本受刑者の性格の受動な所が認められる。）現在刑の執行に對して考へる樣になつた。もつと早く斯う云ふ嚴格な所へ來たならばと思ふ。此頃になつて始めて働く習慣が附いた。今度出たら働けると云ふ。（一般に意志不安定者は自己の缺點を意識し改心を誓ふことが多いが、此場合眞に社會に於て敢行し得るか不明である。）尙本受刑者は初犯中及び本期に於ては著しい懲罰を受けたことがなかつたが、前刑は長いために、苛立たしく怒り易くなり、喧嘩を二十回近くもして、傷害したことも二三回あつた。獨りで考へると涙が出て、本を讀むと自殺したい樣な氣持になつた。今回も同樣與奪し易くなり、數回喧嘩し、或時は同囚の頭を鉄で突いたことがある。

生活史中の形成的體驗

特になし。

四、現在狀況

〔身體構造〕

歳屬製		
頭圍		55.5
頭縱徑		18.9
頭橫徑		14.9
身長		151.3
體重		45.5
肩幅		31.9
胸圍		82.0
腹圍		71.1
臍圍		75.2
前腕圍		20.5
手圍		20.3
腓腸圍		32.5
下肢長		82.7

〔外部的異常〕
右典型的なるダーウキン氏尖耳

〔機能障害〕
不眠甚しく、昨夜は殆んど睡ることが出來なかつたと。夢多し。時々頭痛起り、眼瞼がピリ〳〵する。前刑のときから刑務所に入ると非常に憤怒し易くなつたが、怒ると身體が震へて脇の下から汗が出る。興奮して喧嘩する前は、常に頭が痛くて、氣分が惡く眼瞼がピリピリして、頭がくしや〳〵して居る。斯う云ふときに何か云はれると、直ぐ無考慮に興奮が勃發する。興奮した後は一旦暫く氣分がよくなる。膝蓋腱反射亢進し、舌尖、眼瞼に震顫を認める。非常に感傷的になつて居る。

〔智　能〕
下

【智能檢査】
Ⅰ 分析……8〔12.1〕
Ⅱ 批判……8〔11.7〕
Ⅲ 理解……4〔12.6〕
Ⅲ 綜合……2〔 8.6〕
Ⅴ 辨別……9〔10.4〕
總點……31〔55.3〕
（括弧内ヘ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕
衝動生活　中等度

氣質　感傷的、興奮し易し
性格　意志不安定薄弱、脈き易く、誘惑され易い
内向的非社交的放浪生活を好む
診斷——異常反應（意志不安定性病的人格を基礎とす）

(38) S・A・

明治二十一年十一月一日生
生地　新潟縣の村
職業　無職
罪名　竊盜
刑期　十五年
入所　六回

一、家系の狀態

父は竊盜罪で刑を受けたことがある。放蕩をした。母は机帳面な性質で多少神經質であつた本人の十四歳のときに死亡。兄一人、妹と弟各一人、其他異母妹三人あり、特記すべき家系の異常者を認めない。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村

〔家　庭〕
材木仲買商をなし、資産相當にあつたが、父が放蕩して費消した。父が藝者屋に居るのを母が子供を伴れて

呼び戻しに行つたことが屢々あつた。母は狂氣の樣になつて、父を殺して呉れとか死んだ方がましだなどゝ云つた。

〔養　育〕
十四歳まで實母に育てられた。父は殆んど家に居なかつた。母は優しく子供を育てた。

〔學校陶冶〕
高等小學卒業、成績中等。

〔道德的狀態〕
十四歳のときから自家の金を盜んで、買食ひしたり、人に與へたりした。尙本を買ふとか、月謝の金だとか云つて偽つて金を貰つて費消した。

〔思春期〕
最初の性交十七歳

〔身體的精神的疾患〕
十二歳のとき外傷のため前齒二本折れ、それ以來齒が出て久しい年月始終頭痛を催したが、齒を治療した後は頭痛が起らなくなつた。
其他には十四歳柿の木より墜落して意識を失つたことがあるのみである。

三、成年期

〔職　業〕
父が遊んで居たゝめに自分も職を學ばず、其間に刑務所に入る樣になり、職に就なかつた。前刑を終つたとき保護會の世話で土工になつたが二十日目に逃げ出してしまつた。

〔兵　役〕
徵兵檢査を受けない。

〔結　婚〕
未婚、一家を持たうと思つたことはない。

〔性生活〕
金さへあれば始終女買をした。

〔嗜　好〕
飲酒、喫煙せず。

〔經　濟〕
貯金なく、收入なし。

〔宗敎生活〕
無關心

〔社　交〕
交際を好むけれども、現在友人なし。

〔法律生活〕
初犯　竊盜　十九歳　その動機　遊興
その後の犯行　總て竊盜（殆んど繼續して一ケ月に達しない間に刑務所に入つた。）
終犯の判決に對する態度　不服。その理由、一寸考へれば自分が惡い樣であるが、斯んな十五年も入れてはお上が、改心せんでもいゝと云ふ意味かと思つた。

〔自由刑の體驗〕

第四回の刑までは短かかつたから、犯則も一回もなく、傷人が反抗するのを見てつまらぬことをして損ではないかと思つて居た。

然るに第五回目は五年であつて更に逃走したので十年を加重されたので、それから精神狀態が今までとは變つて、興奮し易くなつて役人に抵抗したり、役人を組み伏せたり、同囚と喧嘩したりした。何か癪に障ると二三日間はどうして先方がこんなに分らぬのかと自分勝手なことを考へ、遂に喧嘩に掛つて行つた。或時は懲罰を受けて、看守長が偏頗だと思つて厭世感を起して縊死を計つて人事不省になつたことがある。

今回の刑期には前刑務所に於て、男色關係から傷害したことがある。本人の言によれば、九人の雜居房に一人の若い男が入つて來た。その男は洋裁縫の雜役の「アンコ」(男色關係の受動的な相手)であると云ふことを聞いた。自分は其時始めて「アンコ」と云ふことの言葉の意味を聞いた。自分は餘り好まなかつたが、此男が特に自分に對して親切に話しかけて來た。(此男は推察すると著明な性慾倒錯者である。)或日自分が、此男に「外聞が惡いぢやないか」と云つたら、實は雜役から從はぬと殺すと嚇かされて困つて居る、便所に入つて、泣いて居ることがあるなど如何にも哀れつぽく話したので、非常に同情して、自分がどこまでも助けてやるから、今後は斷然はねつけてやれと敎へてやつた。すると、雜役が自分の所へ來て、近頃あの男の態度がすつかり變つた。お前の「アンコ」になつたのだらうと云つた。そして品かへ手かへしてやつて來た。或時は傷の申立てして房を換へて貰へと云ふので、そんなことはせぬと云つた。その後、强いと云ふ評判の男を使嗾して恐喝に來た。そして其男が自分を引き出して人の居ない工場へ連れて行つて鉈で嚇したから、自分はやられると思ひ込んで鉈を取つて渡り合つて傷害した。一ヶ月の懲罰を受けて出て來ると、愚に感じてか石鹸とか種々の物を密かに送つて呉れ、そして敎悔とか入浴の際待合つて會ふことにして居た。そしてそのとき相手から Pederastie を敎へられたと云ふ。相手の男は女の樣で、風呂で拭いて呉れたり、洗濯もして呉れたと云つて居る。女の樣な歩き振りをすると云ふことである。始めあなたとの交際が破れたら死ぬと云つて居たが、二年後又他の男と關係する樣になつて、話もしない樣になつた。それで自分は怒つて相手を針で刺さうとしたが人に止められて果さなかつた。

自分は「アンコ」に關されて將來を悲觀し、自分が眞面目にやらうとしたのもあの男のために無しにしてしまつた。取り返しがつかないと思つて溢死を企てたが未遂に終つたと。

その後は喧嘩數回、反抗數回に及んだ。不公平だと云ふ感じがして、不平に堪へられず窓を破壞したり、茶碗皿等あらゆるものを破壞した。興奮は增大し、記憶はあるが、理由の分らぬ暴行をなし興奮甚しく保健技師より狂躁精神病と云ふ診斷を附けられたことがある。

當刑務所へ來てからも喧嘩反抗をしたことが數回ある。

四、現在狀況

〔身體構造〕

體格＝虛弱混合型

身長	154.3	
體重	46.5	
胸圍	80.0	
腹圍	69.5	
腰圍	80.0	
前腸骨棘圍	22.8	
手長	19.7	
下肢長	28.9	
頭縱徑	19.6	
頭橫徑	15.9	
頭圍	55.6	
肩幅	32.3	
體重	79.2	

〔外部的異狀〕

耳殼巨大、眉毛形狀異樣。

〔機能障害〕

現在睡眠良いけれども、毎年夏になると睡眠障害が起る。多夢。現在時々眩暈が起り、始終蟬の聲の樣な耳鳴がある。

當刑務所へ來た當時は食物が食べられなくなつたので、擔當に雜役から毒(何かふけの樣なもの)を入れられる樣な氣がするから、雜役に食物を運ばせることは止めて呉れと頼んだことがある。(今から考へると自分の身體が惡かつたのであつて自分の誤解と思ふ。)

「被毒念慮」

發作的に不機嫌の狀態が起る。先日も、朝の內は氣分がよかつたが、非常に悲しくなり、仕事をせずに一日寢て居た。斯う云ふときは死に度いと思ふけれども、優しい擔當さんに迷惑を掛けると思つて自殺をしない。一方不機嫌のときには何か瑣細なことがあると憤怒を勃發する。

仕事をして居るときは比較的良く休日の晩が最も具合が惡いと云ふ。發作を過ぎてから考へると自分でもどうして斯樣な狀態にあつたものかと不思議に思ふ。發作時以外の平素は作業並以上になす。非常に感情に脆くなつて居る。逃走を密告して所長より立派な男だと云つて賞められたとき、どうしてこんなやくざな人間を賞めて下さるのかと思つて泣いて、これから一生懸命にやらうと誓つた(之を要するに本人の刑務所中の暴行暴言は自分の如何にもすることの出來ない病的反應と見ることが出る。)

手指に粗大の震顫を認め、眼瞼の震顫著明、皮膚紋劃症陽性、膝蓋腱反射强度に亢進して居る。其他に他覺症狀なし。

〔智能〕

中

【智能檢查】

Ⅰ 分析	16	〔12.1〕
Ⅱ 批判	10	〔11.7〕
Ⅲ 理解	14	〔12.6〕
Ⅳ 綜合	2	〔 8.6〕
Ⅴ 辨別	11	〔10.4〕
總點	52	〔55.3〕

(ス示ヲ點準標ヘ內孤括)

〔人格構造の分析〕

衝動生活　甚強し
氣　質　感受性强く、興奮し易し。感傷的。感情不調和。
性　格　自我强く、理屈家。
診　斷　異常反應

(39) H・S・

明治三十二年二月八日生
生地　山梨縣下の村
職業　勞働者
罪名　竊盜
刑期　四年
入所　四回

一、家系の狀態

父は本人の二十四歳のとき病死。母は本人の三歳のとき死亡した。母の妹に精神病に罹つて死亡したものがある。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村
〔家　庭〕
貧し
〔養　育〕
三歳母の死んだ後は繼母に養育せられた。稍不快な感じを持つて居た。
〔學校陶冶〕
學校教育を受けたことがない。
〔道德的狀態〕
家の金を盜んで費つたり、虚言を弄することが屢々あつた。
〔思春期〕
最初の性交十九歳
〔身體的精神的疾患〕
四歳のとき腦を患つたことがある。小兒期數回痙攣けて起き出して、戸棚の中へ小便をしたことがあると云ふ。

三、成年期

〔職　業〕
勞働者で通して居る。
〔兵　役〕
甲種合格、歸兒れ。
〔結　婚〕
未婚、家庭を作らうと望んだことがない。
〔性生活〕
性慾强し。隔日遊廓へ赴く。現在分房に於て屢々性交の夢を見て遺精起る。

〔嗜　好〕
金のある間は毎日一升飲酒。喫煙の習慣なし。
〔經　濟〕
貯金なく、收入一ヶ月七十圓位あるが、主として女と酒に費ふ。
〔宗教生活〕
生來無關心。
〔社　交〕
不明
〔法律生活〕
初犯、竊盜　二十一歳　動機　享樂
終犯の判決に對する態度　刑が少し重過ぎると思つて居る。
〔自由刑の體驗〕
(感謝)　刑務所に於て社會の知名の士の講話を聞いたこと。就學し得たこと。
(不平)　身體の具合惡いこと、(種々心氣性の訴をなす。)
雜居房に於ては殊に腹立たしくなるので、獨居の方を好む。S刑務所に於て朝起きて氣分惡く、頭がむしやくしやして遂に噴嚏をした。そして鋏を以て相手の鼻を突いたことがある。
獨房に於ては時々淋しい氣分になつて、知らず〳〵に大聲で歌を唄つて懲罰を受けたことがある。
〔生活史中の形成的體驗〕
特になし。

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型　計測省略
〔外部的異常〕
右睾丸に腫瘍を觸れる。
〔機能障害〕
頭重感、頭痛、眩暈あり。睡眠不良で、夢殊に不快夢が多い。音響に對して特に過敏である。眼瞼舌尖に著明な震顫を認め、皮膚紋劃症陽性、膝蓋腱反射亢進して居る。心氣性の訴(hypochondrisole klage)多く、例へば、空腹時に胃部に痛を訴へる。
〔智　能〕　中

【智能檢査】

Ⅰ	分　析	13	〔12.1〕
Ⅱ	批　判	8	〔11.7〕
Ⅲ	理　解	10	〔12.6〕
Ⅲ	綜　合	10	〔 8.6〕
Ⅴ	辨　別	5	〔10.4〕
	總　點	46	〔55.3〕

(括弧内ハ標準點ヲ示ス)

〔人格構造の分析〕
衝動生活　強し
氣　質　感情鈍麻性、感受性强し。
性　格　自我亢進
診斷——異常反應

(40) J・M・

明治十八年九月九日生
生地　三重縣の村
職業　定業なし。
罪名　竊盜
刑期　二年
入所　七回

一、家系の狀態

父は放蕩したと云ふことである。飲酒毎日數合、本人の三十八歳のとき死亡した。母は本人の二歳のとき離別された。其他に、特に記すべきことなし。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕
農村
〔家　庭〕
資産があつたけれども、家庭圓滿を缺き、父母信教を異にして居たために離別した。
〔養　育〕
母の離別されて後主として、祖母に育てられた。寬大に過ぐ。祖父の家は女郎屋であつたと云ふ。
〔學校陶冶〕
尋常小學を卒業したが、餘り學業を好まず時々隱れ休みをした。
〔道德的狀態〕
少時より盜癖と虛言癖があつた。
〔思春期〕
最初の性交十六歳
〔身體的精神的疾患〕
なし

三、成年期

〔職　業〕
四年間程活版工をしたことがあるが、其後は壯士となつて定業に就かず。
〔兵　役〕
犯罪のために檢査を受けたことがない。
〔結　婚〕
內緣の妻があつたが離別した。
〔性生活〕
比較的執濟なし。
〔嗜　好〕
飲酒機會的に二升に達する。毎日飲酒しない。喫煙せず。魚釣の道樂あり、釣竿に二三百圓も掛けたと云ふ。
〔經　濟〕
資産なく定收なし。
〔宗教生活〕
不明
〔社　交〕
交際を好み友人あり。
〔法律生活〕
初犯　詐欺　十三歳　動機　享樂
終判の判決に對する態度　不服。誤解のため重くされたからであると。
〔自由刑の體驗〕
前刑に於ては刑期が長かつたために、感情著しく刺戟性となり、K刑務所に於て上官に反抗したりして北海道網走に移送されたが玆では興奮一層激しく亂暴した。
今回は刑期が短かいために、餘り懲せず只一回獨房で暴言を吐いたことがあると云ふ。本人は當所に移送されたのはN刑務所は寒く、尿道の疾患が思はしくないために、申請して丙種受刑者の名義で移送されたものであると云つて居る。工場の方が好しいけれども、病氣のために獨房に居ると。感謝することは、下の役人の親切な點であると云つて居る。
〔生活史中の形成的體驗〕
最も愛した叔父が十三歳頃死亡したことであると。

四、現在狀況

〔身體構造〕
競技型（計測省略）
〔外部的異常〕
輕度の上瞼前出。
〔機能障害〕
心氣性急慮盛んである。後頭部に頭痛あり、眩暈を催し、後方に向つて倒れさうである。身體の衰弱、睡眠の障害を訴へる。毎夜夢を見、不快夢多く、例へば石塔を振り廻はす夢とか、高所より墜落する夢などである。眼瞼の震顫著名、膝蓋腱反射缺如（脚氣の後）其他尿道狹窄の症狀がある。

〔智　能〕　中

【查檢能智】

Ⅰ	分析	16	〔12.1〕
Ⅱ	批判	12	〔11.7〕
Ⅲ	綜合	14	〔12.6〕
Ⅳ	辨別	6	〔 8.6〕
	總點	13	〔10.4〕
		61	〔55.3〕

（括孤內ヘ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕
衝動生活　不明
氣　質　感情刺戟性
性　格　自我亢進、上の者に對して特に反抗的に出る。
診斷——異常反應

Does the Death Penalty curb Crime

Marcus A. Kavanagh

死刑は犯罪を防止するか

米國イリノイズ州
大審院 判事
マーカス・エー・カヴアナツク

世界大戰後、生活改造の聲に促されて、行刑方面に於ても死刑廢止の論は到處にかまびすしく、一時は殆んど流行の觀なきにしもあらずで、歐洲に於ても之を廢止した國は一二に止まらなかつたのである。しかし、是れは固より定論ではなく、現にドイツでは、大戰後已に久しく刑法並びに行刑法の改正に努力してゐるのであるが、議會に於ける廢止論の盛んに唱へられたにも拘らず、今尙ほ草案には死刑は依然として維持されてゐるのである。更らに、去年八月のプラーグの國際刑務會議に於ても、チエコスロバキヤ共和國の外相ベネシユ氏は名譽來賓として會議の第一總會に臨み、社會學教授としての氏のクリテイカル・リアリズム（批判的現實主義）の立場から、犯人の個人的責任を認め、刑罰の社會生活上已むべからざる犯罪鎭壓の手段なるを說き、死刑維持の必要を論じてゐるのである。

アメリカに於ても、死刑の廢止は大戰後殊に盛んに唱道せられ、死刑廢止期成聯盟（League for the Abolition of Capital Punishment）なる國民的團體さへ組織せられてゐるのであるが、甲論乙駁、未だ容易に決しないのである。アメリカ合衆國の四十八州（ステート）はそれ〴〵立法を異にしてゐるので、死刑に對する是非の論は歐洲に比して特に盛んで、學者、實際家の間に常に大きなプロブレムとして研究されてゐるのである。玆には先づ死刑を是とする側の代表的なもの

を揭げる。次號には、死刑廢止論の首唱者として有名なるシン・シン・プリズンのワーデン（所長）、ローズ氏の廢止論を紹介するつもりである。

凡ての文化國では、ギヤロー（絞首台）が取り除かれ、終身刑が必要でなくなり、凡てのプリズンが學校で病院で工場であるといふ時代の來るのを望んでゐるのである。さういふ時代はもう已に到達してゐるのだらうか。

一概に「さうだ（イエース）」とも「さうでない（ノート）」とも答へるわけにはいかない。或る國では、アメリカなら或るステート（州）では、「イエース」と答へなければならない處もあるが、他の國、他のステートでは「ノー」と答へなければならないのである。わがアメリカでは、各ステートの間には、その住民の氣風とか環境といふものに多くの點で差異の甚だしいものがあるが、要するに問題は、「キヤピタル・パニツシユメント（死刑）は犯罪を防止することができるか」といふ一點に歸着するのである。死刑については、自分は多年キヤナダと合衆國とに於ける其効果如何を愼重に研究してゐるものであるが、大きな都市や人口の稠密なステートで、たとへ其處では死刑の執行が嚴格でなく中途半端なものであつても、死刑が制定されてゐる處では、マーダー（殺人）の防止されなかつた處はない、と、自分は遲疑する所なく主張するものである。死刑がひどく遠慮がちに稀れに執行されてゐても、その結果は時として端的で目ざましいものがあるのである。たとへば、殺人で世界的に有名なシカゴ市を取つてみよう。殺人犯のたとへ一小部分でも死刑を執行されると、きつといつでも直ぐと殺人の件數が減つて來るのである。

一九二八年に、シカゴには死刑の執行は一度もなかつたのであるが、四百九十八人の惡漢はそれだけの同じ人數の善良な市民を殺害してゐるのである。然るに、一九二九年に四人の殺人犯者が死刑を執行されると、早くも殺人件數は四百九十八から四百〇一件に減じてゐるのである。これは別に他に原因があつたわけではなく、この四人の遭遇した運命がこの著しい激減を來たしたのである。數年の間シカゴには一日一件の殺人が行はれゐて、しかも一度も死刑が執行されなかつたことがあつた。其後二人の命知らずの青年が死刑を執行されると、四週間の間に一件の殺人もなくなり、六週間の間に僅かに三件を數へるのみであつた。陪審官が罪あるものを罪ありとするだけに公衆に對して思ひ遣りが深かつた爲めに、二

十五人から三十人の善良な市民が今日生きてゐられたのだと主張したら、それは誤つてゐるだらうか。

それから、次の二年間には一年僅かに二回又は三回の死刑執行があつたのみである。暫くして、シカゴ市は一切を忘却してしまつた。そうすると殺人率は急に飛び上るように增えて來て、一九一九年には三百三十四件の殺人犯があり、百人のものがその犯罪のために審理を待つてゐたのである。是に於て、判事も陪審官も急に目を覺まして、一九二〇年には十四件の死刑の宣告があり、十一人の殺人犯者が死刑を執行されたのである。すると、三百三十四件の殺人數は直ぐに百九十件に落ちたのである。次の年には、十四回の死刑執行があり、而して殺人件數は僅かに百九十四件に止まつたのである。二年間に三百七十六件の殺人が激減したわけである。つまり、陪審官は死刑を科することによつて、四百人以上の人間を殺害から救つたのであつて、更らに重要な事は、四百の男女の殺人者たることを免かれしめたことである。第三年の一九二二年は最も意義のあつた年で、この年には僅かに一回の死刑執行かあつたのであるか、すると直ぐに復た殺人率は二百二十八件に激增したのである。

殺人犯者が已れの行つた犯罪に對する刑罰としての死を怖れてゐることは、已に受刑者となつて已れの生命を脅かしてゐる法の威力を面りにした時の職業的な殺人犯者の舉止に明かに反射されてゐるのである。死刑は職業的な殺人犯者を抑止することはできないものだと曰ふものは、强盜殺人を行ふものが凡て犯罪者中の最も大膽な極めて奸譎な、しかも最も兇惡なものであることを忘れてゐるのである。彼には普通の犯人に必要であるよりも更らに强力な防止力が必要なのである。

最もたしかな證據は、キヤナダ境の河に沿ふたデトロイト（キヤナダと境を接する米國ミシガン州の都市で、有名なフオードの大工場のある所）とキヤナダ側のウインザー及びサンドウイチの相連なる兩市とを對照してみるに越したことはないのである。デトロイト市と其の郊外の町村とを合せると人口は百六十萬と曰はれてゐる。ウインザーとサンドウイチ兩市は其郊外を合せて、恐らく十一萬に達するか達しないかである。此等の兩市の背後には町も少なく、容易に逃走する道は開けてゐるのである。

デトロイトは過去十年間に急に地から湧いたように出來上つた都市で（自動車工業のお蔭で）、その有する富は大きく、その工業は種類も多く大規模で、その人口はニューヨーク、ボストン、フイラデルフイア、シカゴ其他のアメリカの大工業都市と比肩するに足るものである。デトロイトと前記のキヤナダの兩市との交通は容易で頻繁で、日々幾千の人はキヤナダ側からデトロイトへ、デトロイトからウインザーへ一定の勤務で行つたり來たりしてゐるのである。

デトロイトとウインザーの兩市の一般居住者は、風俗習慣からいつても、一般的な特徵の如きも、別に異つた所はないのである。ウインザー市にも銀行もあり寶石商もあり、其他にも掠奪者にとつての機會には事缺かないのである。デトロイトの殺人犯者や强盜犯人は河を渡つてウインザーへ入り込むのは大した障害物はないのである。

キヤナダには死刑が制定せられてゐて、立派に之を適用してゐるのである。キヤナダでは强盜や强姦犯人には笞打さへ加へられるのである。過去二年間、一九二八年及び一九二九年には、デトロイトには四百六十五件の殺人犯があつたが、ウインザーには一件もなかつたのである。昨年一九二九年には、ウインザーには五件の强盜犯があつたのみであるが、デトロイト及び其郊外では實に二千百件以上が行はれてゐるのである。ウインザーでは此の五人の犯人は悉く捕はれて處罰されてゐるのである。

ボストンは三百年來死刑を有つてゐるが、計畫的な殺人に對しては法律を嚴重に適用してゐる都市として。アメリカの大都市中の唯一のものである。一九二九年に於けるデトロイト市の殺人率は十萬人に對して一八・六であつたが、ボストンでは僅かに二・九であつたのである。一九二九年にはボストンには二三件の殺人があつたのみであるが、デトロイトには二百五十七件あつたのである。ニューヨーク・シテイーでは、一九二八年には、四百〇一件の殺人があつたが、一回も死刑は執行されなかつたのである。一九二九年には殺人件數は四百二十五件に上つたのである。一九二八年の殺人事件では、百二十二人が起訴されてゐるが、其中で死刑の言渡を受けたものは四十人であるが、前に言つたように死刑を執行されたものは一人もないのである。しかし、ニューヨークでもごく稀には死刑を執行することはあつて、シカゴに比べると、殺人犯者は死刑にひつかゝる二倍のチヤンスを有つてゐることになつてゐるのである。其爲めであらう、ニューヨークの殺人率はシカゴに比べるとその半數よりも少ないのである。

著名な統計家で、しかも死刑反對論者であるフレデリツク・ホフマン博士は、キヤナダと合衆國とに於ける狀態について次のようなステートメントを出してゐるのである。

「事實上合衆國と全く同じコンデイション（條件）を有つてゐる隣國のキヤナダとの對照よりも目覺ましいものはない。一九二六年より一九二八年に至る過去三年間に、キヤナダのクエベツク市には僅かに一件の殺人があつたのみである。これは一九二七年に起つたのである。一九二八年には、クエベツク全州内に二十七件の殺人があつて、人口との比率にすると十萬人について一件の割合である。

一九二八年度のキヤナダ政府の發表した統計によると、キヤナダ自治領（ドミニオン）内に於ける全殺人數は百二十四件で、自治領の九百二十四萬の人口に基いて計算すれば、十萬人について一・三の割合である。イングランド及びウエールスでは、一九二八年の殺人率は人口十萬について僅かに〇・五の割合で、十年前と全く同じである。然るに、合衆國では統計の知らるゝ限りに於て、一九二七年には殺人率は八・七であり、一九二八年には八・八であつた。前記の國々は合衆國と匹敵すべき文化程度に位してゐるが、此等の國では合衆國に於けるよりも人間の生命が非常に安全だといふわけになるのである。」

死刑が犯罪を少くするかどうかといふことは、わがアメリカの西部諸州の開發當時の經驗で明かに答へられるのである。一八五一年及び五二年には、カリホルニア州では向ふ見ずの亂暴者が横行してゐたもので、彼等は選擧場に張番をしてゐて、腕力で投票を左右し、爲めに選擧といふものは一場のお茶番となつてしまつたのである。政府の官職も警察の吏員も悉く彼等一黨の手中に收められてしまつたのである。サン・フランシスコでは殺人などは尋常茶飯事で、誰れも興味も有たなくなつてしまつた程である。しかし終に、眞面目な市民達も目が覺めて、起つて一組二十人づゝの自警團（vigilance committee）を組織し、惡漢の首領を捕へ、市役所の大ホールで裁判して、翌日には其四人を縊刑に處してしまつて、且つガンマン（ピストル强盜）其他の惡漢共に二十四時間に市を去るべきことを命じたのである。かくして、二週間の中には、サン・フランシスコは今日のロンドンの如く安全な都市となつて、犯罪と暴力とから免かれたのである。

ヴアジニア・シテイ（モンタナ州）は一八五三年には合衆國中で最も亂暴な無秩序な都市として知られてゐたのである。人間の生命や財産はどつちがピストルの引金を迅く引くかといふことで其運命が決せられてゐたのである。然るに市民が起つて自警團を組織し二十人の亂暴者をハング（縊刑）したので、次の月にはヴアシニア・シテイは平和と安全の模範市となつたのである。

一八九〇年には、ルイジアナ州のニユウ・オルレアンス市は移住民の大きな惡漢團によつて支配されてゐたのである。兇猛殘忍な秘密結社が組織されてゐたので、彼等の暴逆到らざるなき毒手は一市を擧けて戰慄せしめたものである。裁判所は證據の擧らないために有罪の宣告を下すことができなかつたのである。といふのは、一言でもギヤング（惡漢團）に不利益な證言をなすことは直ちに死を意味したからである。一八九〇年の十月に、市の警視總監のデービツド・ヘンネツシーが殺された。一八九一年の二月に五人の惡漢は檢擧されたのであるが、何人も證人に立つて罪を鳴らすものがないので、悉く刑を逃がれてしまつたのである。一八九二年の三月には、他の十一人がブリズンで笑談のような裁判を待つてゐたが、市民大會が催されて、市の狀態の片時も爽てをくべからざるを議した後、堂々と行列を作つてブリズンに赴き、ブリズン・ドアを開いて十一人のものを射殺してしまつだのである。それから二年間といふものはニユー・オルレアンスには重大な犯罪は一度も起らなかつたのである。

×

アイオア州に於ける三年とシカゴに於ける三十二年の市の裁判官としての長い生活中、自分は多くの殺人犯者を取扱つたのであるが、未だ嘗つて一人の死刑を逃かれるためにあらゆる手段を盡さなかつたものを見ないのである。殺人犯者にして、終身刑と死刑との間に選擇をなす機會を有つた場合に、終身刑にすがり附かうとしなかつたものは未だ嘗つて無かつたのである。

たゞ纖かに死刑といふ極度の應報の加へられるといふ恐怖のあるために、幾多の生命が救はれ、幾多の人が老年に及ぶまで刑を受けずに無疵の身で過せたかといふことを知るものは少ないのである。しかし、我々判事の職に在るものには時として明かに殺人犯の腹の底の秘密まで見透せるのである。アイザツク・ソーテル事件の如きはよく知れ渡つてゐる事件であるが、彼は弟のハイラムを殺さうと決心したのであるが、自分の住んでゐるマサ

チユセツツ州は勿論、隣接の兩州ヴアモントもニユウ・ハムプシヤーにも死刑が制定されてゐるので、只だ終身刑の怖るべきものがあるメーン州まで弟を誘ひ出さうと努めたのである。處が不幸にも、境界線をまちがへて、ニユー・ハムプレヤーで殺してしまつたのである。其處で常然な事ではあるが、彼アイザックは死刑に處せられてしまつたのである。彼は死刑に處せられる前に、彼をしてマサチユセツツ州のボストンからの長い恐ろしい旅を企てしめたのはたゞ〳〵死刑を怖れたからである、と白狀してゐるのである。

一九二六年の十月十日アイオア州のウイリアム・ゴツフィーといふ男は、二重結婚の罪を免かれるために自分の妻を殺さうと決心して、死刑のあるアイオア州から終身刑が極刑となつてゐるウイスコンシン州へ妻を連れ出して、其處で彼女を殺したのである。

×

死刑は常に必ずしも犯罪を防止するものでもなく、また死刑以外に如何なる苦痛を以て脅威しても必ずしも殺人といふような恐ろしい衝動を防ぎ切れるものでもないのである。しかしながら、余の言つたように、他に對して殘忍な性質のものほど自分の身体の安泰といふことには非常の注意を拂ふものであつて、動物に近い人間ほど答を恐れるものである。

普通強盜を働くやつは、若し逃走の場合に妨害するものがあれば、何人なりとも殺してしまう覺悟でゐるものである。で、殺人を防止するものならば、強盜や夜盜や其他の殺人を惹起する虞のある犯罪をも減少することになるのである。是に於て、如何なる國に於ても、兇暴な犯罪の數といふものは殆んど凡ての場合に殺人の數と端的に比例してゐるのである。

×

現在アメリカの四十八州中の八つのステート（州）は謀殺（murder）に對する死刑を廢止してゐるのである。この八つのステートとは、Kansas, Maine, Michigan, Minnesota, North Dakota, Rhode Island, South Dakota, 及び Wisconsin である。ミシガンは反逆罪に對してのみ死刑を存してゐる。ロード・アイランド及びノース・ダコタは看守又は他の受刑者を殺した終身刑者に對して死刑を適用してゐる。死刑が此の二つのステートの立法部（議會）で廢止せられたのは、元來この二州が純然たる農業本位のステートで、人口も少なく、農場が遠近に散在してゐて、大きなシティ（都市）といふものは

一つもなかつた時代に行はれたものである。單に邊疆の一州に過ぎないカンサスは、二十年間一度の死刑執行もなかつたので、一八七二年に死刑を廢してしまつたのである。ミシガンは人口僅かに四十五萬にすぎなかつた一八四七年に廢したのである。ミネソタは一九一一年、ノース・ダコタは一九一五年、ロード・アイランドは一八五二年、サウス・ダコタは一九一五年、ウイスコンシンは一九一三年にそれ〳〵廢止したのである。此等の州はミシガンを除いては、悉く現在比較的に人口の少ない州で、しかも人種は混合でなく同種に屬してゐるのである。ウイスコンシンは善く法律を守る獨乙人によつて、ミネソタ及び南北ダコタはスカンデイナビヤ人によつて支配されてゐるのである。

他の八州も一時死刑を廢止したのであるが、其後急にクライム・ウエーブ（罪潮）の押し寄せた爲めに再び之を設くるに至つたのである。

	廢止	復興
アリゾナ	一九一三年	一九一九年
コロラドー	一八九七年	一九〇一年
アイオワ	一八七二年	一八七八年
メーン	△一八七二年	一八七二年
ミツソーリ	一九一五年	一九一七年
オレゴン	一九一四年	一九二〇年
テンネツシー	一九一五年	一九一七年
バーモント	一九一一年	一九一三年
ワシントン	一九一三年	一九一九年

△印は一八八七年再び廢止したのである

二年前、死刑存廢の問題がミシガンの議會で票決に付された時、上院も下院も一に對する二以上の多數を以て死刑の復興を可決したのであるが、しかしガヴアナーはこの法案を裁可しなかつたのである。

合衆國には年に一萬件のマーダー（謀殺）があるといふステートメントは固より眞實ではない。これはホミサイド（homicide—廣い意味の人殺しといふこと）と呼ばるべきであつて、凡てのホミサイドが悉くマーダーであるのではない。正當防衛（家庭と家族の防衛をも含む）で人を殺す（Killing）のはホミサイドでマーダーでは固よりない。或る人は人命を奪ふ方法でホミサイドに屬する五十一箇の方法を擧げたことがある。殺人都市で有名なシカゴで、一九二九年の殺人件數の中半分以上はマー

ダーではなかつたのである。此等の殺人の三十パーセントは禁酒法のために新たに生じた事情の下に起つたもので、實は殆んど凡ての殺人は無頼漢同士の間に行はれたものである。

死刑廢止を主唱する死刑廢止期成聯盟（League for the Abolition of Capital Punishment）は常に死刑のない州（ステート）の殺人率は死刑のあるステートの殺人率よりも低いと主張してゐるのである。この主張はアメリカ全体の上から言へばまちがつてゐない。何となれば、死刑のない八つのステートは、已に指摘してをいた通り、比較的人口の少ない、しかもそれが散らばつてゐる州である。殺人率は當然少なからざるを得ないのである。しかし、南北ダコタとか、ウイスコンシン及びカンサスといふやうなかういふ西部の諸州、又はニユウ・イングランド・ステート中では最も閑靜なメーン州の犯罪狀態と、ニユーヨーク・イリノイズ及びオハヨーの如き人口稠密した州のそれとを比較するのは全く意味をなさないのである。

しかし、玆處に極めて正しい相應した比較の方法がある。それは死刑を有つてゐない各ステートを、死刑を有つてゐるステートにして經濟的にも社會的にも且つ人種上からしても全く相匹敵するものとを比較することである。この比較なら合理的といへるのである。メーン、ニユウ・ハムプシヤー及びバーモントの三州は人種宗教並びに一般の生活狀態からして殆んど注文通りに相等しいのである。メーンは他の二州と人口に於ては等しいが、面積は二州を併せたものの二倍はあるのである。一九二七年には（最も新しい統計）、死刑のないメーン州では十五件の殺人事件があり、死刑のあるニユウ・ハムプシヤー及びバーモントでは各三件に過ぎなかつたのである。人口との比率からすると、メーンでは十萬人について約二の割合で、ニユウ・ハムプシヤーは〇・七、バーモントでは〇・九の割合になつてゐる。一九二八年には、メーン州のボートランド市では五・一の割合で、人口の多い隣接のニユウ・ハムプシヤーのマンチエスター市より二倍も多かつたのである。

死刑のないカンサス州に於ける殺人率の低いのが始終引例されるが、その北隣りの住民の特質に於てもカンサスと全く等しい死刑のあるネブラスカ州との比較は未だ嘗つて爲されたことはなかつたのである。カンサスに於ける殺人率は六・一で、ネブラスカでは三・四であることは其筋の報告に歷然たるものである。一九二九年には、

カンサスには八十一件の殺人があり、ネブラスカでは四十八件であつた。十一萬八千の人口を有つてゐるカンサス州の首府カンサス・シテイでは、一九二九年に十八件のマーダー（謀殺）があつたのである。即ち人口との比率からすると十五・二の割合になるのである。

×

凡て此等の事實から推して、住民の安定して人種も同質で、農業を主としてゐるステートは別とし、其以外のステートに在つては死刑は正當なものであり、必ずやその存在する處には無害の善く法を守る市民を兇暴な毒手から防衛することができる、といふことを自分は堅く信じて疑はないのである。

死刑を廢止しようとするものは、計畫的に他人の生命を奪ふ人間の本質を看み誤つてゐるのである。法律といふものは、所爲の已に遂げられた後の犯人に及ぼされる効果よりも、むしろこれから犯人たらんとするものゝ決意の上に及ぼされる効果に一層多くの注意を拂つてゐるのである。法律は更らに他の一人の殺人犯人たらんとするものを救はんと欲するのである。今日執行された死刑が明日の殺人を阻止することができるならば、死刑の正當なることを否むものはあるまい。若し二人の內で一人が死すべきものとしたら、當然犯人が其一人となるべきであらうといふことを否むものはあるまい。若し、計畫的な犯意の十分な殺人犯者の死刑執行が一人の善く法を守る市民の生命を救ふことができれば、死刑は立派に之を科すべき理由が存在してゐるのである。

アメリカでは終身刑といふものは今迄に防止的な効力を有つてゐなかつたのである。實際には合衆國のステートの大都會には死刑は廢止されたも同樣で、强盜犯人に被害者を殺せと言はないばかりに、稀れにしか適用されないのである。合衆國に於て行はれる强盜犯が多くの場合に殘忍な殺人によつて伴はるゝのは、實にこれがためなのである。一九二八年中アメリカに於て行はれた殺人件數は一萬であるが、其內で死刑の執行されたものは僅かに百三十二人に過ぎないのである。この內六十五人が白人で六十七人は黑人であつたのである。フロリダ州は四百八十五件の殺人犯があつて、八人が死刑を執行されたのみである。ヂオルヂアは五百三十三件で、死刑執行は五件、ケンタツキーは四百二十六件で死刑執行は三、ルイヂアナは四百十八件で死刑は四、イリノイズは七百五十六件で死刑は十三、ニユーヨークは六百三十五件で死刑は十四、マサチユスセツツは八十五件で死刑は六で

あつた。

合衆國に於ける終身刑なるものは、例外の場合を除いては、終身刑を意味してゐないのである。カンサスのプリズンで終身刑の下に服する刑期は普通四年である。ミシガンでは十二年で、恐らく合衆國中での最高の平均拘禁期間である。かゝる有様では、何人が終身刑がよく十分に殺人を防止すると主張し得るものがあらう。

ミシガン州の辯護士協會の死刑に關する調査委員のジオン・ダンハム氏は二年前其報告書中に終身刑なるものの下に生じた事態について次の如く述べてゐる。

「わがミシガンの現在の制度のもたらす經濟上の損失は意想の外に在る。この十年間にデトロイトに於ては千百三十四人の稼ぎ人が射殺されてゐるのである。其家族は多くは家計を支へることのできないために、多くの子供は寡婦となつた母と小さな子達を扶養するために學校にも行くことができなくなつたのである。而してかゝる不幸の原因の源である殺人犯者は所謂「終身刑」を與へらるゝのである。數年の間、彼はステートの費用で扶助せられるのである。食物を宛てがはれ衣服を着せてもらい、活動寫眞を看、音樂を聞き、書物を讀み、ベースボールのチームを作つたりして氣樂な生活を送つてゐるのである。終身刑とは名ばかりで、極めて短かい年限で彼は再び自由の身となるのである。しかも、毫も改善せられてはゐないのである。何一つ職を有つてもゐず、たとへ職を有つてゐても、働くには余りに懶惰である。機會さへあれば原の邪道へ戻らうとしてゐるのである。」

更らに又た其事が取り消しのできぬものであるから、國家は人の生命を斷つ權利を有つてゐないといふものがある。然らば、國家が戰爭をやる場合に、その敵に蒙らせる運命については何と言ふべきであらう。若し國家がその國民の敵を亡ぼす權利を有つてゐないとしたら、國家の子供である國民を死に赴かしめるには、國家は如何なる口實を以てするのであらうか。國家は自己を防衛せんがために國民の生命を要請して憚らないのであるが、然らば、先づ其國民の生命を保護するのが、國家の最初にして最高の義務ではあるまいか、自己又は家族の生命を防衛するために他を殺しても差支ないといふ一私人の權利を疑ふものはない。國家が殺人犯者の生命を斷つ權利も是れと同じで、國家の子供である國民を防衛せんがために行使せられた自衛の權利なのである。

更らに亦た、無實の罪で多くの人が絞首台の上で死んで居り且つ今後も再びさういふ事實が繰返さるゝこともあらうとの理由で死刑に反對するものがある。恐らくさういふこともあるであらう。しかし、世界の何處にベスト（完全無缺）なものがあらう。成程、誤つた有罪の宣告もなきにしもあらずであらうが、實際の處、現在の狀態の下に在つて、誤つたコンヴイクション（有罪宣告）といふものは極めて稀れで、議論をさしはさむ余地はないといつて可いのである。過去十年間にアメリカのプリズンに收容された五十萬人の中で、後になつて無罪だと分明かつたものは十指を屈するに足らないのである。

イングランドは死刑の執行を嚴にして、殆んど殺人罪を絶滅し、プリズンより重罪犯人を一掃することができたために、世界の文明國の羨望する所となり、一箇の行刑上のモデルとして看られてゐるのである。英國でも固より兇險で法を犯すことを何とも思はない人は幾千となくゐるのであるが、法律の應報が迅速で且つ的確であり、絞首索が常に犯人の眼の前にぶら下つてゐるといふ事實が、多くの殘忍な血を怖れない兇手を抑制してゐるのである。成程、絞首臺といふものは誰しもぞつとするほどいやなものであるが、しかし、家に運ばれて行く殺害された人の眞つ白な顏は幾倍かむごたらしい凄慘なものかわからない。我々は彼れか此れか兩者の中一つを撰ばなければならないのである。（了）

Current History, December, 1930

大乘十來

一、富貴は慈悲より來る
二、福德は善根より來る
三、無病は信心より來る
四、愛敬は忍辱より來る
五、智惠は精神より來る
六、高位は禮拜より來る
七、短命は殺生より來る
八、病身は不淨より來る
九、貧窮は慳貪より來る
十、愚蒙は破壞より來る

（以上）

十來の中で前の六つは幸福で後の四つは「禍ひ」である。「福來の道」を示し「禍來の道」を戒めて下さつたのが十乘十來の教へ（佛說）である。

刑政第44巻第3号
矯正図書館

The Community that Osborne built

オスボーンの建設したプリズン・コムミュニティー

（オーバンの巻）

フランク・タンネンバウム

氏はニューヨーク市のリサーチ・ワーカー（諸般の調査を専門の職業とする人）で、曾つて青年時代にニューヨーク市で窮民のために飢餓行列の音頭を取つたために獄に投ぜられしことありしより、プリズン・プロブレムに深き興味を抱くに至り、已に今迄に一再ならずアメリカの或る大雑誌のために、アメリカのプリズンの事情を視察したことがあり、その報告は極めて心理的洞察に富むを以て識者の間に稱讃を博してゐたのである。玆處に課出する一篇は、オスボーンを愛慕する彼の友人等が故人の事業を嘆く社會に知らしめんがために、オーバン及びシン・シンに於ける彼の經驗より產み出された諸材料をタンネンバウム氏に提供して、氏をしてオスボーンの終生の事業たるプリズン・リホームの歴史を物語らしめたものである。

この篇は「オーバーンの巻」より「シン・シンの巻」に續き、以下數號に亙る筈である。

（一）

トーマス・モツト・オスボーン（1859—1926）はオーバーン・プリズンの傍で生れて、其處で育てられたのである。その薄黒い外壁はオーバーンの町の入口の守りとなつてゐて、百年以上も町の目印となつてゐたものである。彼は小供の時分にはかんごくの門の中に伴れられて行つたことがあつて、後年其時の印象を述べたことがある。

『をつかぶさつて作業をやつてゐる暗いしかめ面、何ともいふことのできない屈辱の感じのする汚れた縞服、坊主刈りの頭、剃つたこともない顔——凡ての物は自分の幼な心に非常な恐怖の念を起させたもので、その印象はいつまで經つても消えなかつたのである。自分の少年時代を通じて、幾度か襲はれた惡夢の中にはきつと脫獄囚の姿が現はれて來たものである。』

其時から四十年後に、彼の發意で、千四百人の受刑者が普通人の集會に許されてゐる自由を以て、一人の看守に見張りせらるゝことなく、彼等の組織するリーグより選まれた役員の指導の下に一堂に會したといふ、オーバーンの歴史あつて以來、未だ嘗つて見られなかつた出來事の起つたのは實にこのプリズンの中に於てゞあつたのである。一百年來暴力以外に統治あることを知らず、看守の命令以外に法律あるを知らず、看守の聲以外に他に聞くべき聲あるを知らず、上より押しつけられる規律以外に他の規律あるを知らなかつた固陋なピナル・システム（行刑制度）は、この事ありて後五ケ月の間に、プリズンの中に立派なガブアーメント（統治機關）を樹立するために、受刑者をして其責任を分擔せしむるといふ新しいシステムに一變したのである。この變革は、オーバーンに於ける受刑者の性格、健康、氣分の上に深大の効果をもたらしたもので、實に今日に及ぶまで、アメリカのピナル・アドミニストレーション（かんごくの統治）の全機構に大きな刺戟を與へてゐるのである。

（二）

オスボーンの政治家としての經歴は、「プリズン・ウオールス（外壁）の中に」拘禁せられてゐる人間に興味を有たせるようになつたのである。オーバン市のメーヤー（市長）として、上部ニューヨーク州のデモクラット黨のリーダーとして、近代社會の社會問題にたづさわる活動的な市民として、「犯人を社會の費用で幾年となく拘禁してをいて、入つて來た時と少しも變らず、事によると一層惡いものにして出してやるといふのは實に馬鹿馬鹿しい」、といふことを深く信ずるようになつたのである。

彼の位地はあらゆる種類の人達と接觸せしめ、且つ彼は人を外らさない並々ならぬ技能を有つてゐたので、初犯の犯人ばかりでなく、色々の理由で重罪犯として拘禁せられた人々と善く相知るようになつたのである。シン・シン・プリズンに收容された或る一人の男との間に結ば

れた友情は、彼をしてこのブリズン竝びに他のステート（州立）・ブリズンの事情に通ぜしむるに至つたのである。釋放者は始終オスボーンの家を訪ふては自分の經驗を語つたものである。

彼の公民生活に對して有つてゐた深い興味は、已に遠く一八九六年に「ヂオージ・少年共和國」と接近せしむるに至り、引きつゞき十五年間この共和國の理事會の長として面倒を見たのである。この「少年共和國」といふのは、我儘氣隨の手に負へない男女の少年を訓練するためにヂオーヂ氏によつて開かれた極めて獨創の思想に富んだファーム・スクール（農園學校）で、人間の性格の本體となるべき責任の精神を養ふ手段として、男女少年をして學校内に一箇のコムミュニテイ（社會）を組織せしめて以て社會生活の訓練を施さんとするものであつてニューヨーク州のフリーヴイル（リバブリック）に於けるこの「共和國」はオスボーンの思想及び從來の行動に大きな影響を及ぼしてゐるのである。ヂオーヂ氏はこの「共和國」に用ひられてゐる同じ方法をブリズンの統治にも適應するの不可能にあらざることをオスボーンに屢々進言したのであつたが、其時にはオスボーンは尚ほ未だ十分の信を置かなかつたのであるが、にも拘らず、この「共和國」との長い間の接觸より來た經驗は次第に彼の見地を變化せしめ、終にアメリカに於ける三大行刑施設「オーバーン、シン・シン、ポーツマウス（國立）」の管理に革命的な結果をもたらしたブリズン・アドミニストレーション（刑務所の管理）のセオリー（方案）を彼の胸中に成長せしめたのである。

（三）

しかし、トーマス・モット・オスボーンをして實際にブリズン・リホーム（かんごく改良）に指を染めしむるまでには、尚ほ多くの年月が過ぎて行つたのである。」九一二年の或る日、オスボーンは病んで家に在つたが、ふとドナルド・ローリーの「ブリズンに於ける予の生活」（"My Life in Prison"）を讀んで、深く動かされたのである。この書の中に提起せられてゐた行刑上のプロブレム（問題）は次第に彼の生活に於ける重要な位置を占むる問題となつて、終には彼の公の生涯の全部を占領するに至つたのである。で、其後は、彼は公衆の前に立つて演說をする場合には、いつも必ず口を極めてニューヨーク州の行刑制度のリホーム（改良）せられざるべからざるを說いて止まなかつたのである。一九一三年にウイリアム・ザルツアー氏がニューヨーク州のガヴアーナー（知事）になつた時、彼は切に行刑制度調査委員の任命せらるべきことを勸說したので、ガヴアナーは快諾して直ちにオスボーンを以てそのチエアマン（委員長）としたのである。かくして、彼は已れの手腕を振ふべき職務上の正式の機會を與へられたのである。

現在では、普通のブリズン・コムミツシヨンといへば單にかんごくの調査をし、報告をし、或る事項を建議するだけのものである。しかも、此の建議といふのも大部分は流產してしまうのであつて、後に殘るものは委員の自己宣傳のざはめきにすぎないのである。

しかし、此度はブリズン・コムミツシヨンは自ら進んで新しい方法で調査してみようと奮ひ起つた人がその長となつてゐるのである。彼はたとへわずかの短い期間でも、自分で受刑者となつてブリズン内部の生活を調査してみようといふ考なのである。この考へは長い間彼の心の中に蓄へられてゐたもので、極めて單純なように見へるのであるが、社會公衆にとつては非常に突飛に思はれてゐたのである。玆處に人あつて、敎養も深く、押しも押されもしないデモクラツト黨の領袖で、且つ富豪の身でありながら、其の人が急に自分の自由意志から受刑者になつてみようといふのであるから、普通の人は眼を見張つたのである。で、彼の決心は已に久しく動かなかつたのであるが之を實行するのは容易ではなかつたのである。彼は已にオーバーン・ブリズンのワーデン（所長）のチヤールス・ラテイガン氏や、新たに任命せられた州の行刑局長（Superintendent of Prisons）のラレー判事の承諾は得てゐたのであるが、友人の批難やら、新聞紙の嘲笑やらがかまびすしく、殊にかゝる突飛な行動は却つて受刑者に誤解せられ、爲めに如何なる有効な處遇方法にも必要缺くべかむざるものである受刑者の信用を得る可能性を破壞しはしないかと危惧するものが多かつたのである。

しかし、彼は遂に意を決して、一九一三年九月二十八日の日曜に、この不思議なニュースを受刑者に告げるために、オーバーン・ブリズンのチヤペル（禮拜堂）に立つたのである。其處に、彼の目前には、手に太い棒を有つたキーパー（看守）達に守られて、灰白の縞の獄衣を着て、坊主刈にした日の目に當らない爲にまつ蒼な顏をしてゐる千四百人の受刑者が、一語をも發せず——交談は許されてゐなかつた——默して坐つてゐたのである。

彼は彼等の仲間入りをすることを告げて、ぜひ自分を

普通の受刑者として取扱つてくれるようにと頼み、而して曰つたのである。

「恐らくはお前達の多くのものは此度の自分の行爲を馬鹿者の醉狂沙汰と思ふかもしれない。しかし、自分は、お前達の間に生活し、お前達の列へ入つて歩み、夜は同じ監房の中で眠り、朝は同じ鐵の格子から日の光を拜むのでなければ、自分の魂と自分の兄弟の魂とを隔つる障壁を打破する了解といふことを感得することはできないものと信じてゐるのである。」

これを聞いた受刑者はあつ氣にとられて、暫くは彼の顏を眺めてゐたが、漸くにして、彼等を怖れず、彼等の生活について何物かを知らんがために自ら進んで彼等の一人たらんとする一箇の不思議な人物の自分達の前にゐることに氣がついたのである。

この事あつて後、一週間の拘禁中、州の行刑制度改良委員（State Prison Reform Commission）のチェアマン（長）は全く一箇の受刑者となつてしまつたのである。「トム・ブラウン」（"Tom Brown"）なる姓名が與へられ、33333 といふ番號が付せられたのである。獄衣を着け、他の受刑者と共にバケツを運び、沈默を守つて周圍の環境に服從してゐたのである。彼はパニツシュメント・セル（罰房）に入ることをさへ主張し、其處で十四時間、水とパンを喰ひ、石の床の上に眠り、身近の罰房に入れられてゐるもの〻談に耳を傾けたのである。

彼のこの經驗については、彼は彼の著「ブリズン・ウオールの中にて」（"Within Prison Walls"）の中で生々した同情のある筆で事細やかに物語つてゐるのである。この經驗は、人間といふものはたとひブリズンの中に在つてさへ矢帳同じ普通の人間で、成程クリミナルではあるが、本質的には全く他の人間と同じ事で、他の人間が感應すると同じように、友情や、深切や、憎惡や、恐怖や、信不信の念に等しく感應して來るものであるといふ動かすべからざる確信を彼に與へたのである。と同時に當時のブリズンに於ける制度組織、就中特にブリズンに於ける生活のモノトニー（無味單調）、死の如きモノトニーの受刑者の改善向上に何等の益なきを痛切に感ぜしめたのである。

一方では、受刑者の或るものにとつては、この出來事は彼等の生活に於て最も感激の深かつた經驗であつたのである。彼等の當時の手紙を見ても、殆んどヒステリツクな口吻で、或る不思議な力があつて自分達の悲慘な生活を一夜に變化さしてしまつたように書いたものが多いのである。殘忍に近い單調無味、愛の缺乏、疑惑——かういふ狀態の下に生活してゐたものが、自分達とは全く境遇を異にした、到底近づくべからざるものと思つてゐた人が不意に自分達の仲間の一人となつて、同じブリズンの中に寢食を共にしたといふことを面のあたり看て、さすがの枉りくねつた頑固な受刑者の心も動かされずにはゐなかつたのであらう。更らに其上に、彼等はオスボーンを信じたのである。彼等が彼に送つた手紙を見ても分明であるが、それはブリズン・コミツションのチエアマンとしての彼に宛てたものではなく、一箇の人間としての彼に宛てたものであつた。「愛するトム」（"Dear Tom"）であり、「愛する友」（"Dear Pal"）であり、「愛する父」（"Dear Father"）とさへ書いたものすらあるのである。

一週間の拘禁の終つた次の日曜日に、オスボーンは再び自分のセルからチヤペル（禮拜堂）へ伴れられて行つた。彼は今度はコミツションのチエアマンとしてではなく、33333 號のトム・ブラウンとして鼠色の獄衣を着て壇上に立つたのである。

「今やお前達に別れを告ぐる時が來た。しかし、自分は自分の感情をどう檢して見ても、グッド・バイを告げたいと思つて玆處に立つたようには感じないのである。自分は決してお前達を忘れない。これだけはどうか信じてくれ。寢ても覺めても自分はヤード（庭）を運動する灰色の服を着たお前達の足音を心の中に聞くことができるであらう。」

この語を聞いた受刑者達は未だ曾つてブリズンの中で喝采したことのなかつた人の如くに心からの喝采を送つたのである。彼等は彼の語の言ひ表はした以上に更らに深く彼の感情を了解することができたのである。（つゞく）

— Survey, October, 1930 —

刑政第44巻第3号
矯正図書館

昭和五年中に於ける指紋對照竝前科發見等に關する概況

指紋部　仁科正次

近時指紋の利用範圍漸次擴大せられ前科發見、犯罪搜査及犯人識別等に關する照會件數は著しく增加せり、本年間に於ける司法省行刑局指紋部の取扱ひたる指紋對照幷前科發見に關する年表は次の如くなるも其の主なる事項を摘記すれば左の如し。

一、本年中指紋對照の受理件數は一萬八千六百二十件にして其の內前科發見數は七千二百四十五人なり之を前年に比較すれば對照數に於て三千八百十六件前科發見人員に於て千九百八十五人を各增加せり而して對照の要求に依らず指紋部に於て新聞紙、受刑追加小票、諸報告、其の他の事務整理中前科を發見した人員は二百十五人あり之を前年の夫れに比して三十九人を增加せり。

二、指紋の對照數に對し前科を發見したる歩合は三割八分九厘にして之を前年の發見歩合に比すれば三分四厘を增加せり。

三、指紋對照の要求に依らず指紋に於て事務整理中前科を發見したる者の內收容中に屬する受刑者は百五十七人、釋放後に屬する者は五十八人にして其合計は二百十五人なり之を全國刑務所別に觀察すれば大阪刑務所の二十六人を最多とし朝鮮總督府の二十五人豐多摩札幌の各十七人山口の十二人京都、福岡の各十人名古屋、神戶、前橋の各八人長崎の七人市谷、橫濱の各四人甲府岡山、松山、釧路、久留米少年の各三人千葉、德島、高松、廣島、宮崎、宮城、姬路少年の各二人小菅、奈良、三重、福島、函館、網走、臺灣總督府の各一人なりとす。

四、全國五十六刑務所中指紋對照を要求し來りたるは四十三箇所にして此の要求なきは小菅、奈良、山口、松山、三池、山形、網走、川越少年、姬路少年岩國少年、久留米少年、八王子少年の十二箇所なり。

指紋對照要求の最も多きは名古屋刑務所の百二十六件にして之に次ぐは大阪札幌、豐多摩、函館、前橋、千葉、岡山、岡崎少年の八刑務所四十七件乃至十件以上なり而して其の對照々會の總數は一萬八千六百二十件にして其の內刑務所よりの對照要求件數は僅に四百四十五件に過ぎずして殘餘の一萬八千七十五件は左記各官廳よりの對照要求件數なり。

裁判所	六件
檢事局	二百二十四件
警察官署	一萬五千百十六件
（檢事の指揮に基くものを含む）	
朝鮮總督府	一百七十九件
臺灣總督府	五十三件
關東廳	一百二件
樺太廳	二千四百九十五件

五、尙前科發見七千四百六十人中僞名者は千三百三十一人にして之を前年の夫れに比較するときは二百四十一人を增加せり。

六、指紋法實施以來（明治四十一年十一月一日）指紋對照の成績を擧ぐれば左の如し。

指紋對照の要求に依らざる前科發見數	三千二百六十八人
指紋照會に依る對照數	大正十二年以降の僞名發見數　六千百二十四人
十萬八千六百三十九件	
指紋對照々會に依る前科發見數	
四萬二千九百人	

七、最後に昭和五年中に於ける指紋對照及前科幷僞名發見調を添付せるに付之に依り其の成績を詳知せられたし。

指紋對照及前科竝僞名發見調（昭和五年）　指紋部

廳名＼類別		指紋部發見の前科		對照請求				僞名發見	
		收容中の者	釋放後の者	計				照會對照に由らずして發見	照會對照に由る發見
				對照數	前科發見數	對照數	前科發見數		
小菅		一		一	一	一	一		
市谷		五	一	四	二	四	二	一	
豐多摩		二	四	二五	一五	二五	一七	四	一
巢鴨			二	二	二	二	二	二	
橫濱		二	四	六	四	六	四	一	
千葉		二		一四	一一	一四	一一	一	
水戶				七	五	七	五		
宇都宮				三	二	三	二		
前橋		八	一	一九	一五	一九	一五	二	
靜岡		四		八	五	八	五	一	
甲府		二		六	三	六	三		
長野				九	六	九	六		
新潟				三	三	三	三		
京都		八		二三	一一	二一	一一	六	一

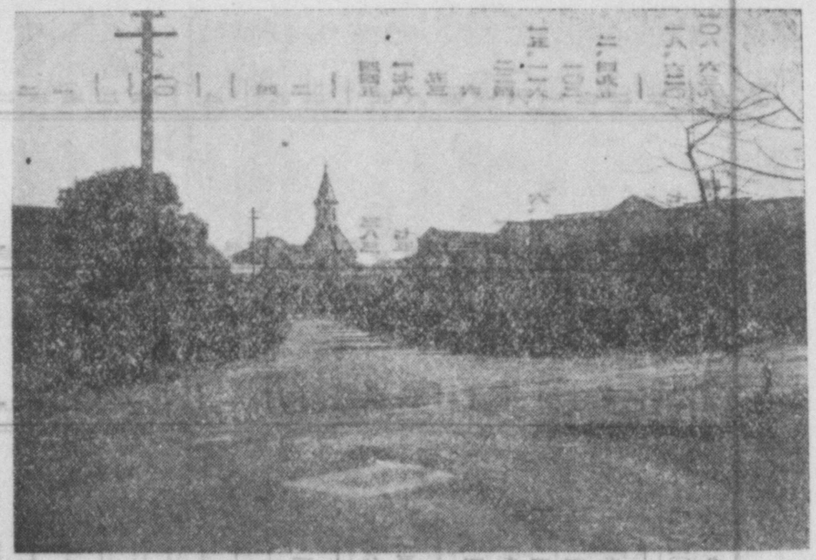
| | | |

全國各刑務所の沿革（一）

◎巣鴨刑務所

寛政二年二月、松平越中守定信公が、江戸佃島（現今の京橋區佃町即ち佃島の内石川大隅守正勳の屋敷の空地）に、人足寄場を設け、翌三年石川氏の移轉後、その後地を併合して石川島と稱し、無宿無頼の者及び市民に迷惑を掛くる者等を收容し、多く撞油の業に服せしめた。これぞ現在の巣鴨刑務所の創始をなすものである。

享和文化の頃に至つて有罪の徒と雖も亦刑餘下附すべき親戚故舊なきものは、こゝに移して專ら勞役せしむるを旨とした。延て、明治元年王政維新に際し幕府の手を離れ、東京府の所轄に屬し、明治三年人足寄場の名稱を廢し石川島徒場とし、初めて既決囚を收容する所となつた。爾來刑部、司法及び東京府の管轄を經、その間石川島懲役場と改稱し、明治八年十二月二十八日警視廳の所管に移つたが、これより先同十一月一等警視補の小野田元燃氏がその長となつた。かくて同十年七月警視廳石川島監獄署、同十七年八月石川島監獄分署、同十九年七月警視廳監獄石川島分署、同二十四年四月警視廳監獄石川島支署等、それぞれ改稱したのであるが、同二十二年十月現在の所在たる東京府北豐島郡西巣鴨町（當時巣鴨村）に新築成り（明治二十二年三月起工）、同月二十七日石川島より



（巣鴨刑務所）

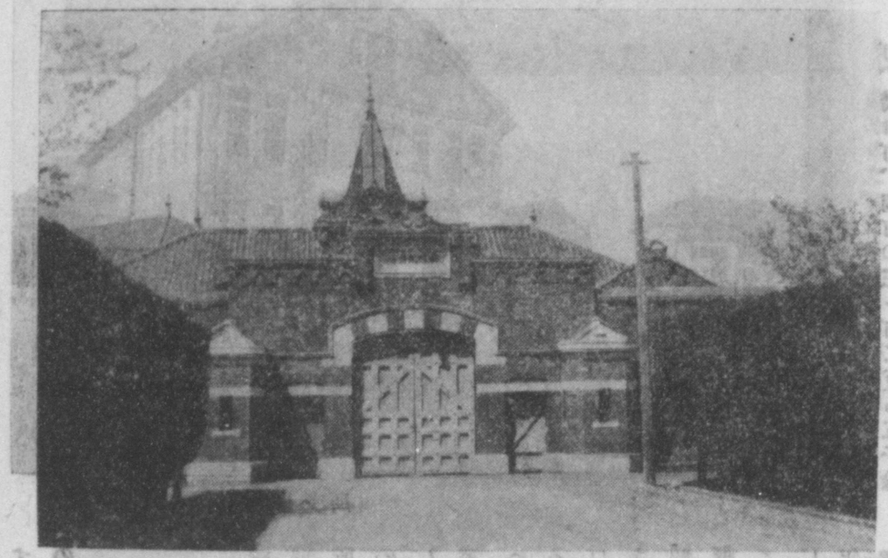
を警視廳監獄巣鴨支署とされた。しかしこれは同三十年六月二十二日巣鴨監獄署と改稱せられ、さらに同三十六年四月一日監獄官制施行によつて司法省所管となり、同時に巣鴨監獄と稱し、大正十一年十月十三日巣鴨刑務所と改稱、以て今日に及ぶものである。

現在では、拘禁區分年齡十八歲以上にして刑期二月以上十年未滿の懲役累犯男及び同禁錮再入の男を收容するのであるが、その總坪數は實に六萬二千百八十一坪、建物の坪數七千五百四十九坪、構造は煉瓦建平家にして一部二階建がある（但病舍は木造）。

なほ、この刑務所は大正十二年九月一日の大震災の際、建造物に大破損を來たしたため、復舊工事に着手したが、移轉改築の議が起り、大正十三年九月より東京府北多摩郡府中に八萬千五百八十七坪の土地を買收し目下四百名乃至五百名の受刑者の手によつて移築工事中である。

◎長崎刑務所

長崎市より北方七里餘、長崎本線と島原鐵道の別れ目、北高來郡諫早の小驛に位置せる長崎刑務所は、煉瓦造りの放射型監房、世紀式的な廳舍、表門等、堂々もの靜かな田舍町に君りんしてまことに諫早名物の一ツにかぞへられてゐる。



（長崎刑務所正門）

そも〳〵舊長崎監獄が明治十四年に建築せられた時分は市の東端に偏在してゐたものだが、十年後には殆んど民家の包圍する處となり、時の典獄千石學氏等に依つて漸く移轉問題が考慮せられることとなつた。

明治三十三年十月、始めての國庫支辨として議會の承認を得ると共に、金一萬五千六百餘圓をもつて現在の敷地（二萬五千餘坪）が指定せられ、同三十四年總工費三十五萬圓五ヶ年繼續事業として着手、中途日露戰役の爲め工事操り延べに會つたが、同四十年度には杉野典獄のもとに竣工、四十一年四月一日長崎舊監より全部の引越しをすまして今日に及んだものである。

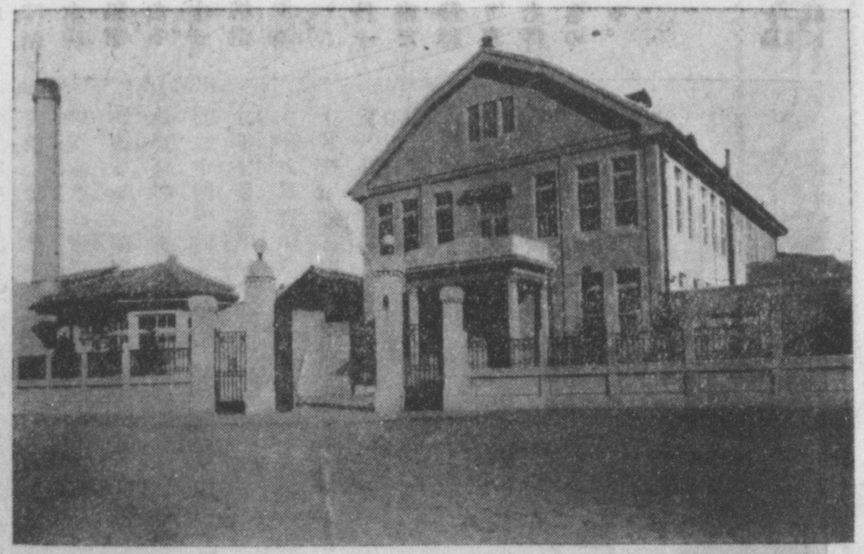
特徴としては建造物にこそ見出せないけれども、構内の清淨とそ

矯正図書館

の靜寂さを擧げる事ができよう。元來何等の騒音とてない田舍町のことであるから、刑務所への惡影響は絶無であらう。尙一つ、こゝの所長官舍を見られたものが今は亡き北島理事がお大名の屋敷だと感嘆されたさうだが、それにしても幹部級の官舍は？　これは書かないでおこう。

◎浦上支所

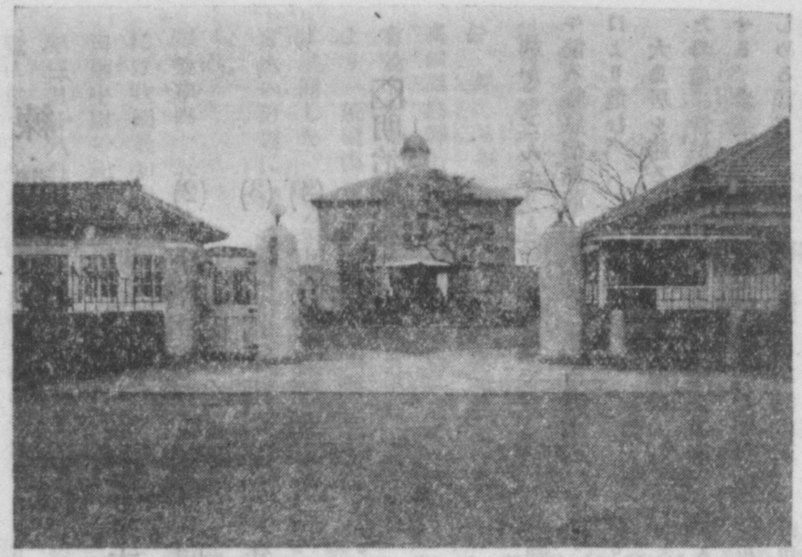
浦上支所は最近まで片淵支所と稱へしもの、もともと長崎市には御維新當時櫻町、大黒町の二ヶ所に分れてゐたものが、明治十三年十二月二十五日長崎村片淵鄕（現在の片淵町二丁目）に敷地を求めて翌年七月には早くも竣工、長崎監獄署と稱へてゐた。然るに四十一年現在の諫早町に在る本所落成後分監となり、其後建物の腐朽と共に移轉運動が起り、大正十四年六月市內松山町、橋口町、岡町の三ヶ町に亙る五千餘坪の敷地を得て起工、昭和二年九月落成するや現在の浦上支所として開廳したものである。



（同　浦上支所）

◎宮崎刑務所

宮崎縣靜土江町（日豐線宮崎驛裏）に構內一萬一千餘坪の地を擁して建つ宮崎刑務所は大正十五年二月の竣工であつて所謂開放式？の建築のトップを切つたものである。從來の重々しい鐵扉は姿を消して瀟洒な玉垣式となり、玄關前の風致等も種々考慮が拂はれて、明るい行刑への民衆への交渉に柔い氣分を與へてゐる。宮崎には維新前今の市內北方町字山口に代官所々管の三畝歩ばかりの牢獄があつたが、明治となつて徒刑場と稱へて襲用され、同七年には大島町字萩崎に縣內の囚徒を集禁する目的の許に新築、こへて十七年には現在の地に二十五町歩に餘る數地を得て移築の工を起し、十八年八月竣工、その後幾多の名稱の改變を經て大正八年度より四ヶ年（工事の操延にあひ竣工は大年十五年度）繼續事業として今日の宮崎刑務所は生れ出たものである。



（宮崎刑務所正門）



（宮崎刑務所少年舍）

沿革の細かい部分なぞはいづこの刑務所も似たりよつたりであるが、ただ一つ宮崎の特異點は明治十年丁丑の亂にあたり、薩軍のため全部の囚人が解放されて戰爭に使役された事がある。

特徴としてはあらまし右の通りであるが、尙宮崎市民と刑務所職員のうれしい交渉を擧げて置きたい。今は水戶の長官長谷場圭介氏が所長時代宮崎市長の第三候補に指定せられて市會に大分騒がれた事があつたが、前々所長の牛島麟氏（現金澤所長）なぞ宮崎在職中の功勞を擧げて金時計を贈呈すると市會に決議される等々刑務所職員の市民に與へる印象はいつも朗かである。

刑政第44巻第3号
矯正図書館

練習所見學の記

(1) 明治神宮（昭和五年十一月二十九日）
(2) 所澤陸軍飛行學校
並川越少年刑務所（同十二月十三日）
(3) 横須賀軍港（昭和六年一月十七日）
(4) 東京地方煙草專賣局（同一月三十一日）

⊠明治神宮

○陽生

朝からどんよりと曇つた天氣で有る。午前八時原宿驛前に集合して、南參道入口より進む。

大鳥居を通ると、綺麗に掃き淨められた參道に常盤木の森　自づと神域を思はせる。參道に敷きつめられた小石を踏みしめる音、ヒヤリと面を撫でる冷氣に五體は引きしめられ、何となく淨化された樣な氣持になる。誠に神々しさの極で有る。街の騒音が靜けさを破るのが耳に障る。

御製

うつせみの代々木の里は靜かにて
都のほかのこゝちこそすれ

御橋を渡つて進む事二町餘、西に折れ更に北に曲つて拜殿の御前に至り參拜する。敬虔の念自ら生じ忝けなさに心打たれるのみで有る。參拜を終つて寶物殿に至る。御本殿の北方、數町の處に有る。芝生の中の細道を通つて進む。一面狹霧に包まれ寶物殿は蜃氣樓の樣に浮び出て居る。

御歌

かり宮のありとも見えす代々幡の
里の杉むらきりそこめたる

寶物殿を拜觀する。和洋折衷の御建物で有るがクラシカルな處が有つて何處となく奥ゆかしい。御祭神に最も御關係深き御物を保存せられて有る。御常用の御机、御簞笥類を始め、皇祖皇宗を御親祭あらせられし御束帶重き朝儀に召給ひし御唐衣、外各種の御裝束類御乘用の御馬車御馬具其他種々の御調度品を陳列さる何れも極めて御質素に渉らせられる。又御愛讀の御書籍類御親筆の御製が有る。政務御多端の折にも拘らず學事に御いそしみ給ひし大御心誠に畏き極みで有る。宵衣肝食只管國運の隆昌を思召された大帝の御日常を仰ぎ奉り、婦道の典型仁慈の權化として聖業を良く九重の奥に翼け給はれた賢后の御儉をしのび奉り古代無比の明治の聖代の出現も誠に偶然に非ずと感ぜられる國民たるもの涙なくして拜する事は出來ぬ。拜觀を終り北參道より外苑に出る。聖德記念繪畫館を拜觀する。大帝御在世中の御事蹟を現代一流の畫家に依りて現はし永く其の聖德鴻業

を偲び奉らんとの趣旨にて葬場殿跡近く設けられたものだと聞く。

⊠所澤陸軍飛行學校
並川越少年刑務所

○瑞夢

愈見學指定の日は來た。當日は初冬に稀な碧空高く晴れ渡つた午前七時三十五分。早くも堀部安兵衞十八人斬で名高い高田馬場驛前に集合した。吾等一行七十有餘名を乘せ東武電車は發車する。車窓より一望廣漠たる武藏野原は吾等の眼前に展開した。久方振で煙突の巷を避けて自然の野趣に接するまた快なりと云ふべし。

一乘車四十五分にて所澤驛に下車、左側には我國最初の飛行機の犧牲者木村・徳田兩中尉の紀念碑がある。これは大正二年三月廿八日陸軍航空術を兩院議員に觀覽に供する爲め所澤青山間飛行中突風の爲め機翼を損じ墜落せしとの事である。早や碧空を見れば爆音勇ましき二臺の練習飛行機は翼を連ねて低空飛翔す。此處より約三丁にして飛行場に著く兩側は櫻樹を以てし花の盛りを聯想しつゝ步を進む。面積七十餘萬坪の練習所は眼前に展開された。其廣大たるに一驚す。上空には數臺の甲式乙式飛行機が或は高く、或は低く、或は翼を連ね恰も燕か胡蝶の如く間斷なく著離陸せる其刹那の狀況の妙技實に驚くの外なく我精鋭なる其將士の熱誠振り一朝有事に際會せば我軍の威力は海外に異彩を放つに相違ない。案內者の先導に依り著陸せる機體に付き詳細の說明あり。某偵察機の如きは二時間にして仙臺市に行くとか、如何に世のスピート時代を物語るかを窺はれる。午前十時五十五分謝辭を殘して所澤驛に向ふ。午前十一時四十二分同驛發にて川越市に向ふ。驛迄出迎のS看守長の案內にて同十二時川越少年刑務所に到著。少憩後晝食の馳走に舌鼓を打つ。後長谷川所長殿より同所の沿革並處遇に對しての說明あり更に青木淸四郎氏の少年者に對する智能檢查其他に付講義あり都合により一行を三隊に別ちて工場を巡視す。殊に工場の格言には發奮次第努力次第の揭示は面白い。又第四回職業訓練者二十二名特別養成中の事である。彼等は聖代の有難さを感じてか、一心不亂に働いて居る。これぞ行刑の敎育化にあらずしてなんであらう。午後三時五分厚く謝意を表して歸途天台宗派喜多院を參詣す。當地は其昔海沼なりしも、仙芳眞人法力を以て海水を去り、佛像を安置開創し天長七年僧圓仁勅を受け其基礎を固めたるも偶川越大火の厄に遇ひ全滅し其後川越城主堀田加賀守新築の鑒督に當り今に至りしとか。同院は德川の別邸とも稱せられ、往年紅葉山御殿を其盡に移され、三代將軍家光公誕生の間は現在せり。殊に狩野探幽の壁畫を以て圍まれ、尙狩野吉信筆の職人屛風は美術界の寵兒として國寶に指定せられ、其價格五十萬圓と稱せられ、又德川家累代の逸品も多々あり、其守刀も同じく國寶に指定されしとか、同院執事の說明なり。一同謝辭を捧げ午後四時五分同寺を辭す。

○ 砂潟生

初冬の朝霜を踏みしめて其昔彼の中山安兵衛が叔父の仇討の場として音に名高い高田馬場驛に向つた、我等練習生の今日のプログラムは第十二回目の見學として所澤飛行場及川越少年刑務所を見學する。午前七時五十五分、まだ去りやらぬ靄に霞む武藏野の原を、北へ〳〵と進む心地よさ。見渡す限り廣漠たる平原は幼き目に學びし關東平野を現實にしてゐるのである。遠く霞を透して富岳の雄然たる姿が薄墨の繪に見る如き言語も尙及ばぬ風情には、詩人ならずとも又誰か此の美景を賞するの辭を惜しむ者あらんやだ。やがて午前九時所澤驛へと著く、折から輝く中空にプロペラーの爆音勇ましく二機又三機飛來する航空機の姿はあだかも我等一行を迎ふるもの、樣に飛行場見學氣分はいやが上にも此の數機の頭上をかすめ去るによりてそゝられる。驛を出た直ぐ、左側の廣場には大正二年に早くも我が航空界の犧牲として名を惜まる木村、德田兩中尉の英靈を慰む可く並立の銅像あり。一禮をなしてその二勇士が雄圖の半にして殪れしを惜む。

驛より數町にして飛行學校に著く。嚴めしい所謂軍隊式なるものとのみ空想してゐたら之は案に相違の氣分を感ぜしめられた表門より練兵場（離陸著陸場か）に到る間の兩側には櫻の枝頭上を壓し奉來りなばの言葉の如く滿開の時を思はしめる。月並な言葉乍ら花は櫻木人は武士、飛行學校（軍人）と櫻花の好對照。練習場に入れば廣場には今や離陸せんとするもの、著陸せんとするもの、單機又は數機翼を連ねるあり。玆にしばし我等は空を仰ぎて其の妙技に打たれて一同暫なし。御案內の方の御說明よりか實物の偉力に打たれて、時の經つを忘る。やがて豫定の時間も過ぎたれば、厚意を謝しつゝ此處を去り、十一時四十二分川越驛に著す。驛には態々御繁忙中布施看守長殿の御出迎を恭ふす。刑務所に於ける行動に就いて詳細なる事は各回の見學記に於て僚友各位の述べ來る點と相似するものにして、各所共に我々一同の爲め御便宜を圖られる事は恐縮に堪へない。暫し數誨堂にて休憩の後晝食をなし長谷川所長殿の講話及び折から來合せたる青木講師の智能檢査に關する講話、實物參考資料の講話等あり。終つて三班に分れて所內を見學す。少年刑務所は一般に成年に比し從順性ある如く見受られるも、その反面に於て動搖し易き之等の前途を有する少年を處遇せらるゝ事とて、職員の御辛勞の程もお察しする。所內見學を終へて名物川越芋の美味に腹を肥し、やがてお暇を告げて程遠からぬ喜多院に立寄り、名實の拜觀を特に刑務所職員の厚意により許され、玆に古き歷史を有する喜多院の奧まれる實物の數々を驚異と敬虔の念を以て拜觀し、薄暮迫る頃厚く禮を殘して去り、午後四時四十分川越西町著を發車、途中有益なりし今日の日の事共を語りつゝ歸途に就く。

○ 呑海

◇横須賀軍港

未だ明け切らぬ五時半と言ふのに飛び起きて、氣遣はれてゐた今日の天氣を窺つて見た。霜が雪の樣に降つてゐる、是れなら大丈夫、ほんたうに惠まれた見學日和だわいと神に感謝の意を捧げて朝食もそこ〳〵寒いのも見學の嬉しさに忘れて、東京驛へ行く、一行六十四名は七時三十七分發の省線電車に乘つた軍港地に近づくに從つて粹きな水兵さん達が續々と乘り込んで多分に今日の見學氣分をそそる九時前目的地の橫須賀に著いた流石我が國第一の軍港自然に袋の樣になつた港內の海上には大小無數の艦艇が吹く朝風に翻翻として軍艦旗を翻がへしてゐる。一行は九時三十分頃に海軍人事部の拜艦者待合所へ入り其處で海軍々事普及部の主任小田中中佐殿より三十分ばかり海軍に就いての講演を拜聽した、軍縮會議の重點現在の我が海軍の威力そして將來に於ける海軍の覺悟等を熱辯を以つて說かれ吾等は海軍の任務の如何に重大なるかを痛感した、講演が了つて一行は兵曹さんに案內されて紀念艦三笠へ行く、雷名を世界に轟かされし東鄕元帥坐乘の三笠は三歲の童子も知る通り日露海戰に旗艦である。其の功績を永久に紀念する爲め今は軍籍を離れて陸岸に縫ひ付けられ財團法人三笠公園として一般の人々の觀覽に供されてゐる、先づ第一に目に映ずるのは檣頭に高く翻へる有名な信號旗である、艦內は艦橋から上甲板・中甲板、と廻る中到る處に赤と靑との線で海戰當時の彈痕が示されてゐる赤線は左舷で黃海の海戰の彈痕靑線は右舷で日本海々戰の彈痕だとの事之を見るだけでも當時の激戰の模樣が髣髴として眼前に浮ぶ樣な氣がする、時間に餘裕がないので十一時過ぎ三笠に別を告げて再び待合所へ歸りて晝食を攝る少憩の後再び兵曹さんに案內されて工廠を見學する、見るも恐ろしい樣なガンドリツク、グレーンが天空高く聳えてゐる。威大な科學の力は想像も及ばぬ樣な事を易々としてのける、大中小の三つのドツクには何れも驅逐艦や巡洋艦が船體をまる出しにして修理をされてゐる。又改造中の巡洋戰艦金剛は工廠の陸岸に橫著けにされ澤山な職工さん達に依て改造を急がれてゐる、其お隣りには最新の威力を以て世界に誇る航空母艦赤城が化物の樣な巨大な姿を海面に浮かばしてゐる、工廠を一巡してよりポツポ船に乘つて一行は巡洋戰艦榛名見學に向つた、途々には浮城長門の雄姿を左に見戰艦山城を右に見つゝ榛名の舷門を潛つたのが午後一時半、甲板士官殿より一應の御說明を賜はる。艦の全長は約二町幅約十七間排水量は二萬九千五百噸速力二十六節主砲三十六糎八門十五糎十六門其他の高角砲魚雷小銃機關銃等々精銳な武器が備付けてある、乘員は全部で千二十名との事一行は二組に別れて艦內を一巡する武器兵器の手入が行屆いてゐるのと艦內の掃除が美くされてゐるのには全く感嘆せしめられた、上甲板に立つて廣々とした海上を眺むるとき海上生活の如何に

男性的なるかを想ひ展望の念に堪へなかつた、二時三十分に軍艦旗に別れを告げてポッポ船に乗り横須賀驛前の棧橋へ著く棧橋の眞向ひには海の怪物ロ五八號潛水艦が浮かんでゐた案内の兵曹さんから一寸其の說明を聞き其の御厚志を謝して横須賀におさらばをした、鎌倉で下車して鎗ヶ岡八幡宮に參拜する大銀杏は千餘年の歷史を秘めて寒天に聳へてゐるそれから賴朝公の墓、鎌倉宮で護良親王の冥福を祈り、護良親王の御岩屋へ行く、見るも恐ろしい樣な眞暗な八疊ばかりの御岩屋如何に亂世とはいへ竹の閨生の御身を以つて斯樣な中に苦難を遊ばされたるかと思へば實に感慨無量思はず涙の出ずるのを禁じ得なかつた。其の他鎌倉の史蹟は無數である而し時間には限りがある。町にはもう電燈が付いてゐる。殘念乍ら鎌倉に名殘を告げて再び車上の人となり七時過ぎ品川驛に下車解散した。

◇東京地方煙草專賣局

○　東海生

煮え切らぬ曇天。特に工場地帶の空氣は重苦しい。定刻より早く集まつた連中の會話も亦重苦しい。

曰く。「煙草專賣局と刑務官とに因果關係ありや?」「辯に曰く遠くは一厘事件近くは監獄第九十六條

試驗も眞近くなつた。試驗熱に怯へる連中は事の如何に關せず法律である。而し刑法は親切であるこんな人達のために第三十九條を規定してくれてゐるから……。

刑務官は法律ではないが今日の目的は專賣局製造課長神田先生の講義の實際見學及如何なる點を刑務作業に取入れるべきかの研究である。

定刻掛員に導かれて休憩室に入る我々にとつては休憩室ではあるが此の室は同時に一千有餘の男女工さん達の修養の道場である。

年に幾度かの講演講習が總て此の室で催されると聞く。

少憩の後一通り當工場の煙草生產過程に就き講話を拜聽する。

一葉組、二葉柄濕濾、三葉剁砂掃、四積葉、五壓搾截斷、六葉刻、七レコード式卷上（機械裝置）の工程を經て製品檢查。包裏詰。封緘。紙貼。ボール箱詰。木箱詰。市場。

大略右の如き順序により年々數億數萬本のスモール、チュニーが市場に搬出される由。

煙草自體の無用說必要說等の本質論なんかは工場には通用しないので暫らく敬遠して直ちに工場に入る。

福島產の葉X匁茨城產Y匁鹿兒島產Z匁之で朝日の相場が定り「みのり」の品格が定まる。

他に栃木、千葉、神奈川等の葉も適宜配合使用されてゐる樣である。

全國の專賣局に於いて同じく朝日を製造する處もあるが其の品質は總て一定してゐる。前述の如く產地と分量が定まれば何處で製造するのも同じ事だからである產業合理化の實際化の好例である。

次いで荻柄濕露葉剁砂掃工場に歩を移す。工場全體の地理といふ點から論ずれば現在の位置は適當でない樣に思はれるが工場の配置方法としては良好の樣に思はれた。然して何れの工場もよく整頓されて大變氣持がいい。機械の配列方法。人員の擁業位置動力安全設備等流石によく注意されてゐる。特に數多の薄青色の作業衣等も採光並衞生上の理法にも叶ふものであると頻に感心したわけである。

就業者の監督方法としても無干涉監督法を採用し雇傭管理宜敷しきを得て就業狀態は百パーセント。各種ダイアグラム、統計表の類も見うけられ就業及生產狀態が一見して理解出來る樣に用意されてゐる。特に順次歩をうつして各作業を拜見したが總て復雜なカム裝置による紙箱製造機各種卷上機、コンベーヤー等機械器具の完全なる應用は人をして働かざるを得ざらしむるの感あり。見る目にも寸刻の暇なき敏速且正確なる活動振りはか弱い女性として卷煙みる吾人の女性觀をして一變せしむる何物かゞある。特に熟練を要する作業に從事する女工達の敏速なる活動振りに「アッケ」に取られて手と顏と等分に見比べ乍ら頻りに感心してゐる一行もみうけられたが果してその感歎時を久しふするの原因奈邊にありやは吾人の伺ひ知る處ではないが眞劍な生活戰線に立ち働らく彼女達を目するにエロ感を以てするが如き不屆者は我々刑務官には絕對にないと信ずるが工場全體の感じは至極物柔らかいのは爭へぬ事實である

承聞する處に據ると此の工場には未だ曾て近代物質文明の副產物即ち勞働爭議等といふ厄介な事件はないと云ふ事である。由來する處の原因を案ずるに一は官廳の仕事ではあり從業者の大部分が女工であるといふ處に幸されてゐるかとも考へられるが寧ろ管理者の經營宜敷しきを得働く者が物心兩界に於て安定を得てゐると觀察するが眞相に近く又師に對する禮であると思はれる。

職工の退出時間を記錄するタイム、レコーダー等も拜見させて戴いたが之れは我々刑務所に直接關係はないが民間工場の管理方法としては最上の方法たる事は疑ひのない事である。

尙當局に採用される女工は小學校卒業程度約十四五歳から選拔採用されるもので五六年辛抱すれば二百圓位の金を貯金して自分の嫁入り仕度位は出來るといふ掛員の話しであつた。

あれこれと併せ考へてみると刑務所は未だ改善すべき點が多々あるしかし之も我々の努力次第何れは之に近づけ得る事を夢想しつゝ歸途につく終りに神田先生並掛員各員の御好意を感謝し此の筆をおく。





海外異聞錄

出獄を許されたら今度は底から叩き上げる氣で働らき、多くの人から借りた千六百萬圓は一ドル殘らず綺麗に拂つてみせる」と、大言壯語してゐるといふ。

◇盜難避の模造寶石流行

不景氣のせいかロンドンでは婦人の寶石類をねらう泥棒が多く、此の盜難にかゝつた婦人も尠くないため、婦人連も盜難除けの方法を考へ出し寶石類を自宅に保管せずに、貴重品保管倉庫に預け、外出の場合でも餘程の時でなければ眞物の寶石類を身につけずに、すべて取られても惜しくない安物の摸造眞珠や模造ダイヤなどで間に合はせ、これこそ所謂「安全第一の寶石」だと得々としてゐると。

◇犯罪王の年收四百二拾萬圓

世界にその名を賣つたシカゴの犯罪王國に王座を占める大親分のアル・カポーン、こんな泥水稼業は儲からねえ仕事だと口癖のやうに言ふ。そんなら綺麗サッパリとよしたらよささうなものだがと云へば、足を踏みこんだが最後洗へないのが此の稼業さ、と云つてのける。そこで彼が前の大親分トリオに代つて采配を揮ふやうになつてからといふものは犯罪王國の年收二十萬圓が一躍二百萬圓になつたものだ。もつて如何に彼の財腕の優れて辛らつを極めてゐるかを窺ふことが出來やう。さる物ずきな人が極めて信頼するに足る資料に基いて彼の年收を計算して見たが、それによると如何に安く見積つても實收入百二十萬圓とは下らない。それは次の通りである。

（收　入）

一、ダンスホールその他暗黑社會經營收入	一百萬圓
	四十萬圓
一、ラケット（脅喝手段によつて各種商人から捲き上げる免掠稅）	四十萬圓
總計	四百二十萬圓

（支　出）

一、乾兒、警官、裁判官への手當	三百萬圓

差引百二十萬圓の純益となる。これで見ると警官や裁判官も大親分カポーンの支配下にあるもので、この邊がシカゴのギャング王國の特質といふものだ。

◇梟を訴へる

シカゴのグランド・クロッシング警察署へジャック・レヴインソン夫人といふエリス街公三番地の住人が、寢室を梟がのぞき込んで困るからどうにかして欲しいと訴へに及んだ。同夫人のいふ處によれば、此の梟は頻々として夫人の寢室の窓に訪れては、何を見てかしかめ面をして見せるのださうだ。此の訴へに接したグランド・クロッシング署のエドワード・ネーロン警部は已むを得ず、今後其の梟が左樣の振舞に及ぶ時は斷然たる處置をとる旨を一應レヴインソン夫人に約束したが、何しろ相手が梟のことゝて、故意にやつたのでないことを望んでゐる。といふ譯は梟については警察犯處罰令にも何事も記載してゐないし、若し鳥獸が婦人の寢室をのぞいてしかめ面をして見せても、どう處分してよいか分らぬからであるとは、近頃ナンセンスな話である。

◇酒類密輸入船捕獲奇談

酒類密輸入船の捕獲に就ては、探偵小說や活劇そのまゝの實話が多々あるが、これは流石の密輸入取締官も思はず噴き出したといふ話——ニューヨーク港外で、最近のことだが凍へる樣な寒さもいとはず漁獵をやつてゐる漁船があつた。これは酒類密輸入取締官がかねてから怪しの船と睨んでゐたものなので、此の日取締官の汽船は、その名をイデイス號と呼ぶこの漁船の姿を見るや直に近づいて行つた。が十二三人にあまる漁夫は何喰はぬ顏して、釣の手を止めない。然し最早かうなつては絕對絕命、取締官は否應を云はせず漁船に乘り移り、船內を隈なく捜査したところ、案の如くウイスキーその他酒類千五百箱といふ大捕物であつた。しかし漁船を裝つてゐる船だけに船內には、一見釣り上げたらしい魚が一杯にゐる。だが驚いたことにはどの魚もゴム製の魚と判つて、これには係官も開いた口がふさがらなかつたと。

◇催淚彈の珍劇

最近のこと、ニューヨーク市長が、失業者救濟事業についての會議を市廳會議室で開いた時、時ならぬ珍事に出席者一同が淚にくれたといふ珍劇一幕、事のおこりは出席者である某判事がポケットから出したタバコ入れを床に落したので、これを拾はうとすると、やはりポケットに入れてあつた催淚彈ピストルが偶然に發射した。ヅドンといふ音と同時に判事のポケットからは青色がゝつた煙が濛々と立ち上る、判事は早くも目に淚を一杯ためながら早く部屋の外に出てくれと叫ぶ、窓をあけやうとする者、ドアに駈けつける者、部屋の中はどつた返すやうな騒ぎになつたが、誰も無事に逃げ出せた者はなく、いづれも淚の洗禮にあつた。催淚ピストルには滅多に發射出來ぬやうに安全裝置が施してあるのだが、どうかしたはづみにこの安全裝置が外れたゝめのこの珍劇だつた。

◇離婚妻君にも失業手當

先程のこと、オーストリア司法大臣の下に「ウイン男子權利擁護聯盟」から、離婚された妻にも失業手當を與へる樣にとの歎願書が提出された。その表面上の理由は家庭に於ける妻君の仕事は一定の稼業、或は職業と見なさるべきものであり、其故彼女が再び結婚の相手を見付けるか、又は他に適當な仕事にありつくまでは失業者名簿に登錄されて、男の失業者と同樣に失業手當を政府から受ける權利があるといふことであつた。



◇時代の感想

岡山　靜間生

往時我國の上下を通じて一貫せる思想に「武士道」があつた。そして其武士道の精神は「名を惜しむ」にあつた。然るに星霜移り時代の變遷と共に、武士道は薄らぎ近代に於ては其片影だも見難い有様である。が然し之れに代ふるに「紳士道」なるものがあることを忘れてはならぬ。武士道と紳士道とは時代を異にして生れたる同一母體の思想であらねばならぬと同時にさうなるべき筋合のものである。我々の祖先が、武士道を養成し尊重せし如く我々も、紳士道を養成し尊重せねばならないではないか。我々の祖先が名を惜しんだ如く近代の人も名を惜しまねばならないぢやないか。然るに近代の人々の思想は、餘りに尖端より尖端に走る傾向ありて、共産黨主義、無産黨主義労農黨主義等夫れ〳〵矛盾せる思想に陶酔せる人が大都市を中心として頻出する此等の人々は勿論、思想の欠陥ありて生活上の意義から共鳴するものが可成り多い。そして、自己の覺醒努力の足らざる何物かが潜在して居る事を知らざるのでないか。古今を通じて大和民族の血管を走れる一大精神はどこまでも「士は名を惜しむ」であらねばならぬ。我々刑務の職に在る者は、常に、人格の養成に努め武士道の變移せる紳士道の奨勵實行を期するのである。

◇累犯防止に就ての私見

平壤　Y生

釋放者保護思想は一般に普及され、その事業は愈々發展しつゝあることは誠に欣幸とする所であります。而し乍累犯者の統計上の數を見るときその低下率を示してゐないことを悲しむ者である。

何が彼等を累犯とさせたか？それは刑餘者自身の忍耐！努力！それの足りない精神的欠陥がその一大原因ではあるが、又その反面に社會の責任を見逃がすことが出來ないと思ふ。彼等は罪の償ひを終り刑務所の門を送り出されるとき、誰れ一人として再び罪を犯すことを豫期仕様、前途に多大なる希望を抱き朗らかな太陽を眺め元氣よくその一歩を踏み出すではないか。然るに社會は餘りに冷酷である、彼等の行く手には前科者……と云ふ冷たき言葉、そして又幾多の冷眼が光つてゐる。さうしたとに依つて折角彼等の心に成長しつゝある良心の芽は無慘に蹂躙されて仕舞ふのである。社會は彼等を何故寛容な溫和な眼を以て迎へて呉れないだらうか、吾は以前强竊盜前科五犯を有する或る被告の公判を傍聽したことがあるが、其時裁判長の慈父の如き訓戒の言葉

に、彼は涙に咽びながら「判事様……私は改心して眞面目な人となりたいと思つて社會に出ますけれど、前科者だと云ふことで誰一人として對等の人間としては取扱つては呉れませぬ。矢張生きる爲めには再び罪の人とならなければなりません。私共は一生眞人間にはなれない…」と述べたことを聞き慄然としたのであるその言葉……それは刑餘者全部が味ふ所の苦き體驗ではないだらうか、吾人はその叫びを泣きごととして聞き流していゝだらうか？

抑々行刑本來の目的は彼等の不合法的反社會性を合法的順社會性の人間たらしむべく刑罰の執行に依つて教導感化することを眼目とするのである。吾々刑務官吏はその尊き使命の下に粉骨碎身精神的に生きんとするものであるが、無理解なる或る一部社會人によつてさうした希望は根柢より裏切られて失望せざるを得ないのである。

吾人は社會に對し悲慘なる境遇に泣く彼等刑餘者の爲め心の扉を開き稍もすれば荒まんとする彼等の心を、溫情を以て抱擁して貰い度いと絶叫するものである

古來刑務所を地獄と云ひ牢屋と云ひ又刑務官吏を鬼と云ひ牢番と言つた。而して刑務所と云へば社會人は身顫ひして嫌厭するのである。さうした觀念を社會に與へたとに就いては、刑務官吏の罪にあらざる幾多の歷吏的又傳統的原因動機があつたとは否めないが、誰れか刑務官吏の罪にあらざることを斷言出來様……

吾人は受刑者の社會復歸を容易ならしむる爲内には彼等の教導感化に精進し外に向つては刑務所並に受刑者の改善程度を一般に覗知せしめる唯一の機關たる製品の販賣等に意を用ひ、社會の理解を求むると同時に釋放者保護思想を普及し、以て社會の覺醒を促すにあらざれば累犯防止は徹底しないと確信する者である。

◇須らく苦しみからの幸福を求めよ

長崎　吉川操三

吾人は何のために生きて居るか、或人は言ふ、食ふために生きて居ると、又生きるために生きて居ると、其の意味が大變に異る。人間は須らく生きるために食ふ事を欲し度いのである。生きる爲に食ふ、此れは極めて簡單な言葉だ、然し此の言葉は我々は常にわすれてはならぬのだ。我々の處世上には常に苦しみあり又幸福も有る。苦しみあり幸福ある世の中と雖も我々はより多く苦勞を覺悟して進まねば駄目だ。世の多くの人は苦しみを避けんとして居る、苦しみに遭つて嘆聲をもらす此れが何よりの證據である。此の様な人は哀れな人だ。幸福を語り得ない人だと思ふ。人の幸福を羨んで其の人の苦心を知らないのである。幸福は苦しまねば得られないものだ、機會は眼の前を徂來する、此れを捉へるには準備がなくてはならない、其の準備が苦しみなのだ、其の準備さへあれば機會は容易に得られるものだ、苦しんで成功したのでなくては成功の眞のうれしさを知らないとん〳〵拍子に行く人が運が良いと言ふ

併し其の人は苦しみを知らない、つまり苦しみに對して無經驗な人だ、斯樣な人が一度失敗すると再び立ち得ないのだあの濕室の花を見よ濕室の花は適度に人工に依り濕度を取るが野生の花は常に雨風と戰い寒を凌ぎ而して開く其花は長く咲くが濕室の花は一度室外に出して雨風に遭はせれば哀れなものだ。即ち苦しみに遭ないからだ。人間は須らく苦しまねば駄目だ。自分は日淺い刑務官吏だ自分が官吏としてのフアストイムプレションは囚人の多くは仕事が嫌だと言ふ事だ、自己の心から仕事を欲して居るものが何人居るであらうか、仕事を嫌ふ者に犯則する者が多い中でも拘置監などに居る者で全く仕事を嫌つて長い一日居房で空想にふけつて居る。仕事もせずに居房に居るのは反つて苦勞な事と思ふが然し、彼等には仕事する苦勞よりも仕事をせぬ苦勞の方が樂と見える、又時々仕事を變へて貰ふものもあるが斯る徒は仕事の嫌いな證據だ。苦勞を厭ふ人間なのだ。自分は此の樣な仕事を厭ふ人間は仕事に精勵する者より全然別にして、より以上の仕事を科した方が良いと思ふ。刑務所は囚人を拘禁して此れを改善矯正する所であると言ふ定義にあてはめて行くには仲々困難なことゝ思ふ、我々は苦勞を厭ふては ならぬ、苦勞の後には必ず幸福のあるさとをわすれてはならない、自分は曾て登山をしたが其の山の中腹に於て引き返さうと思つた、然し中腹迄來れば登るも半分だ下るも半分里數も同じ其れには下るよりも登る方が困難だと言ふ事だけなのだ、勇氣を鼓舞して漸く其の頂上を征服し諸々の山々を眼下にし洋々と流るゝ信濃川を遠望した時の氣分は到底言語に表はせぬものだ。其の瞬間自分の腦裡に强くショックを與へたものは何んであつたか、其れは中腹に於て登るか下るかと煩悶した中腹が自分に命令を與へたと言ふ事なのだ。即ち中腹が自分に苦しみとたのしみを與へる分岐點であつたのだ。現代の若人は兎角自己の職業を嫌い人の職業を羨む傾向がある。此れは大いに考ふ可き事だ、何の職業に依らず自己の職業に向つて邁進すべきである、而してこそ眞に其の價値が表はれるのだ。我々の刑務所の看守休憩室には「朝の決心夕の反省不斷に盡せ事故の防止と」我々には決心が必要だ。又努力が必要だ自己決心と努力とは自己の總べてを解決するものであると謂ふ事をわすれてはならない。堅い決心の下に勉めて逆境に立ち、ベストを盡して困苦と戰い而して自己の目的が達せられた時、其の時こそ、眞に幸福を齎らした時なのだ、嗚呼苦勞は幸福の第一歩なのだ。我々は須らく眞に苦しみよりの幸福を求めねばならぬ。

◇行刑と社會

西大門　劉萬鐘

刑務所は地獄であり別天地であつて看守は獅子であり惡漢であると言つて看守を見れば非常に嫌ふ者が往々あるを見付ける、夫れは何故か？　昔の刑務所は牢獄であつて看守は牢番であると言はれ尙朝鮮でも昔は刑務所を獄と言ひ刑務所長

を獄司長と言ひ看守を獄卒と言つて社會にては非常に賤しき下等人物の待遇をしてゐたのである。併し昔は何故斯樣に刑務所をば賤しく思つたのか？　社會の狀態は暗黑に陷り人民の智識は乏しきが爲め今日の如き明白なる行刑制度がなかつたのである。例へば竊盜犯人を逮捕すれば、直ちに一般人民の目擊し易き場所に於て斬頸をする慘酷な行刑制度があつたので國民保護と言ふ觀念は少しもなかつたのである。殆ど犯人は殺せば夫れで滿足とした其の時代に、所謂先刻述べた樣に刑務所は牢獄であり看守は牢番でありとか言はれた惡習慣が今日も尙ほ殘つて常用されるのである。然らば一體社會と刑務所とは全然何等の關係もなからうか？　況んや今日の如く社會思想は發達し、社會は不景氣であるときに犯罪者は增加する、然して斯の如き犯人を如何に處置すべきか？　一日も早く刑務所の厄介にならなければならん、併し刑務所は何をする所であらうか？　彼等を一定の期間身元を預り自由權を剝奪すると同時に彼等の刑罰を執行する處である。され ば刑務所は刑罰を執行する丈けを以て滿足とすべきか？　刑罰を執行すると共に一方は彼等をして改過遷善させ第二天性をも養成し立派なる國民に改造するにある。如何にすれば立派なる國民に改造すべきか？　社會で獅子とか惡漢とか言はれる刑務官吏の働きに依るのである併し昔の時代には凡ての犯人を殺すを以て滿足したが、今日の新時代には斯の如き舊制度を撤廢し彼等をして教育的效果を期待すると共に、精神的作用を以て指導教育しなければならぬ。しからば先づ刑務所は彼等の一家庭でなければならぬ。無論典獄なり看守長なり居るも第一線に立つ看守の任務が一番重大である。何となれば普通社會の病院でも直接看護をする看護婦が不熱誠にすれば醫師は、どれ程努力して親切にしたつて其の患者は仲々癒らぬし又癒るとしても長い日月を要するのである。以上の如く刑務官吏は國家社會に對して重大なる責任を以て活動する立場に有

(二)　刑務所は學校である。昔の刑務所は唯肉體的苦痛を與へるを以てしたが今日の刑務所は何によりも教育的效果を期待するにあればなり。

(三)　刑務所は彼等の病院である。彼等犯人は社會の病人である。しかれば其儘放任すれば此の社會は如何なる狀態になるか？　勿論病氣は益々傳染する、そして此の社會は全滅する虞がある。しからば一日も早く治療方法を講ぜなくてはならん。併し乍ら病氣が全治するのと全治せざるのは所謂刑務官吏の責任である。彼等が刑罰の執行が終つても何等改悛の情なく遂に釋放になつて再び罪を犯すは矢張り我等刑務官吏の治療方法が下手であるが爲めである。無論典獄なり看守長なり居るも第一線に立つ看守の任務が一番重大である。何となれば普通社會の病院でも直接看護をする看護婦が不熱誠にすれば醫師は、どれ程努力して親切にしたつて其の患者は仲々癒らぬし又癒るとしても長い日月を要するのである。以上の如く刑務官吏は國家社會に對して重大なる責任を以て活動する立場に有

(一)　刑務所は一家庭である。彼等は何れも一舉一動を規律のもとに於て共同生活をして居る。しかれば彼等は相互同志一家庭を作らなければならん。

る。然るにも拘はらず今日なほ刑務所が社會の爲め努力する思惠をも知らず徒に刑務所と言へば、賤しく思ふものゝあるのは心外である。（完）

◇心身の修養

宮城　五月生

職務の遺憾なきを期するにはどうしても心身の修養を念頭より離す譯にはいかない。殊に吾人の職務に於ては何物よりも必要且つ緊切を感ずる。何となれば反社會性多分なるがため國家の刑罰を餘儀なくされてゐる憐な同胞を、吾人の正しき理解と高潔な人格とを以て、遷善敎化の道程を辿らしむる。先づ身體强健ならざれば激烈なる日常の勤務に障碍を來たす所以ともなる。又精神の修養完からざれば到底正しき理解と同情の持合せがない。故に彼等の一擧手一投足一言一句喜怒哀樂に對し嚴正にして公平なる批判は愚か、適切なる戒護敎化をなし得ず却て蔑視冷笑を浴せらるゝは關の山である延ては大小の事故誘因する基ともなる。只單に體力偉大眼光爛々として劍のみ殊更にガチヤつかせるに於ては威嚇を滿喫せしむるには充分であつて、牢番時代の行刑にはふさはしいかも知れない、然し現代に於ては到底相容れない不具なタイプである。これ等の缺點を矯正するには身體の强健を保持すると同時に玲瓏玉の如き人格を築きあげねばならぬ。そして鐵の如き體力のもとに溫き心を持てガチヤつかせる佩劍の威嚇に換ふるに人格の光被を發揮しなければならぬ。所謂優越感を玉つて對等的感念をもつて起居苦樂を共にする位の雅量があつて欲しい。さうすることによつて彼等は心服するであらう。又劍に對しては餘り目障りにはならないであらう。櫛風沐雨一年一日の如く兢兢として澄測たる健康と、圓滿なる心の修養と相俟つて日夜接するを得ば時代に適應せる行刑の彼岸に近づくことも遠くはないことを信ずる。

建國祭詩　并序

南陽　岩堀芳麿

今玆辛未。二月十一日。丁我皇祖建國紀元之辰。小臣何幸生爲　神州民。酌史炊經。起臥名敎之中。朝絃夕誦。沐浴太平之澤。六十年于此矣。今復遭遇玆佳辰。豈無一辭答　聖朝而可哉。乃危坐正襟。伏拜鳳城。恭述鴻圖。四言凡三百六十字。四言象四時。三百六十象太陽周天之數。以詠歌　寶祚與日月共。隆昌無窮。聊表葵傾之誠。敢代虞頌云爾。

於。聖。神。武。日。神之。齋。
左。日。右。月。允。明。允。叡。
貳。地。參。天。寔。確。志。勵。
時。治。西。偏。化。有。未。逮。
諸。酋。分。疆。陵。轢。排。擠。

東。土。荒。殘。黔。首。罷。蔽。
于。脩。戈。矛。親。率。六。衢。
惟。皇。赫。怒。軫。念。匡。濟。
神。烏。嚮。導。鮮。盛。覺。曳。
金。鴟。翔。集。曄。燈。電。擊。
梟。帥。猾。賊。迭。眩。威。殪。
天。高。地。平。春。和。秋。霽。
奠。鼎。橿。原。建。國。瑞。穗。
神。器。三。種。以。祓。百。祭。
瓊。曰。八。坂。日。炳。星。晰。
鏡。稱。八。咫。澄。瑩。不。礙。
醜。靈。如。草。劒。號。草。薙。
鉏。惟。象。勇。鏡。惟。象。智。
瓊。以。體。仁。盲。聖。帝。位。

河。禹。干。湯。網。麥。秦。漢。
海。晏。清。山。岳。秀。鍾。
前。皇。明。治。聖。基。相。承。
民。共。從。政。如。瓜。如。瓞。
二。千。五。百。
洎。今。一。百。
惟。德。飛。馨。
惟。仁。扇。風。
虞。韶。盈。宮。
鳳。翥。山。穢。
以。郊。以。禘。
龍。飛。海。濱。
夏。籥。飄。砌。
鵬。櫻。鵬。桂。
威。加。契。丹。
舉。州。六。十。
恩。覃。高。麗。
東。戸。雅。行。
西。鄰。豹。祭。
九。十。一。歲。
廿。有。三。世。
如。陶。如。蕙。
如。雨。如。膏。
稱。王。稱。覇。
朝。暮。夕。弒。
大。瀛。四。周。
磨。澤。不。詣。
呑。遊。寰。宇。
立。國。挾。勢。
興。滅。無。恒。
紛。弄。詭。計。
於。卓。神。州。
獨。仰。眞。帝。
入。桑。芙。蓉。
峭。然。雲。際。
赫。赫。天。日。
不。印。纖。翳。
斯。社。斯。稷。
千。祀。萬。噴。
統。天。一。系。
立。憲。定。制。
且。勗。自。勵。
已。海。稅。
前。皇。明。治。
民。共。從。政。
堯。舜。恭。己。
禹。干。湯。網。
聖。垂。相。承。
如。瓜。如。瓞。
統。天。一。系。
立。憲。定。制。
且。勗。自。勵。
已。海。稅。
嬪。莊。以。澄。

刑政第44巻第3号
矯正図書館



人絹の洗ひ方

一、人絹は濡れると弱くなりますから、強く揉んだり絞つたりせず、振り洗ひ、つまみ洗ひ、摑み絞りなどを行ひます。即ち機械的操作よりも、洗劑に餘計たよることです。

二、藥劑にも弱いから石鹸も良質のものを用ひねばなりません。

三、洗濯液の溫度も高くないやうに攝氏五十度までぐらゐとし、長く浸しておくのはよくありません。

▼……以上の注意を誤まると光澤や手觸りを損じ毛羽立ち、色が剝げます。

四、乾きに乾し方ですがこれも至極肝要なことで、人絹は濡れると伸びまた比重が大きいから形が狂ひ易い。そこで掛け方に注意して斜においた板や凖などを使ひます。特に編物はかうする必要があります。

五、人絹は揮發油には強力を損じないから小さな物（製品）などはドライクリーニングによる方がよろしい。大きなものでも勿論よいのですが蛋白質色素など例へば醬油とか乳などは落ちません。

▼……その他交織物の洗濯は原則として弱い方の纖維によるもので人絹の交織は人絹の方法に從つてやればよろしい、白物の漂白は純人絹の場合は漂白粉を用ひ木綿との交織物はやはりこの方法でやり、絹との交織の場合は過酸化水素、亞硫酸ガス、酸性亞硫酸曹達を用ひます、また溫水洗は微溫湯（三十度位）に炭酸曹達を四、五瓦溶かした中で暫く處理し、石鹸洗も溫湯一立に石鹸五、六瓦（一升に三匁）或は石鹸と硼砂各二、三瓦宛を溶かした液に一杯にひたして處理し、汚れの強い部分は海綿ブラシなどで輕くこするとよろしい。

▼……石鹸洗が濟むと一度溫湯の中に入れて振り餘り熱くないアイロンをかけ糊はアラビアゴム、トラガントゴム、マーンスターチなどを用ひ生麩は幾分硬い傾向があります。皺のある縮緬錦紗、編物などは湯熨斗で仕上げします。

體溫と檢溫器

感冒が非常に流行してゐるので、氣分が悪いと自分も風邪をひいたのではないかとどなたも先づ額に手を當て熱があるかを調べますが、健康體の大人の體溫はどれ位かといふに平均卅六度五分から七度で、一日の中で夕方が一番高いものです。ところが七歳以下の子供は大人よりは五分乃至一度は高く普通卅七度二三分あります。反對に六十歳以上の老人は五分位低く平均三十六度位であります。たゞしこれは腋の下で計つた體溫で眞の體溫（直腸内の溫度）はこれより五分ほど高くなります。高溫を計るにはまづ腋下の汗をよくふいてかわかしたのち檢溫器を正しくはさみ上端は衣服でおほつておきますそれで十分たつたら取り出して溫度を調べます。十分より多くても少くなくてもいけませんしかし檢溫器はとかく狂ひやすいから出來るだけ正確なものを選ばねばいけません。狂ひを發見するには二本の檢溫器を同時にはさんでゐると直ぐに發見されます。

藥草を用ひた藥風呂の効き目

五月節句の菖蒲湯とか盛夏の桃の葉湯とか、冬至の柚湯とかいふやうなものに名殘を止めて居りますが、昔は種々な藥草を風呂の中に入れては何かの藥効を持んだものであります。柚湯は皮膚の荒れ易い冬季には相應しく垢をよく落して皮膚の爲によいとされ橙なぞも實を二つに切つてこれで皮膚を洗ふとき用ふるとよいとも昔はれて居ります。

またたびの葉のお湯に入ると身體が非常によく溫まり、婦人病その他冷え性の方々には非常に藥効があるさうです。當歸、茴香、甘草、桂皮なぞを煎じ出したお湯に浸るとせんき、胃痙攣、リユーマチス贅石なぞによいと言ひ、荊棘、防風、薄荷、連翹、忍冬各十匁、湯花四十匁、食鹽四十匁當歸、芍藥、地黄各十匁を一緒に布袋に入れてお風呂の中へ浸しておけば何に限らず一切の皮膚病に非常によく効くさうです。斯うした藥草は何處の藥種店にも大抵は賣つてゐるものですが、これを買つて來て布袋に入れてお湯に浸して置けば二日でも三日でもその儘にしてゐて結構です。以上のやうに何等かの藥効を求めずともお風呂に芳香を求めるだけと云ふ意味から斯うした藥草を用ふることも面白いでせう。芳香浴として一般に知られてゐる處方の一二を擧げてみますと、芳香茶劑二百瓦乃至二千瓦ばかりを布袋の中に入れて、十リットル位の湯で半時間程浸し、それがよく浸め出たお湯を浴湯の中へ混ずるか或ひはラフエンデルとかチミアンとか云ふ揮發油の一乃至二瓦をアルコールに溶かして浴湯の中へ混じても結構です。その他贅澤なものになれば西洋で用ふる日本の湯の花とでも云ふやうな製品が幾種類も販賣されて居ります。

『切ぼし』や『おから』で珍らしいご飯

おいしくて經濟

きりぼしとか、お豆腐のおからとかは、お惣菜には最も經濟なものですが、たゞ普通に煮たのではどなたも飽きてゐらつしやることでせう。目先をかへて御飯に炊き込んだおから御飯、切干御飯のつくり方を御紹介申上げませう。

●おから御飯●

おからを鉢に入れてよくすり、少量の煮出汁に砂糖を加へてかきまぜながらとろ火でしばらく煮、醬油を加へ（鷄卵一、二個割込めばなほよし）十分炒りつけてから御飯をうつす時まぜるか、或はま

刑政第44巻第3号
矯正図書館

ぜずに淋な目に御飯を茶碗にもつてそれを上にのせまぜながらいただきます、藥味には生姜を繊にうち酢にひたしたものなどがよいでせう。

●切干しご飯●

切干を細かにきざんでお米にまぜ醤油八勺、酒一合位を入れて炊きあげるのです。或はさきに切干だけ下煮をしておきその汁の半量を加へて炊き、火をひく時に殘りの汁を切干と共に入れうつす時よくまぜてもよいのです。なほどちらの場合も切干だけでなく油揚一、二枚きざんで加へれば一層おいしいでせう。

揚げ物御注意

天ぷらを揚げる時の注意。天ぷらの揚げ加減の油の溫度を試めすのには菜箸を一摘み加へいれ、ジユッと強く音の立つのを程度とする。

一度に材料を澤山油の中にいれることは油の溫度を急降させる憂ひがあるので面白くない。寧ろ少ない油の量で少しづついれる方がよい、一旦いれる材料が揚つて取だしてからあとの材料をいれる。

使ひ殘したあとの油は、食パンの軟らかいところを揚げるか、ジヤガイモを揚げて油をこすと、次の時使ふのにきれいになる。ごま油のやうな特殊の臭ひのある油は、最初にしやうがを薄く切つて揚げると、その臭ひが消える。

風邪によく効く 玉子酒と梅干湯

◆…昔から風引きには玉子酒がよいといはれてゐますがお酒の嫌ひでない人には特によく効くやうです。

◆…作り方はまづ鍋に上酒一合に卵一つを入れて少量の砂糖で味をつけ、よくかきまぜながら熱すると一面にこまかい泡が出ますからマツチに火をつけて泡に近づけるとその部分の泡がシユッと音を立てゝ消えます。かうして全部の泡を消してしまふとアルコールの少いおいしい玉子酒が出來上りますから、これを一息に飲んで床につくのです。

◆…酒だけを別に暖めて玉子を前から入れたのではおいしくありません。玉子も黄味だけを使へば上等です。

◆…次に梅干湯は梅干を丸のまま火にくべて黒燒きにし茶碗に入れて砂糖を少し加へ上から熱湯をそゝぎかけて飲むのですが、梅干をよく燒かないと變な臭みが出ますからタネの中まで十分燒くことが肝心です。

生葱を食べませう

葱は春夏秋冬絶える事のない野菜であります色々種類も名稱もありますが主として一般に用ひられるのは白い長葱であります。此の葱にはどんな榮養價があるかと言ひますと先づ整腸利尿の効があります又葱の成分中には硫化アルリールと言ふ藥が含まれて居ますので神經を鎭靜し腦を强くする等の作用があります。又葱の中にはヴイタミンB及びCが多量に含まれて居ます。ですから血液を淸潔にし壞血病を豫防する効果があります葱を生のまま用ふれば危險どころかコレラ、チブス等を豫防する作用があります。胃腸を害して苦痛を伴ふ際にも生葱をすり下して味噌か何かに交ぜ合せて食べますと、自然的に癒つて參ります。葱には樣々な効果があります。

○選後所感

●呑洋●君の「初空」の句、天地黎明の神秘と崇嚴さを味ひ得てゐる。年々歲々繰り返すことながら、年の改まるといふことはやはり人間の氣持をもおのづから更新させ緊張させる。此の緊張した氣持で對ふ時、平常目に見なれてゐる山河草木の全容もまた改まつて親しみ深く思はれる。東方の空微白を呈して天地の新しく明け初むるに對つた時、天際に浮き上つた大いなる山の姿、曉の闇がまだ這つてゐる地上から聳え立つて頂きを明かにしたその偉容は、空のほのかに靜かな夜明けの色を背景として、見るからに神々しく地上を揺ぎなく堅く踏みしめてゐるかの如くに見える。その頂にはすでに雪があり、曉の光りに磨ぎ澄ました如く光つてゐたに相違ない。「大きく明けし」の中七の表現はこの句の生命である。よく觀察し、緊密にして新淸である。

口

●一風●君の「猿曳」の句も新春に見る平和な

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天初空や大きく明けし山一つ　秋田呑洋
地猿曳と乘り合せたり島渡船　松山一風
人寒鴉肥撒く人に馴れにけり　三重安紀良
秀芍藥の尖りて赤き春芽かな　淸州夕庭
逸麥の芽にふれつゝ消えぬ春の雪　大田雄心
若鮎の早瀨をのぼる光りかな　德島白驚
大人出て凧あげにけり松の內　福岡可笑
春の潮ふくれて晝の曇りかな　橘通とめ女
溝板を踏む下駄音や冴え返る　公州曉甫
鷄のふためき歸る藪かな　中村寒月
嫁ぐ子の針も集めし供養かな　松山歌頭磨

一情景だ。島へ渡る舟には數人の客が乘り込んだ。その客の一人としてやはり島へ行く猿曳きも加はつたのである。客は皆な正月氣分で、殊に小さい船に乘り合せ膝を突き合せて誰からとなく話の緒口が切られ、朗かな陽氣な話は湧き上つて、時々に大きな笑聲が穩かな波の上を遠くに消えてゆく。猿曳きは諸々方々と歩き廻つてゐるだけ話の豐富な持主であり、自然中心となつて仲々おもしろい話を聞かせる。斯うして船中の人々は忽ち親しみ深くなつてしまふ。猿曳の背中の荷の上に赤い袖無しを着て乘つてゐる猿も、この狹い船中では、乘客の一員といふ顏付をしておとなしくしてゐる。穩かに陽を照り返す波上を小さい船は此の人々を乘せて次第に島に近くなつて行くのである。

□

安紀良君の「寒鴉」の句、觀察眼が常凡でない。冬が深くなるに從つて鴉はその餌に苦しまなければならない。そこで山から次第に里近く出てあさるやうになる。ふだんは人を恐れて直き飛び去る鴉であるが、人里近く出て次第に人に馴れると追つても直ぐまた來るやうになるのである。窮しては何でもあさらずにはゐられないのだ。そこで肥を撒くのを見かけても忽ち集つて來て、撒く側から求食して歩く。最初のうちは追ひ拂ふと驚いて飛び去つたが、次第に慣れて來ると一寸追つた位では畔の木までも逃げなくなり、さては肥を撒く後をついて歩くやうになつた。鴉はよく憎まれる鳥だ、その羽色の眞黒で何等の美しさを持ち合はせず、また鳴き聲が不氣味であり、田や畑へ出ては農作物を荒らすので見かけ次第追拂はれるところから、人を恐れる習性が附いてゐるのである。しかし餌の乏しいためには人を恐れてゐられぬところに寒鴉のあはれさが躍動してゐる。對象に深い同情を持つて始めて得られる境地である。

□

今月は非常に多く集つたので嚴選せざるを得なかつた。從つてその半數の人數が篩ひ落された。併し斯うならなければ本當ではないので、人數が多くなり句數が多くなるに隨つて選句の標準は高くなるのである。諸君の作句もこれで一層の眞劍味が加はつて來るであらう。ありふれた句境の中に籠つてゐず、大いに清新な新境地を拓いたものを投じて欲しい。

大寒や底石見えて水の減り　大阪　牛歩
雪積る松が枝低く垂れにけり　大田開石
咲き初めし梅さしのぞく土塀かな　晋州あらた
繪に似たる山となりたり春霞　飯田葉椰子
ふるさとのたよりや桃の咲き初めし　高松曉山
朱を入るゝ琵琶曲本や冬籠り　松山如水
巖の間に渦巻く音や氷解　春川司倉
風上げに風なき子供交りたり　三重みどり
鍬の客提灯つけて送りけり　同一風
殘り火を集めて目刺焼きにけり　咸興窓子
戀猫の道つきにけり裏の垣　市谷上州
春雨に見ゆる燈の數煙りけり　同雨晴
汽車出でゝ人なき驛の夜寒哉　西大門蠔々郎
貯への酒のつきたる餘寒かな　大阪柿村
明き灯に春著をたゝむ姉妹かな　三重章堂
摘草や善光寺らしき暮の鐘　上田千曲
長閑さや障子を敲く虫の來る　小菅寛山
圍碁更けて寒さに響く石の音　大邱琴潮
朝焚火手をかざしたる人輪かな　平壤亀友
春の灯や雨に暮れたる向河岸　名古屋双葉
溫泉の宿のつれ〴〵にあり今朝の雪　飯田夕陽
炭を割る音幽かなる二階かな　尾道武通
白樺の林に消えぬ犬の橇　樺太峡月

初雀流しの米を拾ひけり　福田鹿犀
春の灯の水に映れるうるみかな　小田原一川
杉の影水底にあり浮寢鳥　三重五鈴
叩く手に浮き來る鯉や藤の花　水戸松の子
雪の中大燻突のそびえけり　松山麗山
風邪の妻着膨れてあり朝厨　三重笙犀
草莓の日向わづかに雪解かな　大邱柳水
陽炎や庭に並べし洗ひ下駄　前橋一水
鉢植の梅苦深き老木かな　小菅珀水
國旗高く雪の中なり紀元節　八王子燕警
つぎ足して句作に更けし榾火かな　清州楫々子
水仙の葉に置きにけり春の霜　靜岡一心
雪に褒る小島動くや笹の中　尾道流石
雨後の土しつとり黒し落椿　豐摩多國茂
靈峯に眩ゆき陽あり殘る雪　新潟銀波
舟一つ上る川上霞みけり　三重英子
冬の蠅飛ぶかと見れば落ちにけり　新義州青村
汽車の煙かたまりて飛ぶ春淺し　宇和島孤舟
サイレンの遠きうなりや大雪夜　岩國沈丁
峯白く見えて夕べの爨かな　尾道抱鶴
春雨の中の藁屋や牛の聲　和歌山南城
遠山の雪の光りや春淺し　三重インキ壷
古寺の扉濡らせり春の雨　市谷峨扇
鳥籠の影や春日のさす障子　群山麗水

第一回茶話會

本年第一回當刑務協會茶話會を一月二十四日の正午から開催、新年らしく明るく朗かな活動寫眞「奥様御覽」竝に「抱擁」を映寫して大に喝采を博し、午後二時から二階大講堂に於て東京少年審判所長鈴木賀一郎氏の「英國の少年保護に就いて」の有益なる講演があつた。當日の出席者は左の通りである。

（行刑局）中田主稅、山本作藏、妙円國弘吉、古田円正、金田榮三郎、土橋惣太郎、津久井作司、井川信一、菅原透

（巢鴨）佐藤乙二、大草東三郎、土倉是空、大村曉心、竹津眞一、園井義雄

（小菅）平川浩一、島田德男、若林金延、島田鎌太郎、青木鍵治、久木田重則、鈴木豊治、松崎隆明

（豐多摩）井澤實猛、向井淺三郎、藤井義海、神　俊三

（横濱）河邊湛然、吉川桂太郎、三好高彦、無盡　馨、佐藤彌市郎、内山隆治、根田泰治、馬部金太郎、久家金藏、佐々木友治、岡本　壽、岩佐德三郎、荒井晉三

（甲府）渡邊正武、太田界亮、奥田　將清水庫八、三澤伊三治

（宇都宮）大根田源藏、鈴木義直、關山禎三郎。加藤周造

（千葉）黒田賢雄、太田卯八、多治比宗興、土橋竹次郎、永田憲一郎

（市谷）松岡修一、松山憲太郎、青柳彌錄

（静岡）中村利義、皆川松治郎

（長野）秦　信亮、玉木泰作、酒井辰治

（上田）辻　多七（松本）横田長右衛門

（浦和）藤井藤藏、轡田賢了

（川越）行定形治、櫛本善員、武藤惠三郎、惠　猛雄、笠原松五郎

（小田原）赤城一雄、荒木勝美、坪井湊吉、岡部佐四郎

（八王子）小俣省一郎、井上惣三郎

（補成會）近藤亮雅

（其他）松山爲治、伊集院藤七、佐佐木英夫、三井久次、練習所練習生一同

安全週間標語當選者補遺

二月號を以て發表した安全週間標語當選者中、その氏名不詳なりしものに對しては取あへず、刑務所名を以つて發表しておいた次第であるが各所に照會の結果左の通り判明した。

選外佳作の中

釧路刑務所とあるは同所木下熊太郎

神戸刑務所とあるは同所松林清次

宮城刑務所とあるは同所草刈喜藏

同案選外佳作の中

松山刑務所とあるは同所山崎壽馬

名古屋に清話會創立

行刑の中心が敎化主義に推移した今日、此の敎化主義を行刑界に實現せしむるには刑務職員各自の信念と崇高なる人格とに俟たねばならぬ。而して此の信念と人格完成への歩みは勿論智識の修得が必要であるが、他面德性の涵養を暫くも忘れてはならない。此の趣旨のもとに「人は何であるか」「人は何ものであらねばならぬか」の問題を討究し其の實現を期するを以て目的とする「清話會」なるものが今度名古屋刑務所に於て創立された。會則は即ち左の如くである。

清話會々則

第一條　本會ハ清話會ト稱シ事務所ヲ名古屋刑務所々屬俱樂部内ニ置ク

第二條　本會ハ精神ノ修養、品性ノ向上ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ名古屋刑務所職員及ビ其ノ家族ノ有志ヲ以テ組織ス

第四條　本會ハ第二條ノ目的ヲ達成センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一、毎月一回例會ヲ開キ會員又ハ學識經驗アル名士ノ講話ヲ聽ク

二、其他必要ト認メタル事項

第五條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

一、會長　一名

二、幹事　若干名

第六條　役員ノ職責左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

二、幹事ハ會長ヲ輔佐シ庶務會計ノ事務ヲ分擔ス

第七條　役員ノ任期左ノ如シ

一、會長ハ名古屋刑務所敎務主任ヲ以テ之ニ充ツ

二、幹事ハ會長ノ指命トシ任期ハ一ケ年トス

第八條　本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長ノ適當ト認メタル者ニ之ヲ依囑ス

第九條　會員ハ會費トシテ毎月拾錢ヲ納ムベキモノトス（但家族ハ此ノ限ニアラズ）

第十條　本則ハ役員會議決ニ依ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ

附則　本則ハ昭和六年二月ヨリ實施ス

松江の非常召集演習

去る一月二十一日松江刑務所に於ては非常召集演習を行つた。即ち午後十一時突如廳舍階上の一隅より漏電の爲め出火し、あはや大事に至らむとしたる想定の下に、齋藤所長登廳即時非常召集を行ひ、直ちに部署を定め、當日の被召集者總員七十五名に對しそれ〴〵各區傳令員をして令狀を送達せしめたが、その結果は左記の如き好成績を得た。然して全員參集の後、齋藤所長より訓示竝に講評あり、終つて同郡名物三瓶蕎麥の大盛に抱腹、前夜來降り積つた雪

の寒さも忘れて、翌午前二時二十分頃解散した。

一、發令より登廳迄の所要時間

十分以内　一七名（特報區官命七名ヲ含ム）
二十分以内　一三名
三十分以内　一四名
四十分以内　四名
五十分以内　一六名
一時間以内　七名
一時三分以内　六名
二時間以内　五名（區域外居住者）

二、點檢成績

（イ）服裝　完全者　七十二名　不完全者　三名
（ロ）携帯品　完備者　六十九名　不完備者　六名
以上

第二十二回刑務官練習所

卒業式概況

陽氣の發生する春！　それは人生の力強い首途を祝福するに應はしい季節だ。陽光から一週間隔絶されてゐたのに如月二十日の天氣の天麗さ、正しく天帝も卒業式を壽ぎ惠を垂賜してくれたに相違ない。短いやうでも妻子と別離の五ケ月は嘸長かつたらう。中にも實父の喪に遇ひ、愛兒と永久の別れを告げた人々の胸中や如何に！皆卒業式の日を待つてゐたのだ。歡喜堂に滿つとは今日のことだと思ふ。午前十時二十分一同正裝に喜びを包むで着席する。

來賓として

本省からは　渡邊司法大臣代理大原秘書課長、泉二刑事局長、長島民事局長、清水人事課長、芥川衞生官、岡部、森山、正木各書記官、濱野技師、和田囑託、松岡事務官、泉、大原（虎夫）鍵山、仁科の各講師、裁判所からは　牧野大審院長、小山檢事總長、和仁東京控訴院長、三木同檢事長、林大審院部長、宮城、松井兩大審院檢事　金山東京地方裁判所檢事正、岩村東京控訴院檢事、秋山東京區裁判所檢事、刑務所からは　吉田小菅、根本市谷、椎名豐多摩の各所長、伊藤市谷刑務所典獄補、白土、伊藤同刑務所教師、

其他　高橋本會顧問、香川輔成會理事、近藤同主事、青木、勝水、草間各講師に法律新聞社の佐伯、石井兩氏合せて三十九名臨席せらる。

式は定刻午前十時卅分住江理事の開式の辭に依て始る。鹽野練習所長除ろに登壇し卒業生七十四名の卒業證書を總代靍野留市君に授與し、引續成績優等の靍野留市（西大門）河野國夫（西大門）の兩君に賞狀及賞品（置時計一箇宛）を、稻葉考（新潟）、鈴木隆夫（市谷）、吉瀬陽（福岡）英保初生（姫路少年）、中野清（福岡）の五君に對して賞狀（特に萬年筆一本宛を附與す）を授與せらる。次で鹽野所長は慈父の如き溫容を以て、卒業生の將來取るべき方針、態度を指示し、自己修養、人格向上に努力すべきを力說訓示せられ、大原秘書課長は渡邊司法大臣の懇篤なる祝辭を代讀せらる。來賓兼講師總代としての小山檢事總長の祝辭は堂に入つたものであり說例平易にして意味深長、練習生に取てはこよなき家苞であつたことと信ずるのであるが、要は刑務官各自の人格の涵冶、職員の協力一致を說かれたものであり鹽野所長の訓示要旨と符合してゐたのは果して偶然か必然か？　最後に總代靍野君より答辭を述べ、住江理事閉式を宣して午前十一時四十分意義深き卒業式を終り、一同司法大臣官舍玄關に於て記念撮影の上、定めの食卓に就き歡談したが、鹽野所長は行刑局高等官と共に練習生席に臨場し卒業生の爲に乾盃せられたことは新例であつたことを特記する。

顧れば刑務官練習所は明治二十三年內務省所管の監獄官練習所として開設されたるに起源を有し、其後警察監獄學校となり明治三十七年一旦廢止の運命に逢著したるも、監獄協會の主要なる事業の一つとして明治四十二年第一回練習所を復活開始して以來玆に二十有二回、優良なる刑務官を年々全國的に送り出してゐることは、直接間接に行刑に關する基礎的學問の敎授乃至は新思潮を鼓吹するに止らず、實に中央、地方當局間の聯繫を確保する妙味があることに想到するとき、刑務協會は重大な役割を演じて居ることいふまでもない。

過去五ケ月百四十三日の總日數中九十六日を授業日數に充て、總計四十六科目五百三十七時間の講義を澁なく終了し得たことに付ては、諸講師の異常なる御熱心に滿腔の敬意を表すると同時に前後十七回の見學に於ても昨年の練習生以上に見聞を廣めることの出來た今度の練習生は感謝してゐてくれるに違ひない。唯入所生七十五名中一名は過度の勉強の結果受驗するに至らなかつた爲修業證書を授與されたのは遺憾であつたが、（註、一般の者は卒業證書）捲土重來してくれるものと確信する。因に卒業生の氏名、鹽野練習所長訓示、渡邊司法大臣、小山檢事總長の祝辭竝に卒業試驗（筆記）問題は次の如くである。

（M生記）

卒業生（順序不同）

名古屋　兒山小一郎
三重（四日市支）　奥田寛
金澤　南清城
同（高岡支）　京田政次郎
廣島　兩祖群三
松江　小田嘉寛
同　土屋榮次郎
松山　長谷場軍一
長崎（浦上支）　江頭德太郎
長崎　諫見武雄
三池　小林尚
同　高山虎平
福岡（小倉支）　中原忍
同　竹進
同　安井正雄
福岡　坂井義雄
同　西大門
同　三輪秀人
同　奥庚子生
同　久作
中野　清
同　小西照光
同　井上耕一
同（佐賀支）　中島佐太一

熊本　長沼秀秋
宮崎　黒木德治
福島　清野英二
山形（酒田支）　山口豐吉
山形　佐藤莊藏
札幌（旭川支）　石垣周作
同（樺太支）　野田義男
札幌　佐竹利助
釧路　小山田秀雄
川越少年　宮田誠
姫路少年　英保初生
岩國少年　山永重保
同　松元計
久留米少年　吉井直城
北海少年　木下喜作
京城　上浦勳
同　三輪秀人
同　奥庚子生
同　原久作
同　井上健吉
同　鹽野留市
同　河野國夫
平壤　安炳納

平壤　板倉道夫
新義州　倉原門次
釜山　江口松夫
開城　川内龍男
臺北高橋　覺
臺中中桐稻二
臺南千葉武助
京都（宮津支）　清水千代
金澤（富山支）　二木ハル
宮城　倉澤はなよ

修業生

小菅　柴田雄

鹽野練習所長訓示

當練習所は昨年十月に開始しましたが茲に五ヶ月の期間を滿了して本日を以て卒業式を擧ぐることになりました。この五ヶ月間の講習に於きましては可なり負擔が重かつたのであります。而し諸子はよく健康を保持して、勉强された結果頗る良き成績を以て卒業せられ、今この式典を擧ぐることを得ましたのは誠に私共諸子と共に喜に堪へない所であります。

今回の試驗の採點に就きましては非常に嚴重であつたと各試驗官が申されて居ります。そして昨年の試驗成績に比べて見ると本年はより良き點數を示して居りますから、これは今回の卒業生諸子の成績が極めて優秀であつたことを物語つて居るのであります。諸子は全國多數の刑務官の中から選拔せられて當所に這入られたのでありますが、尙この五ヶ月間の修習に依つて更に一段と智能を啓發せられたることでありますから、將來に於きまして我が刑務界に於ける優秀なる人物と目せられる次第なのであります。隨て諸子は自らを輕んずることなく、自分は將來刑務官中の重要な人物になるのであるといふ大なる抱負を以て夫れ〳〵の任地に歸られて職務に精勵格勤せられ、さうして我が行刑事務の上に大いに貢獻せられむことを切望する次第であります。

茲に諸子が任地に歸らるるに當りまして一言諸子の注意を喚起して置きたいことがあります。それは諸子が任地に歸つて職務に勉勵されるのであるが、その勉勵が單なる機械的の勉勵であつては、それでは行刑の成績の上に大なる貢獻を寄與するといふことは難かしからうと思ふのであります。もつと行刑の目的、行刑の使命が何で在るかといふことを深く考へ、その行刑の目的を達成することが我々刑務官の責務であるといふことを深く頭に入れ、之を絕えず念頭に置いて事務を執られましたならば、茲に初めて刑務官中の模範的の刑務官であり、その成績も大いに擧がることゝ信ずるのであります。尤も行刑の目的が何處に在るかといふことに就てはこの五ヶ月の講習により諸子は一層明確に觀念せられたことでありませう。御承知のやうに刑罰の觀念は段々變遷致しまして、現今に於きましては膺懲の意味を排斥して敎育敎化のものでなければならぬといふことになつて居ります。隨て行刑の目的はこれを簡單に

申せば受刑者の心身を練り直して、社會人としての適格者たらしめ、これを再び社會に送り返すといふことに在るのであります。これが行刑の目的である。刑務官としてはこの目的を達成する爲に勤勉努力しなければならぬといふ考へを深く腦裡に持つてゐて戴きたいのであります。

現時刑務所の事務の分配は戒護、作業、保健、敎誨、文書、用度等色々に分れて居ります。この事務の分配を受けて諸子はその分擔する事務に就て勤勉されるのでありますけれども、これ等の分擔せらるる事務が相協力し綜合して初めて刑務所の機能を發揮するのであり、それによつて初めて行刑の目的を達し得られるのであります。然るに事務の分擔の上からして或は斯やうに言ふ人があるかも知れぬ、精神陶冶のことは敎誨係の責任である。又戒護係は逃走を防ぎ、秩序を保つことで足りるのである。保健係は病に對して診察投藥をすれば足りるのである。文書係は文書の整理、用度係は物件の處理をすれば足りるのであるといふやうな考へを持つ人もあるかも知れませぬ、勿論分擔せられたる事務に付ては先づその事務の成績を上げることが當面の責任であります。併しながら尙一層大いなる責任があるのであります。各刑務官に通ずる所の普遍的の職責があります。その普遍的の職責と申すのは即ち行刑の目的を達成するといふことに在るのであります。例へば戒護係は當面の職責として逃走を防ぎ、規律を嚴重ならしむるといふことに在りますが、これが矢鱈に規律を嚴重にせんとして暴慢に過ぎるといふやうな事があつては、その結果受刑者の反感を喚り立て、敎誨の效果を薄くし、作業訓練の力を打壞し、遂に改悛の機會を失はしむるやうなことがないとは限らぬのであります。數年前には受刑者を分類して兇惡囚と名づけ特殊の取扱をすることもありましたが、その兇惡囚の中には私が名付けて相對性の兇惡囚といふものがあると思はれたのであります。その者に對しては場所を變へるとか或は係の人を變へるといふことに依つて兇惡性が消へるといふ事實があつたのであります。これは丁度犬猫を檻に入れて棒で突つけば虎の如く、狼の始き兇暴性を發揮するのであります。況して感情の生物と云はれる人間に於きましては、その取扱如何に依りまして非常に惡い結果を生ずるのは當然であります。これは作業係に於きましても、亦保健係に於きましても同樣の事でありまして、戒護、作業、保健、敎誨の如き直接に受刑者に接觸して居る職員に於てのみ言ふのでなく、他の職員に於ても同樣の結果を生ずることがあるのであります。例へば文書係に致しましても、一通の電報が一週間も十日も經つてから本人に渡されるといふことがありませうし、假りに左樣な感激がなく、感謝の念を起さなかつたとしても、尙改悛の情を傷付けるといふ結果は生じないのであります。これに反してこれを粗末にしてあつた、前より一層汚れたり破れて居つた。或は紛失して居つたといふことになりますれば釋放者の改悛の情に何等かの影響がないとは云へないのであります。物品の値打は各所有者によつて違ひます。主觀的の價値といふものは他人からは想像が出來ないのでありますから、それが貴重なる記念品であつたといふ場合には、餘程釋放者の心理に影響することが多いでありませう。斯やうな譯で各分擔する所の事務を爲し終れば以て我事了れりといふ考へでありましたならば、これは眞に自己の職責を竭すことを知らないものと云はなければなりませぬ。眞に職責を竭さむと欲する者は行刑の目的を達するといふ大きな責任のあることを忘れてはならないのであります。その責任を常に念頭に感じて居る者は自己の當面の職責を竭すのみならず、他の職員の事務に就ても相當の心配をして成績を擧げるやうにといふ事になり夫々相協力して行刑の目的を達すると云ふことになるのであります。例へば作業係が作業訓練を爲すに當り能率を增進するといふやうなことに專念するのでありますが、作業の訓練は一面精神の訓練をも兼ねて居るものであり、又逃走を防ぎ其他の規律を維持するといふことに就ても無關心では居られないのであります。尙進んで受刑者の心理狀態を觀察し改悛の情如何といふことを深く考察致しまして、これを上司に報告する、斯くして行刑の目的を達することが出來るのであります。何卒諸子は刑務官としての重大なる職責を持つて居られることを絕えず念頭に置いて、さうして與へられたる分擔の責務に就て精勵恪勤せられむことを切望するのであります。

尙進んで一言申しますれば、刑務官各自の一言一行、これは受刑者に對して大なる影響を及ぼすものであります。自己が不用意の間に爲す言語動作といふものが事務の上に非常な影響を持つものであります。その點を考へますと言行は自己人格の反映であるといふことを考へまして、自己の人格を向上させる、自己修養に努めるといふことを忘れては相成らぬのであります。行刑事務の如き所謂敎育或は感化の仕事に就きましては事に當るその人自身の人格といふものが別して最も重きを成すものだといふことは東西古今に通ずる不變の鐵則であります。先頃國際聯盟事務局から本省に照會がありました。その照會事項は國際聯盟の監獄委員會に於て作成せられたる受刑者處遇の最低標準原則に對して意見を求められたのであります。その原則の一項に斯やうなことが書いてあります。「職員自身の善良なる言動は受刑者に對して敎育的感化を與ふるものなり、故に職員の人格に就ては最大の注意を拂ふべし」と書いてある。これは當然の事であります。特にそれが揭げてあります。刑務官を採用する人物試驗の主眼を成す箇條であります。諸子は將來囑望せられたる期待に

背かず、進んで我が刑務界に於ける中心人物たらんことを志して、刑務界に於て立身出世をなされようとするには、自己修養、人格向上ということを一刻も忘れては相成らぬと考へるのであります。諸子が任地に歸らるゝに當りまして、聊か感ずる所を述べて贐と致します。これを以て私の訓示を終ります。

渡邊司法大臣祝辭

覺猛兼ネ濟シ恩威並ヒ行ヒ收容者ノ良能ヲ誘發シテ改過遷善ノ實ヲ擧ゲシムルト共ニ釋放後ノ累犯ヲ防遏シテ國家社會ノ公安ヲ保持スルハ行刑制度ノ本義ナリ惟フニ收容者ハ時代ノ落伍者ニシテ思想ノ惡化ト財界ノ不況ト相待チテ民心ヲ動搖セシムル現今ニ在リテハ斯ノ種落伍者ノ增加スルハ數ノ免レサル所ナリ故ニ之カ根本的革正ハ敎育宗敎政治經濟其ノ他各種ノ社會政策ニ俟ツ所多シト雖モ刑務所內ニ於ケル道義的敎化ニヨリ靈肉共ニ再生セシメ以テ其ノ弊風ヲ除去スルハ適切且有效ノ方法ナリト謂ハサルヘカラス而シテ此ノ重要ナル任務ヲ擔當スル者ハ即チ刑務官其ノ人ニシテ其ノ適材ヲ得ルト否トハ直ニ行刑ノ本義ヲ遂行シ得ルヤ否ヤニ關係シ延キテ國家社會ノ消長ニ至大ノ影響ヲ及ホスハキハ復タ喋喋ヲ用ヒサル所ナリ

當局ハ夙ニ此ニ鑑ミ練習所ヲ開設シテ年々優良ナル刑務官ノ養成ニ努力シ本年ハ特ニ入所試驗成績ニヨリ三百餘人中ヨリ七十五人ヲ簡拔シ必須科目ノ外工場法社會政策國民經濟等二十餘科目ニ亙リ各々斯道ノ權威ヲ網羅シテ連日其ノ敎授ニ當ラシメ又休日ヲ利用シテ帝都內外ノ刑務所ハ固ヨリ神社佛閣會社工場飛行學校名士ノ墳墓等刑務官ノ實務ニ必要ナル各方面ノ見學ヲ行ハシメタルヲ以テ講習期間ハ前年ニ比シテ約四十日ヲ短縮シタルモ其ノ學習セル所ハ寧ロ頗ル多カリシヲ疑ハス殊ニ諸子ハ執レモ看守部長看守等ノ現職ヲ有シ多年ノ經驗ト天賦ノ才能トヲ以テ知ラレ今又研鑽ノ功ヲ積ミ所定ノ考試ヲ畢ヘテ卒業證書ヲ授與セラル必ラスヤ之ヲ實地ニ應用シ內ニ於テハ敎化ノ實ヲ完ウシ外ニ向テハ行刑ノ威信ヲ示シ以テ刑務官本來ノ面目ヲ發揮スルノ抱負アラム國家カ諸子ニ期待スル所モ亦實ニ此ノ一點ニ在リ實ク八各自其ノ任ニ歸リ夙夜思ヲ玆ニ致シ進ンテ行刑ノ本義ヲ貫徹サレンコトヲ聊カ所懷ヲ述ヘテ祝辭ト爲ス

昭和六年二月二十日

司法大臣子爵　渡邊千冬

小山來賓兼講師總代祝辭

私は僭越でありまするが、本日の來賓並に講師に代りまして御祝辭を申述べたいと思ふのであります。

諸君は數ケ月の間御勉強の結果、本日目出度く卒業證書をお受けになりました、諸君の爲に私はお慶びを申上げます。これと同時に諸君の如き優良なる多數の刑務官を司法部に出すことを得ましたのは行刑上誠に慶賀に堪へない所でありまして、この點は國家の爲にも亦慶賀する

所であります。

諸君は御卒業の後各々任所にお歸りになつて、その職務をお執りになるのでありますから、諸君が學び得たる學識を應用して行刑の成績を從來に比して良好ならしむることは信じて疑ひない所でありまするが、玆に御祝辭を述ぶるに當つて諸君に御參考の爲に私の所感を少しく述べて見たいと思ふのであります。

唯今は御承知の如く累進制度を採用して行刑の本義を達しようと當局は努力して居るのであります。行刑の制度は他の方面の施設に於ても追々に改善せられ、又其制度を變へたもの等を見ましても先づ完全に近い程度になつて居ると思ふのであります。制度が整頓致しまして、凡ゆる設備、凡ゆる機關が整ひますと、此機關を運用する局に當る人の特に御注意を請はなければならぬことがあるのであります。制度が完全になり、機關が完備しますると、人は動もすればその制度より當然生ずる成績に重きを置きまして、自分が働いて成績を擧げやうといふ觀念が乏しくなり易いのであります。長く理論を言ふことは必要がないと思ひますから、お解りになるやうに極めて通俗な例をお話致しますると、今製紙の機械の動くのを見ますると、初めに材木の伐り屑のやうなものがありまして、パルプが其處に轉がつて居る。それを機械に掛けて細かくして、之を次の機械に送る次の機械を見ますると、其物がドロ〳〵したものになつて居る。その次に行きますと一層溶けて紙のやうなものになつて居ります。次に紙の形になり、その次の階級になりますと誰が見ても紙だと思ふやうな白いもの紙が出來上るのであります。刑務所の累進制度がこの通り行けばこれは誠に結構な譯でありまして、刑務所に收容した者を階級を經て淘冶して行つて、さうして善良なる人として刑務所を出すことが出來ましたならば　それは行刑の目的が完全に達せられる譯であります。所が制度によつて累進といふことをやつて行きますのは、丁度機械が動いて紙が出來るやうな具合に、段々階級は經て行きますけれども、製紙機械の如くパルプが果して紙になれば申分はないが、若し其の實質が材木の儘で機械の階級を通過して出て行くやうなことはないかといふことを考へなければならぬ。機械が整頓すればその機械の側に居る人は油を差すとか、機械を見て居る丈けで、餘り仕事をしないで宜しいのであります。併し累進制度は紙を製造するやうに簡單には行かない。一期間四級又は六級といふ風に分けてある。その階級を通つて行つて釋放する時になつて、これは實質上紙になつたのであると、直ちに考へることが出來ない場合が多いのであります。さうすると累進制度によつて受刑者が過去に於て第一の階級から第四の階級に行つて、さうして釋放されたといふ場合に於て其の者は完全に改過遷善したのであるかといふことを諸君は考へなければならぬ。一體受刑者といふものは謂はゞ惡人——前は惡人でありますが、此の惡人が受刑中變じて善人にならねばならぬのである、この改

過遷善が最も努力しなければならぬ點であると思ふのであります。然るに刑務所に這入つて居ります者は總てが其の改過遷善に努力をしなければならぬ者のみではない。主として一般豫防の目的に於て起訴せられ判決が言渡され、刑期が量定せらるゝ場合に於きましては、其の受刑者中には敎誨をしないでも、もう再び罪を犯す虞のないやうな立派な人も居ります。例へば殺人罪の如き、或種の放火犯人の如き、又は背任罪の如き、刑務所に入れてこの人間を造り直す、これを改過遷善せしめて再び罪を犯すことなからしめやうといふことに努力をする必要がない人がある。此等の人々は一般豫防の爲に刑務所に於て刑を執行するのであつて再びさういふ犯罪をする虞がないのであります。斯ういふ人は累進制度などによつて改過遷善の爲に努力をする必要がないのであります。さうでなく刑務所に這入つた時から假令三年居つても、四年居つても到底善人になりさうもない人改過遷善しさうもない人が澤山ある。改過遷善したやうな顏をして刑務官を欺いて居つて、その實少しも改過遷善しない者が澤山ある。所謂常習的といふか、職業的犯罪人といふべき人々であります。斯ういふ人に向つては刑務官たる諸君は大いに努力をしなければならぬのであります。

然らばどういふ方法を執るのであるかといふに、これは實に難かしい問題であります。これが分つて居るならば行刑の效果でない。これは先刻練習所長の訓示のとの聯繫の問題である。私が此處で縷々述べるまでもなく、受刑者殊に累犯者の如き常習的犯罪人は皆利巧な人間であります。智慧は充分あり、到底智慧比べをしては我々も敵はぬやうな餘程偉い一種の頭を持つて居るのでありますが、又一つ缺けた所がある。どういふ點が缺けて居るかといふと、概して僻み根性があります。人を疑ふ考へを持つて居るのであります。例へば眞面目に話をしても、あの人は嘘を言ふ、口先であんな事を言つて居るが信を置くに足らぬ。斯ういふ風に考へるのでありますから、受刑者に對してはどうしても自分が誠心誠意を以て之に接して、自己の人格德望を以てその人の心服を得るより外に方法はない。諸君は少し言ひ過ぎるかも知れませぬが、練習所で大いに行刑制度の研究をして、その該博な知識を以て受刑者をどんなに說諭しても、彼等には馬耳東風に聞き流さるゝのであります。然るにさう云ふ理窟でなく或る一つの何でもないやうな事が彼等をして非常に感動せしむることがある。受刑者の心の機微に觸れる所の諸君の一言一動、これが彼等に非常な感動を與へるといふことを知らなければならぬのであります。段々話が難かしくなつて來て、少し心理學のやうな話になる處があるのでありますが、昔から「主將の法は勉めて英雄の心を攬るに在り」といふことが六韜三略に書いてあると同じやうに受刑者の心服を得るといふことでなければならぬのであります。色々な方面

から實例を聞いて居りますが、私が直接に嘗て經驗した受刑者の懺悔話に依りますと、これは三犯四犯位であつて、結局强盜殺人で死刑になつた者でありますがその者の話を聞いて、從來聞いて居つた事と全く符節を合する受刑者の心理狀態を私は會得した積りであります。其者は東京の刑務所を出まする時、刑務所の敎誨を受けて大變に自分の行爲の惡いといふことを感じて居つたのでありますが、未だ確定的には立派な人になつてゐなかつた。名前はお預りにして置きますが、本門寺に居た或人に世話になつて、日々その人に仕へて働いて居ります內に、その人に傾倒してしまつた。心服してしまつたのであります。前に敎誨を聞いた事もあつたのでありますが、敎誨を聞いて居る時分には、その人の云ふことは好い加減なことを云ふと思つて居つた、所がその人に心服してしまつてから後は、彼の云ふ所に依れば、この人のお世話になつたのであるから、この人の爲に自分は改過遷善しなければならぬ、どうしても再び犯罪をするやうな考へは自分は起らなかつたと云ふ、それは何か善い事をするとその人が褒めて呉れる、私の言つた事をお前は實行して呉れると非常に嬉しいので、その人の許に居り、又後に別れて別な所で働いても、立派な勞働者として相當な收入を得て居つたのであります。その人が本門寺で死んでしまつた。この人は雜誌などによく意見を出して居つて、相當な學者でありましたが、その人が死んだ所が、その男は非常に失望落膽致しまして、もう私は駄目だ、私は何の爲に善人になる必要があるか、斯う考へたと云ふ、それはおかしい理窟でありますが、本人の告白は其の通りであります。そこで到頭再び竊盜をするやうになつてしまつたのであります。併し一旦その人の感化を受けて改過遷善したのでありますから、犯罪をしながらあゝ惡かつた〳〵といふ考は起つたといふ、けれども自分の目標とする所はあの人に褒めて貰ひたい。あの人の爲に善人になつたといふのであつて其の目的はなくなつたのであります。段々犯罪をやつて居る內に到頭强盜殺人の罪を犯すことになりまして死刑の執行を受けたのであります。その死刑の執行を受ける際に其の取調を爲したる檢事即ち私の部下たる人の所に手紙などを寄越して種々告白したので、その事情が分つたのでありますが、要するに常習犯とか職業犯人とか、犯罪を累ぬる者に對し諸君は其の改過遷善に最も力を入れなければならぬ、彼等は極めて簡單なる動機に依つて忽然として改過遷善をするのである。自分が善人になるのは國家の爲である。惡い事をするのは社會の爲でないといふやうなことで必ずしも改過遷善するとは思はれない。自分が世話になつた、自分を非常に愛してくれた、自分が偉い人と思ふその人に褒めて貰ふ、その人に對して濟まないから、自分はどうしても善人にならなければならぬといふ考へを持つのであります。それはどういふ動機かといふとそれは何んでもない樣な事であります。これは叱られるだらうと思つた

のに叱られなかつた、悲しい事があつた時に心から自分を慰さめてくれた、といふやうな事から其人に心服してしまふ。人生知己に感ず、士は己を知る者の爲に死すといふことが昔から言はれて居る言葉でありますが、斯ういふ事例は刑務所内にも澤山あると思ふ、豫審判事や檢事が被告人を調べる際、ちよつとした事で被告人が取調官の人格に心服して白狀する事がありますが、これ等も同じ事であります。諸君はどうぞ刑務の當局者として、如何にして改過遷善の實を擧げる事が出來るかといふことに充分に御努力を願ひたいと思ふのでありまして、御參考に今のお話をしたのであります。

もう一つ附加へて言はなければならぬのは、假に諸君が一箇一箇として受刑者に對して心服されるやうに努めると致しましても、刑務所内が一致して仕事をしなければ效果は擧らぬのであります。諸君は將來一刑務所を引受けて刑務所長として仕事をする時は遠くはないと思ふのでありますが、私共が外から見る所では刑務所内にはどうも職員の一致を缺く場合がある。甲の職員が囚人に向つて乙の職員の惡口を云つて聞かせる。彼は刑務所長におべつかしてゐるのだ、彼が今度昇級したのは斯うだと話すといふやうな事を度々聞きますが、さういふ事ではならぬ、囚人に對しては職員一團となつて改過遷善に努力しなければならぬ、刑務所内の内情のみではない、官舍に於ける私的生活狀態迄が受刑者に手に取るやうに洩れるといふことは宜しくない。さういふ點に就ても充分に御努力を願ひたいと思ふのであります。職員は皆一致してさうして箇々の場合の或機會を捉へて受刑者の改過遷善の實を擧げるといふことに切に御努力を願ひたいと思ふのであります。

この點を私の所感として本日の祝辭に附け加へる次第であります。

卒業生總代答辭

妓ニ第二十二回刑務官練習所卒業證書授與式ヲ擧行セラルルニ方リ閣下並ニ諸賢ノ御光臨ヲ忝フシ生等ニ對シ御懇篤ナル御訓諭ヲ賜リ前途ニ多大ナル希望ト祝福トヲ戴キマシタコトハ生等無上ノ光榮トスルトコロデアリマス

顧ミマスレバ昨年十月諸賢ノ御推挽ニ依ツテ練習所ニ入所シ爾來五ケ月ニ亙リ練習所長閣下ヲ始メ諸先生ヨリ行刑百般ノ新智識ヲ授ケラレ學理ニ實務ニ御懇切ナル御指導ヲ賜リ或ハ行刑諸般ノ實際ニ關スル見學等生等ノ將來嚮フベキ道ヲ親シク御指導下サイマシタコトハ感激ノ至リニ堪ヘナイトコロデアリマス。

飜ツテ社會ノ狀態ヲ眺メマスルニ今ヤ經濟界ノ不安ハ益々思想ノ惡化ヲ來シ人心徒ニ動搖シテ停止スルトコロヲ知ラズ實ニ思想國難ノ叫ヲ聽クモ眞ニ宜ナルカナト謂ハザルヲ得マセン是等社會思想ノ動搖ハ直ニ吾等ガ行刑ニ大ナル影響ヲ及ボスハ明カナルトコロデアリマス。思想犯人等ノ增加ハ如實ニ此點ヲ物語ツテ居ルモノデアリ妓ニ吾等行刑官吏ガ緊褌一番斯界ノ第一線ニ奮闘努力ヲ與望セラルル所以デアリマス

今ヤ世界ノ行刑ハ總テ教育刑ノ旗幟ノ下ニ刑罰目的ノ遂行ニ進ミツツアル今日ニ於テ吾等行刑官吏ノ人格ノ向上ト社會科學ノ吸收トハ刻下ノ一大急務デアリマス此ノ點ニ於キマシテ親シク諸先生ヨリ行刑百般ノ新智識ヲ授ケラルルノ機會ヲ得マシタ生等ノ幸福ハ眞ニ筆舌ニ盡シ難キモノガアリマス。

今ヤ光榮アル業ヲ了ヘ夫々任地ニ歸ラントスルニ當リマシテ妓ニ諸先生ノ御懇切ナル御指導ト御鞭韃トニ對シ最大ナル敬意ヲ表シマスルト共ニ任地ニ在リテハヨク練習所開設ノ意ノアルトコロヲ體シマシテ專心行刑ノタメニソノ第一線ニ立チテ重任ヲ全フシ練習所長閣下ヲ始メ諸先生ノ御期待ニ背カザランコトヲ誓フ次第デアリマス不肖私一同ニ代リマシテ聊カ蕪辭ヲ述ベ答辭ト致シマス

昭和六年二月二十日

第二十二回刑務官練習所

卒業生總代

朝鮮總督府看守 竈野留市

卒業試驗筆記問題

（昭和六年二月十二日、十三日施行）

會計法

岡部講師 一時間

左ノ諸問題中五問ヲ擇ビ各簡明ニ解答スベシ

一、第一豫備金

二、豫算定額繰越ノ種類

三、歲入徵收官

四、支出機關ト支拂機關ノ差異

五、立法科目

六、渡切經費ト委任經理ノ差異

七、過年度支出ハ無制限ニ支出シ得ルヤ

以上

刑法總論

木村講師 一時間

一、障礙未遂と中止未遂との區別

二、保安處分について

以上

刑法各論

松井講師 一時間

一、暴行、傷害、傷害致死及殺人ノ犯罪ニ付其意義ヲ明ニシ且其ノ差異ヲ略說スベシ

二、作業事務ヲ擔當セル刑務所雇ガ作業主任ノ命ヲ受ケ受負契約ヲ爲スニ際シ受負人ノ請ヲ容レ契約保證金ノ納付ヲ免除シタリ年末ニ至リ右受負人ヨリ右ニ對スル謝禮ヲ衆ネ歲暮トシテ金五十圓提供アリ之ヲ收受レタル雇ノ責任如何簡單ニ理由ヲ付シテ說明セヨ

以上二問題

刑事訴訟法（前編）

秋山講師 一時間

一、檢事ハ如何ナル場合ニ被疑者ヲ拘束シ得ルヤ

二、勾引狀ニヨリ被告人ヲ刑務所ニ收容シ得ベキ場合アリヤ、若シアラバ勾留狀ニヨル收容ト比較シテ說明スベシ

刑事訴訟法（後編）

森山講師　一時間

一、被告人等公判廷ニ於テ所謂被告人會議ヲ開キ相喧騒シ裁判長ノ訊問ニ對シ絶對ニ陳述ヲ爲サズ

二、被告人甲、控訴申立書ヲ看守ニ交付シタル處同人ハ之ヲ失念シ刑務所長ニ交付セズ其儘控訴期間經過シタリ

三、判決確定後、甲ノ妻病死シ其ノ子女數人アリ而モ之ガ扶養ノ任ニ當ルベキ親戚又ハ知人ナシ

右各場合ニ（一）裁判所（二）被告人又ハ（三）檢事ハ如何ナル處置ヲ講ジ得ベキヤ、簡單ニ理由ヲ付シテ解答スベシ。

行刑法

正木講師　二時間

一、行刑に於ける犯人分類主義を述べよ

二、ハンガーストライキに對抗する爲め强制榮養を施し得るや。若し施し得らるるとすればその理由如何

三、左の事項を略述せよ

（a）個別處遇（b）モット・オスボーン（c）手當金（d）糧食自辨（e）減食

行刑學（衞生）

芥川講師　一時間

一、居房及工場ノ衞生施設ヲ論ゼヨ

二、法律ニ於テ豫防ヲ規定セル慢性傳染病ノ種類ヲ列記シ且ツ之等疾病ノ刑務所ニ於ケル豫防施設ヲ論ゼヨ

行刑學（沿革）

岡部講師　一時間

德川時代ニ於ケル人足寄場ヲ略述シ、現代行刑制度ト比較論評スベシ

行刑學（作業、敎化）

森山講師　一時間

一、刑務作業時間ハ民間ノ勞働時間ニ準據シテ之ヲ定ムル必要アリヤ

一、作業賞與金ノ敎化的價値ヲ發揮セムガ爲ニハ如何ナル點ニ留意スルコトヲ要スルヤ

（右一題選擇）

同十六日より三日間に亙る口述試驗によつて爲され（受驗感想記は西大門の龜野君執筆の筈）芽出度二月二十日卒業式を擧行し得たことは同慶に堪へないところである。

本年の卒業生は七十四名（內地五十九名內三名女看守、朝鮮十二名、臺灣三名）で外に修業生一名あつたが、練習所授業科目、時間數及擔任講師竝に見學箇所等次の通りである。

◆第二十二回刑務官練習所授業一覽

科目	時間數	擔任講師
一、基礎科目		
行刑學（沿革、拘禁、戒護）	一七	司法書記官　岡部常
行刑學（作業、敎化）	九	同　森山武市郎
行刑法	四三	同　正木亮
行刑學（衞生）	三〇	司法省衞生官　醫學博士　芥川信
刑事政策	一六	司法省行刑局長　鹽野季彥
刑法總論	三〇	前九州帝國大學敎授　木村龜二
刑法各論	三一	大審院檢事　松井和義
刑事訴訟法（第一編及第二編第三章迄）	三〇	東京區裁判所檢事　秋山要
刑事訴訟法（第二編第四章以下）	三〇	司法書記官　森山武市郎
法學概論（公私概要）	三	同　齋藤直一
會計法	一五	同　岡部常
二、補助科目		
少年法、矯正院法	三	司法大臣官房保護課長　大原昇
治安維持法、思想問題	一〇	東京控訴院檢事　岩村通世
工場法、工場管理、能率增進	一〇	東京地方專賣局製造課長　神田孝一
社會敎育及成人敎育	三	東京帝國大學敎授　文學博士　春山作樹
低能兒敎育	二	東京帝國大學助敎授　青木誠四郎
犯罪心理	三	醫學士　吉益脩夫
犯罪社會學	八	東洋大學敎授　平井學院長　勝水淳行
倫理學概論	八	日本大學敎授　佐々木英夫
保護槪論	一〇	大審院檢事　宮城長五郎
釋放者保護	一〇	輔成會理事　香川又二郎
社會政策	一〇	東京帝國大學助敎授　戶田貞三
三、行刑實務		
敎化	四	小菅刑務所長　吉田律
階級處遇法	四	豐多摩刑務所長　椎名通藏
被告人處遇法及職制	四	市谷刑務所長　根本仙三郎
四、敎養訓練		
修養	八	東洋大學講師　加藤熊一郎
訓育	一四	刑務協會理事　住江敬義

操練　三　東京府立第一中學校教師　水谷嘉一
劍道　三　市谷刑務所教師　白土留彦
柔道　一九　同　伊藤四男

五、實習

刑務ニ就テ　四　行刑局事務囑託　和田岩雄
統計ニ就テ　四　司法屬　泉英斌
經理一般ニ就テ　四　同　大原虎夫
作業契約ニ就テ　四　同　鑓山俊治
教務ニ就テ　四　同　武藤亘
豫算ニ就テ　四　司法省事務官　松岡民五郎
督勵ニ就テ　五　司法屬　永原萬吉
指紋ニ就テ（實地指導ヲ含ム）　九　同　仁科正次

六、科外

國民經濟　八　教授　東京帝國大學法學博士　河津暹
警察行政　六　顯問　警察講習所法學博士　松井茂

行刑建築　六　司法技師　濱野三郎

合計四十六科目　五三七　講師實人員四十四名

◎第二十二回刑務官練習所見學箇所

一、豐多摩刑務所、二葉保育園
一、巢鴨刑務所府中建築場、浴風園
一、小菅刑務所
一、小田原少年刑務所、栃木刑務支所
一、巢鴨刑務所、自立會、マハヤナ學園
一、東京朝日新聞社
一、市谷刑務所
一、多摩御陵參拜、高尾登山藥王院參詣、八王子少年刑務所多摩少年院
一、王子製紙株式會社十條工場
一、明治神宮參拜、同寶物殿拜觀、同繪畫館拜觀、青山墓地ニ於ケル諸名士ノ墓參拜、乃木神社參拜

一、東神倉庫株式會社東京支店倉庫
一、所澤陸軍飛行學校、川越少年刑務所、喜多院參詣寶物拜觀
一、東京衞戍刑務所、兩全會、松蔭神社參拜
一、記念艦三笠、横須賀海軍工廠、軍艦榛名、鶴ヶ岡八幡宮、賴朝公墓、鎌倉宮及同御窟參拜
一、東京地方專賣局工場
一、靖國神社參拜、遊就館觀覽
一、新宿御苑拜觀

以上見學回數十七回

週間制度の所期

新しい試みたる週間制度の第一回安全週間は濟みました。やがてその他の週間もつぎ〳〵に行はれることでせう。

週間制度の第一の特色は、收容者と職員とが同列一體となつて、緊張その事に當ることでありませう。第二はその施設が主として内面的にはたらくものであつて、直ちに行刑の實質に觸るゝ點でありませう。

此の二點は、法令規則を以て行刑を指導する普通のやり方と大に異つてゐる所以で、これでなければ行刑の厚味を盛り質を新にするに十分でないのである。

各週間を通じて「先づ緊張！」でなくていゝものは一つもない。緊張するのに、職員と收容者とが對立的では、互にお勵め氣分になつて「見るぞ」、「見てくれ」といふ別箇の立場をもつところに間隙がある。兩者同列一體となつてこそ互に力强く、ピツタリと自發的氣分を醞釀する。

安全・力行・修養・衞生、いづれも人として努めなければならぬ事項で、收容者と職員、刑務所と世間とで差異の有り得やうは無い。思へば世間では多くの人達が、種々の事情に障礙せられて、これらの努力すべき急要事項を顧みてゐられぬ者すらある中に、こゝ刑務所の一廓に、吏・囚の分を遺れて一緊張の氣圍氣にひたつて精進することは、まことに尊き極み幸福の至であらねばならぬ。この上はどこまでも週間制度の目的を達成しようでは有りませぬか。週間は月間となり、年間となり、終生間とならむことを念願する。

敬虔なる佛教信徒の間に行はれた例でいへば、四修といふことがある。恭敬修、無餘修、無間修、長時修である。念佛を行ずるならば、その行を恭敬尊重の心を以てするが恭敬修で、餘他の希望や考慮をさしはさまず、全心一心になつて行ずるが無餘修である。無間修は間斷無しで、念佛を行じて晝夜朝暮、行住坐臥を問はず、時處諸緣をえらばず、間斷することなく行ずるのである。而して長時修とは、期間期日をかぎらず、終身一生を通じて行ずるのである。

かやうに專修專行をつゞけながら、尚或る特別の事緣を機として、一定時日を限りて別時念佛を精進することがある。それはあだかも週間制度のやうなものである。

わたくしだちも、週間制度を繰り返し、又繰り返して、それを恭敬しそれに專心して、長時無間斷に、おのづから緊張を保持せらるゝところまで習慣づけるべく熱注したいと祈るのであります。

（富井生）

敍任辭令

願免　保健技師　山東光裕（市谷）

高山定一

任朝鮮總督府看守長　給八級俸
釜山刑務所在勤ヲ命ス　大石泉

任朝鮮總督府看守長　給九級俸
公州刑務所在勤ヲ命ス　大石賴幸

任朝鮮總督府看守長　給十級俸
西大門刑務所在勤ヲ命ス　前間英六

任朝鮮總督府看守長　給十級俸
開城少年刑務所在勤ヲ命ス　村本岩松

任朝鮮總督府看守長　給十級俸
金泉少年刑務所在勤ヲ命ス　日淺嘉見

任朝鮮總督府看守長　給十級俸
大田刑務所在勤ヲ命ス　朝鮮總督府看守長　水間彪一（金泉）

西大門刑務所在勤ヲ命ス　同　石部武一（西大門）

光州刑務所在勤ヲ命ス　同　鈴木園吉（光州）

全州刑務所在勤ヲ命ス　同　佐藤榮次郎（全州）

金泉少年刑務所在勤ヲ命ス　同　芥川安壽（公州）

全州刑務所在勤ヲ命ス　關東廳保健技師　鈴木時二

八級俸下賜　朝鮮總督府典獄補　入江彌彥（清津）

紋勳七等授瑞寶章

行刑法令

○行刑ノ刷新

（監獄法及同施行規則全般）

●週間制度ニ關スル件

（昭和五年十二月行甲第一七〇一號行刑局長）

行刑上ノ施設ニ關シテハ尚ホ改善ヲ要スヘキモノアリト雖現存施設ノ範圍內ニ於テ其ノ內容ノ充實ヲ圖リ實績ノ向上ヲ期センカ爲メニハ更ニ一層ノ努力ヲ要スヘキモノ勘ナカラサル樣認メラレ候ニ付テハ今般週間制度ヲ設ケ左記要綱ニ依リ之ヲ安全週間、力行週間、修養週間及衞生週間ノ四ニ分チ之カ實際的訓練ヲ行フコトニ因リテ行刑施設ノ內容ノ改善ニ資スルト共ニ訓育ノ基礎ヲ確立シ之ヲ平素ニ及ホシ以テ行刑實績ノ進展ヲ期シ度候間右趣旨ニ基キ職員收容者相共ニ協心戮力克ク週間施行ノ目的達成ニ努メラレ候樣致度候

記

一　施行目的

（一）安全週間

緊張シタル精神ヲ以テ逃走、災害其ノ他ノ事故ヲ防止戒護ノ充實ヲ期スルト共ニ書類等ノ處理ノ整齊ヲ圖リ且物品ニ對スル愛護觀念ノ扶植ニ資セントス

（二）力行週間

勤勉力行ノ美風ヲ養成シ作業能率ノ增進ヲ圖ラントス

（三）修養週間

報恩感謝ノ念ヲ誘起シ非違ヲ悛ラシメ健全ナル精神ヲ養成スルト共ニ教育的效果ノ完成ニ資セントス

（四）衞生週間

衞生思想ヲ涵養シ身體ノ健全向上ニ資セントス

二　施行期日

（一）各週間ノ施行期日及施行期間ハ其ノ都度本省ニ於テ之ヲ指定ス

（二）各週間ハ本支所ヲ通シ同期間同時ニ施行スルヲ原則トス但シ各所ニ於ケル特殊ノ事情ニ因リ必要アリト認ムル場合ニ於テハ經伺ノ上施行期間ヲ短縮若ハ延長シ又ハ施行期日ヲ變更スルコトヲ得

三　施行項目

左記ノ通但シ其ノ實行方法ニ付テハ各所ニ於テ適宜計畫ノ上處理スルコト

施行項目（甲ハ職員、乙ハ收容者ニ關スルモノトス）

第一、安全週間

甲

イ　保安ニ關スル事項

（一）戒護ノ充實

（二）參勢禮式ノ肅正

(三) 規律命令ノ嚴守
(四) 各機關ノ連絡統制
(五) 設備上ノ不備缺陷ノ除去
(六) 犯則其ノ他ノ事故ノ敏活處理
(七) 其ノ他保安ニ關スル事項

ロ 整頓ニ關スル事項

(一) 舍房、工場ノ内外及倉庫内ニ於ケル物品ノ整頓
(二) 帳簿其ノ他ノ書類ノ整理
(三) 器具機械類ノ手入、使用方ノ適正
(四) 不用物品ノ處理
(五) 經理合理化ニ關スル理論並ニ實際的智識ノ普及

乙

(一) 原動機動力傳導裝置其ノ他ノ工作物、機械器具等ノ取扱又ハ危險部分ニ關スル注意
(二) 被服臥具類ノ整備
(三) 製素品其ノ他ノ物品ニ對スル愛護觀念ノ普及

第二、力行週間

甲

(一) 精神ノ緊張
(二) 時間ノ勵行
(三) 就業者ニ對スル指導訓練ノ適正
(四) 作業場及執務場所ニ於ケル採光、換氣、濕度等ノ適正
(五) 作業器具機械類ノ完備
(六) 其ノ他作業經營ノ合理化ニ關スル事項

第三、修養週間

甲

(一) 敎誨敎育施行ノ適正
(二) 看讀書籍ノ貸與竝讀書ノ奬勵
(三) 假釋放事務ノ適正
(四) 其ノ他修養ニ關スル事項

乙

(一) 德望アル士ヲ招聘シ精神修養ニ關スル講話ノ施行
(二) 工場揭示ノ標語募集
(三) 其ノ他修養ニ關スル事項

第四、衛生週間

甲

(一) 獻立表ノ適正
(二) 工場、房舍、廳舍竝其ノ附屬建物内外ノ清潔
(三) 炊事場、洗面所、浴場、食堂、便所、湯呑所及運動場ノ清潔
(四) 下水塵溜及排水ノ處置
(五) 投藥、診察竝治療事務ノ適正
(六) 工場、房舍及事務所ノ採光、換氣、照明、除塵竝被服臥具類ノ滌濯ノ可適

(七) 保健衞生ニ關スル智識ノ普及
(八) 其ノ他衞生ニ關スル事項

乙

(一) 運動ノ勵行
(二) 飮食、睡眠ノ可適
(三) 其ノ他衞生ニ關スル事項

四 ポスター竝標語ノ揭示

工場、房舍及事務所各出入口竝其ノ内部ノ見易キ部位ニ各當該週間ヲ表示シタルポスター及標語ヲ其ノ週間中揭示スルコト
右ポスターノ圖案及形式竝標語ハ本省ニ於テ之ヲ募集シ其ノ優秀ナルモノヲ選定スルコトアルヘシ

五 徽章ノ使用

週間中ハ職員及收容者共各自ニ當該週間ヲ表示シタルマークヲ上衣左胸上部ニ佩用セシムルコト

六 ポスター及マークノ配給

ポスター及マークハ本省ニ於テ取纏メ一括作製ノ上配給スルコト

標語ハ各所ニ於テ適宜ノ形式ノ下ニ之ヲ揭記スルモノトス

七 勤務竝就業

平常ノ通トス但シ已ムヲ得サル場合ハ此ノ限ニアラサルコト

八 報告

各週間ニ於ケル實施ノ方法、狀況竝其ノ成績ハ週間終了後遲滯ナク之ヲ本省ニ報告スルコト

○代用監獄ニ於ケル拘禁者ノ給養ノ變更

(監獄法第一條第三項、明治三十五年法律第十一號、同年三月司法省令第四號)

●警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルヽ者ノ費用

(昭和五年十一月七日司法大臣、内務大臣)

司法省令第十九號

明治三十五年三月司法省令第四號中「金貳拾錢」ヲ「金拾八錢」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治三十五年三月十七日司法省第四號

明治三十五年法律第十一號ニ依リ監獄費ヨリ北海道地方費及府縣ニ償還スヘキ費額ハ一人一日ニ付金貳拾錢トス但拘禁又ハ異置ノ初日ハ一日ヲ以ニ計算シ出監ノ日ハ之ヲ算入セス

警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルヽ者ノ費用償還ニ關スル省令改正ニ付通牒

(昭和五年十一月 行刑局長)
行甲第一五八三號

十一月七日司法省令第十九號ヲ以テ標記省令改正相成候ニ付テハ十月一日以降警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラ

矯正図書館

レタル者ノ費用ニ付改正費額ニ依リ償還相成度爲念及通牒候

○受刑者ノ罪質ニ依ル拘禁分類ノ指定

（監獄法第一條、第三條、第十六條）

●治安維持法違反受刑者ノ執行ニ關スル件

（昭和五年七月七日行甲一、〇一六號行刑局長通牒）

治安維持法違反被告人ノ判決確定又ハ確定入所シタルトキハ當分ノ間當局ニ於テ執行刑務所ヲ指定致スヘク候條左記事項ヲ具シ直ニ申報相成度候

記

一　刑名、刑期、刑ノ終了日
二　氏名、年齢、職業及性別
三　行狀及健康狀態
四　所屬團體名及地位
五　自所ニ於テ執行ノ適否並其ノ事由
六　其ノ他參考事項

○入監者ノ身上ニ關スル調査

（監獄法施行規則第十九條第二項指紋原紙取扱規程）

●指紋原紙作成上ニ關スル件

（昭和五年十一月行甲第一、五九二號行刑局長通牒）

指紋押捺者ニシテ其ノ年齡七十歲以上ニテ再入シタルトキハ受刑追加小票ニ代ヘ新原紙一枚作成受刑事項其ノ他全部記入ノ上新原紙ト共ニ翌月二十日迄ニ發送相成候樣致度

○受刑者ニ對スル社會教育ノ實施

（監獄法第二十九條、第三十條同施行規則第八十五條）

●(一)『ラヂオ』受信機設置ニ關スル件

（昭和五年十二月行甲第一、七二六號行刑局長）

近時「ラヂオ」ニ依リ放送セラルル事項ハ其ノ內容漸次改善セラレ社會教育的價値ヲ有スルモノ尠カラス從テ之ヲ受刑者ノ敎化資料トシテ利用シ精神ノ修養ニ資スルト共ニ社會ノ實狀ニ通セシメ以テ釋放後ノ社會生活上支障ナカラシムルハ洵ニ意義アルコト思料候ニ付テハ試ニ別ニ指定スル刑務所ニ「ラヂオ」受信機ヲ設置シ左記要綱ニ則リ受刑者ニ聽聞セシメラレ候樣致度候

要綱

一、『ラヂオ』ヲ聽聞セシムル受刑者ノ範圍ハ昭和二年十二月行甲第一、七九九號通牒中活動寫眞ノ觀覽資格ニ關スル規定ニ準シテ之ヲ定ム

二、『ラヂオ』ハ祝祭日又ハ免業日ニ敎誨堂其ノ他適當ノ場所ニ於テ之ヲ聽聞セシム

敎化上特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ニ揭ケタル日以外ニ於テモ『ラヂオ』ヲ聽聞セシムルコトヲ得但シ成ルヘク休憩時間ヲ利用スヘシ

三、敎材ハ主トシテ左ノ項目ニ就キ之ヲ選定スヘシ

(イ)　講演
(ロ)　祝祭日、記念日等ニ於ケル式典ノ狀況
(ハ)　音樂的演奏
(ニ)　經濟市況
(ホ)　『ラヂオ』體操

四、講演ニ付テハ豫メ其ノ內容ヲ精査シ且講演者ノ人格經歷等ヲ參酌シテ敎化上有益ト認ムルモノヲ選定スヘシ。講演以外ノ項目ニ付テモ敎化的價値ノ有無竝程度ヲ精査シ眞ニ敎化的內容ヲ有スルモノノミヲ聽聞セシムヘク之ニ依リ受刑者ニ對シ單ニ愉悅ヲ與フルニ留マルカ如キモノヲ選定シ行刑ノ目的ニ背馳スルコトナキ樣注意スヘシ

五、『ラヂオ』受信機設置ニ要スル費用ハ各所ノ配賦豫算ヲ以テ支辨スヘシ但シ已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ豫算增額方ヲ申請スヘシ

六、『ラヂオ』ヲ聽聞セシメタルトキハ當分ノ間每月十五日迄ニ前月中ニ於ケル其ノ狀況ヲ行刑局長宛報告スヘシ

前項ノ報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ。

(イ)　施行年月日時
(ロ)　施行ノ場所
(ハ)　聽聞者ノ範圍及人員
(ニ)　敎材ノ種類
　講演ニ付テハ講演者ノ氏名及講演ノ趣意ヲ附記スヘシ
(ホ)　實施中ノ狀況及其ノ成績
(ヘ)　受刑者ノ感想ニシテ參考ト爲ルヘキ事項

●『ラヂオ』受信機設置ニ關スル件

（昭和五年十二月行甲第一、七二七號行刑局長）

標記ニ關シ本日行甲第一七二六號ヲ以テ及通牒候處當分ノ間左ニ揭クル刑務所ニ之レヲ設置シ少年、準少年、老年及刑期十年以上ノ受刑者ニ對シ聽聞セシムルコトニ決定候條御了知相成度候

一、少年及準少年受刑者
　各少年刑務所、奈良、宮崎刑務所、松本刑務所支所
二、老年受刑者
　濱松、米子刑務所
三、刑期十年以上ノ受刑者
　小菅刑務所

○受刑者ノ死體ノ處分

（監獄法第七十五條監獄法施行規則第百七十九條）

●受刑者ノ死體ヲ解剖ノ爲送付ノ病院及學校等指定

司法省告示第四十七號（昭和五年十一月十五日司法大臣）

大正十一年六月司法省告示第二十五號私立日本大學醫學科ノ次ニ左記三校ヲ加ヘ昭和五年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

私立帝國女子醫學專門學校
私立東京女子醫學專門學校
私立九州醫學專門學校

（參照）

大正十一年六月二日司法省告示第二十五號ハ監獄法施行規則第百七十九號ニ依ル病院及學校等指定ノ件ナリ

昭和五年十一月中入出監竝月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of November 1930

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	40,609	4,098	3,945	40,762	40,609	36,930	153	3,832
刑事被告人	5,220	4,026	4,113	5,133	5,220	4,332	△ 87	801
勞役場留置者	598	893	887	604	598	332	6	272
乳兒	7	6	9	4	7	8	△ 3	4
總計 男	45,663	8,746	8,692	45,717	45,663	40,867	54	4,850
總計 女	771	277	262	786	771	735	15	51
總計 計	46,434	9,023	8,954	46,503	46,434	41,602	69	4,901

備考　內朝鮮人受刑者 男 1,464人 女 3人　刑事被告人 男 204人 女 2人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	計	國名	受刑者	刑事被告人	計
中華民國 男	113	39	152	羅馬尼亞 男	1	—	1
英吉利 男	—	1	1	伊太利 男	1	—	1
佛蘭西 男	3	—	3	總計 男	119	43	162
露西亞 男	1	3	4				

昭和五年十一月末在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of November 1930

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Bebies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	886	—	886	—	—	—	—	—	—	—	—	—	886		886
市谷 Ichigaya	99	14	113	×73 1,139	1 50	×74 1,189	84	3	87	—	—	—	1,395	68	1,463
豐多摩 Toyotama	945	—	945	— 168	—	— 168	3	—	3	—	—	—	1,116		1,116
巢鴨 Sugamo	1,992	—	1,992	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1,994		1,994
横濱 Yokohama	593	5	598	— 140	— 2	— 142	22	—	22	—	—	—	755	7	762
千葉 Chiba	791	6	797	— 46	—	— 46	9	—	9	—	—	—	846	6	852
水戸 Mito	492	—	492	— 42	— 1	— 43	13	1	14	—	—	—	547	2	549
宇都宮 Utsunomiya	495	134	629	×1 9	— 2	×1 11	2	—	2	—	—	—	507	136	643

刑政第44卷第3号

前橋 Maebashi	1,339	—	1,339	— 58	— 4	— 62	26	—	26	—	—	—	1,423	4	1,427
静岡 Shizuoka	915	—	915	× 7 105	— 3	× 7 108	10	—	10	—	—	—	1,037	3	1,040
甲府 Kofu	520	—	520	— 41	— 4	— 45	7	—	7	—	—	—	568	4	572
長野 Nagano	715	—	715	× 6 70	× 1 5	× 7 75	15	—	15	—	—	—	806	6	812
新潟 Niigata	429	—	429	× 1 44	— 4	× 1 48	6	1	7	—	—	—	480	5	485
京都 Kyoto	817	131	948	× 9 171	— 4	× 9 175	18	—	18	—	1	1	1,015	136	1,151
大阪 Osaka	3,421	3	3,424	× 5 629	— 15	× 5 644	47	2	49	—	—	—	4,102	20	4,122
神戸 Kobe	1,372	—	1,372	× 4 152	— 1	× 4 153	21	—	21	—	—	—	1,549	1	1,550
奈良 Nara	650	—	650	× 6 26	— —	× 6 26	10	—	10	—	—	—	692	—	692
滋賀 Shiga	450	—	450	— 12	— —	— 12	1	—	1	—	—	—	463	—	463
徳島 Tokushima	510	6	516	— 20	— 1	— 21	8	—	8	—	—	—	538	7	545
高松 Takamatsu	946	—	946	× 3 23	3 1	× 3 24	7	1	8	—	—	—	979	2	981
高知 Kochi	744	9	753	× 2 59	2 1	× 2 60	21	—	21	—	—	—	826	10	836
名古屋 Nagoya	1,572	49	1,621	×17 241	— 3	×17 244	28	—	28	—	—	—	1,858	52	1,910
三重 Mie	736	—	736	× 1 45	— 4	× 1 49	7	—	7	—	—	—	789	4	793
岐阜 Gifu	736	—	736	— 48	— 1	— 49	9	—	9	—	—	—	793	1	794
金澤 Kanazawa	710	17	727	×35 72	1 1	×36 73	3	—	3	—	—	—	820	19	839

— 148 —

廣島 Hiroshima	1,163	85	1,248	× 4 128	× 1 4	× 5 132	17	1	18	—	—	—	1,312	91	1,403
山口 Yamaguchi	752	—	752	— 57	— 1	— 58	10	—	10	—	—	—	819	1	820
岡山 Okayama	1,021	1	1,022	× 3 44	× 1 1	× 4 45	12	—	12	—	—	—	1,080	3	1,083
松江 Matsue	751	—	751	× 3 25	— 1	× 3 26	9	—	9	—	—	—	788	1	789
松山 Matsuyama	650	—	650	× 3 62	— 2	× 3 64	5	1	6	—	—	—	720	3	723
長崎 Nagasaki	706	—	706	× 1 131	— 5	× 1 136	11	—	11	—	—	—	849	5	854
三池 Miike	1,133	—	1,133	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	1,133	—	1,133
福岡 Fukuoka	1,736	49	1,785	× 8 141	× 1 2	× 9 143	26	1	27	2	—	2	1,913	53	1,966
大分 Oita	403	—	403	× 6 44	— 1	× 6 45	5	—	5	—	—	—	458	1	459
熊本 Kumamoto	820	1	821	× 8 50	— 4	× 8 54	6	—	6	—	—	—	884	5	889
鹿兒島 Kagoshima	405	22	427	5 72	— 2	5 74	7	—	7	—	—	—	489	24	513
宮崎 Miyazaki	395	1	396	— 34	— 2	— 36	4	—	4	—	—	—	433	3	436
沖縄 Okinawa	353	5	358	— 26	— 3	— 29	6	2	8	—	1	1	385	11	396
宮城 Miyagi	765	44	809	— 76	— —	— 76	15	3	18	—	—	—	856	47	903
福島 Fukushima	372	—	372	× 5 42	— 1	× 5 43	16	1	17	—	—	—	435	2	437
山形 Yamagata	243	—	243	× 1 27	× 1 —	× 2 27	4	—	4	—	—	—	275	1	276
秋田 Akita	436	—	436	×11 64	— —	×11 64	9	—	9	—	—	—	520	—	520

— 149 —

青森 Aomori	286	—	286	— 15	— 1	— 16	3	—	—	304	1	305
札幌 Sapporo	1,142	28	1,170	× 7/125	— 3	× 7/128	23	—	—	1,297	31	1,328
函館 Hakodate	440	—	440	— 47	— 1	— 48	—	—	—	487	1	488
網走 Abashiri	552	—	552	— 4	— [	— 4	1	—	—	557	—	557
釧路 Kushiro	261	—	261	— 16	— 1	— 17	3	—	—	280	1	281
小田原（少年） Odawara (for juvenil delinquents)	328	—	338	— 4	— —	— 4	1	—	—	333	—	333
川越（同） Kawagoe (ditto)	288	—	288	— —	— —	— —	—	—	—	288	—	288
姫路（同） Himeji (ditto)	524	—	524	— 19	— 2	— 21	4	—	—	547	2	549
岡崎（同） Okazaki (ditto)	234	—	234	× 1/51	— 4	× 1/85	3	—	—	319	4	323
岩國（同） Iwakuni ditto	329	—	329	— 3	— —	— 3	—	—	—	332	—	332
久留米（同） Kurume (ditto)	345	—	345	× 2/17	— 2	× 2/19	1	—	—	365	2	367
盛岡（同） Morioka ditto	215	—	215	— 11	— —	— 11	4	—	—	230	—	230
北海（同） Hokkai (ditto)	132	—	132	— —	— —	— —	—	—	—	132	—	132
八王子（同） Hachioji (ditto)	97	—	97	— 13	— —	— 13	3	—	—	113	—	113
總計 Sum Total	40,152	610	40,762	× 238/4,738	× 7/150	× 245/4,888	587	17	604	45,717	786	46,503

法律論叢

第十巻 第二號
昭和六年二月一日發行

論說
勞働爭議の法規的調整と最近の思潮（五）……森山武一郎
商・商行爲及び商事の概念と商法の本質（二）……松岡熊三郎
ソヴエト・ロシアの相續法（一）……野田孝明

資料
英國の辯護士（一）……冠木精喜
ジッタ教授の新國際私法體系（二）……實方正雄

明治大學内 明大學會發行

法學協會雜誌

第四九卷 第二號
昭和六年二月一日發行

行政行爲の瑕疵（一）……法學士 田中二郎
船舶所有者有限責任條約案の研究（二）……法學博士 小町谷操三
二一三 株主カ破產會社ノ破產債權者タル場合ニ於ケル强制和議ニ對スル議決權……法學士 兼子一
訴訟承繼論（二・完）……法學士 兼子一

東京帝大内 法學協會發行

判例研究
商法判例研究……水口吉藏

判例要旨
民事判例 十四件 刑事判例 十件

月間時事
民事訴訟法判例批評（一〇六）……法學博士 加藤正治
○法理研究會記事「統一手形法について」

刑政第44巻第3号

矯正図書館

法學新報

第四十一卷　第三號
昭和六年三月一日發行
定價一册五十錢・郵稅一册一錢五厘

論叢

商法雜題……松本蒸治

□ 建設利息に關する定款規定の變更

石田博士の「相續人の占有權」を讀む……岩田新

相隣權の機能に關する史的考察（一）……村教三

醫師の手術と身體傷害罪の問題に就て（二）……藤本直

資料

海商法の獨立性（四）……小町谷操三譯

佛蘭西に於ける勞働災害論概說（三・完）……小玉治行

十二表法の原本及本法の題號に就て……矢田一男

雜報

船員保險法要綱　船員保險法案要綱修正案

外國文獻抄報　記事

中央大學内
發行所　法學新報社

法曹會雜誌

第九卷　第三號
昭和六年三月一日發行
◇定價五拾錢◇

□ 合有なる觀念……水井壽吉

□ 株主總會の日時及場所（一）……有地平三

□ 『續審』と云ふことに就て（一）……岩澤彰二郎

□ 判例に現はれたる身元引受契約（二・完）……吉川大二郎

□ 刑事略式命令に就て……岩野稔

□ 日本に於ける民事商事の仲裁及調停制度の概要（一）……中村武

□ ドイツ判例新話……藥師寺志光

□ 明治裁判物語（二十四）○森文部大臣刺殺事件（下）……尾佐竹猛

□ 法廷喜戲　村の裁判官アダム（一）……クライスト作　原田漸譯

■ 法曹會決議　■ 司法省訓令通牒回答　■ 判例要旨

■ 戶籍・登記事務協議會決議　■ 新法令　■ 雜報

■ 會報

司法省構内
財團法人　法曹會
（振替東京一五六七〇番）

編輯餘錄

□ 我等の行刑に對して痛棒を加へようとした最近二つの思想。その一は法律時報に於ける山本茂樹氏の行刑論集罵倒論とその二は田中博士の應報論とである。前者は行刑論集が教育刑を語るがそれはおこがましい沙汰だといふのである。氏は教育刑はロシヤのバテントでブルジョアの指嗾にかかるわれわれが教育刑を語るのが生意氣だといふのである。

□ しかし、既に德川時代の行刑をごらんなさい。石川島にどんな教育思想が生れたか。醜惡行刑ではあつたが明治五年にどんな教育行刑が培はれたか。さうして、ロシヤの學徒がどれほどブルジョア國家の教育論者に育てられたか。シルヴイントやオゼリスクと同じやうに日本でも教育刑のロシヤ獨占論をとなへる人があると純粹の教育刑者もなかなか仕事が容易でなくなる。

□ 後者は卷頭言に於て正木君が之を批評されたから玆に再びいふことをさける。しかし、今日の行刑に對し、堂々たる學府の帥から極端なる應報論をきかされることを觀過してはならない。かやうな議論の出ることによつてわれらの教育刑論の根柢かたきを加へることを知る人ぞ知る。

□ 昨年の本誌は昭和六年の編輯に法治國的思想の轉開をゆづつて置いた。正木君の懲罰裁判主義はその一端とも考へられる。氏の論旨に奇矯なるところのあるは懲罰裁判主義を創作的にものした結果にほかならぬが、とにかくその論がわが行刑界の一問題として考へらるゝに至らば本誌の目的の一部が達せらるゝわけである。

一　練習生諸君七十五名を送る。また行刑界にそれ丈けのインテリゲンチヤがふへて行刑の教育化に力が加はつた。諸君の自重を祈る。

□ 今日の行刑には收容者にインテリゲンチヤが多くなつた。敎はるものが敎へるものよりも知識が多くては敎育は轉倒である。その意味に於て練習所卒業生諸君は行刑の至寶であるべきである。特に諸君の加さんを祈る。

□ 安全週間の第一回が實行された。安全は週間のみのものではない。不斷の緊張が安全の基。安全週間は刑務所に於ては安全の上の安全なり。

昭和六年二月二十二日夜
あき雄——

松井前會長の轉居

刑務協會前會長松井和義氏は今回左記へ移轉された。

東京市外杉並町字天沼七九五
電話荻窪一五四四

定價表	
一　冊（稅共）	金二十五錢
六　冊（稅共）	金一圓五十錢
十二冊（稅共）	金三圓

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和六年三月七日印刷納本
昭和六年三月十日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　住江敬義
印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六四番地　竹田益平
印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第44巻第3号

矯正図書館

44e Année n° 3 Mars 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Masaki, A.— La peine disciplinaire au point de vue de la politique criminelle.

Tokiwa, T.— La peine éducatrice, son passé et son avenir.

Qelques pages des journaux de B. Freudenthal de ses visites en Angleterre et aux Etats-Unis en 1927.

Tsukui, S.— De la valeur de la peine de détention (Kinko) dans son exécution.

Mouvement des idées à l'étranger :

M. A. Kavangh, Does the death penalty curb crime?

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio